

神戸消防の動き

令和4年版消防白書

特集 新型コロナウイルス感染症に対する
消防局の対応

特集	新型コロナウイルス感染症に対する 消防局の対応	1
第1章	令和3年中の災害状況	
1	火災の状況	5
2	救急の状況	6
3	救助の状況	8
4	その他の状況	9
第2章	災害に備えて	
1	警防体制の強化	10
2	消防団の活動	12
3	救助体制の充実	15
4	広域的な応援・受援体制の充実	17
5	災害時の緊急通報	18
6	航空機動隊の活動	20
第3章	一人でも多くの命を助けるために	
1	救急救命活動	23
2	救急業務の向上	24
3	医療機関との連携	26
4	市民救急の推進	26
5	大災害時の市民、医療機関、 民間団体との協力体制	29
6	救急需要対策	29
第4章	市民と共に築く安全な暮らし	
1	防災福祉コミュニティ	31
2	防災教育の支援	32
3	住宅防火	33
4	露店等の防火対策	34
5	市民への火災予防広報	34
6	市民の皆さんとともに	35
7	同じ火災を繰り返さないために	36
第5章	災害に強い都市をめざして	
1	自主防火・防災体制の推進	38
2	違反対象物への対応	39
3	超高層化・深層化する建築物	39
4	社会福祉施設等の安全対策	40
5	消火活動上の安全対策	41
6	小規模飲食店の火災対策	41
7	危険物行政の動き	42
8	消防活動阻害物質の届出	44
9	保安三法事務について	45
第6章	新しい時代に対応する人づくり	
1	消防行政は人なり	48
2	人材の確保	48
3	人をつくる・いかす	48
4	研修制度の充実	49
5	女性消防吏員の採用と職域の拡大	49
6	魅力ある職場づくり	49
7	職員の健康管理と安全衛生管理	49

第7章 消防施設の整備

1	消防施設の整備	51
2	庁舎管理	51
3	車両製作	51
4	車両の点検整備	52
5	機械器具の点検整備	53
6	消防艇の点検整備	53
7	消防・救急無線のデジタル化	53
8	消防管制システム	53
9	I C T化の推進	54

第8章 市民防災総合センターの業務

1	消防学校の研修概要	55
2	消防科学研究業務	56
3	特別消防係(消防音楽隊)の活動	57
4	市民研修係の活動	59

資 料

1	消防機関の機構図	61
2	消防署所等所在地・庁舎規模	62
3	消防署所等配置図	63
4	消防職員数	63
5	消防自動車等の保有数	64
6	消防水利施設数	65
7	消防団の状況	66
8	年次別火災状況	67
9	年次別主な出火原因	69
10	119 受信内容	70
11	消防部隊別出動状況	71
12	ヘリコプターの活動状況	72
13	消防艇の活動状況	72
14	消防団出動状況	72
15	救助活動状況	73
16	年別救急取扱件数	74
17	行政区別救急取扱状況	75
18	防火管理者を必要とする対象物数	76
19	消防用設備等を必要とする対象物数	77
20	指定防火対象物査察実施結果	78
21	建築申請処理件数	79
22	危険物施設の現況	80
23	特定事業所の危険物施設状況	81
24	危険物施設査察結果	82
25	火薬類関係施設の現況	83
26	火薬類関係施設査察結果	83
27	高圧ガス関係施設の現況	84
28	高圧ガス関係施設査察結果	84
29	液化石油ガス関係施設の現況	85
30	液化石油ガス関係施設査察結果	85
31	消防学校教育訓練実績	86
32	市民研修実績	86
33	消防音楽隊演奏実績	86
34	市民防災教育実施状況 (消防署実施分)	87
35	市民救命士講習実施状況	88

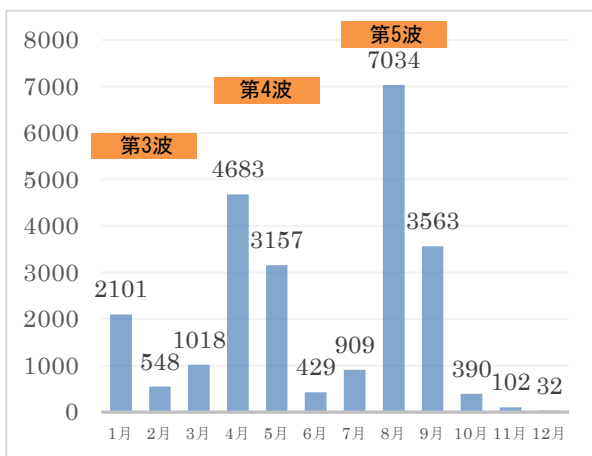
特 集

新型コロナウイルス感染症に 対する消防局の対応

1 神戸市内の新型コロナウイルス 感染症の状況

● 神戸市内の感染拡大状況

神戸市では、令和2年3月に市内1例目の患者が発生し、以降全国的な感染拡大とともに神戸市内の感染者数も拡大しました。令和2年中は計3,417人が感染し、令和3年中は、変異ウイルスであるアルファ株、デルタ株の猛烈な感染拡大により計23,966人が感染しました。



図特-1 神戸市内の感染者数の推移

2 消防局の対応

● 基本方針

消防局では、

- ・災害対応力を維持・継続すること
- ・「うつさない」「うつされない」行動・対策を徹底すること

を基本方針として消防業務を継続してきました。

(1) 消防局対策本部・専門チームの設置

消防局では、近隣市で感染者が発生した翌日（令和2年3月2日）という早期段階で消防局対策本部を設置し、対応方針などを決定しました。

また、消防体制維持のための指針策定や、新型コロナウイルス感染症情報の集約・分析を担うことを目的とした専門チームである「新型コロナウイルス感染症対策チーム（Covid19 Response Team、以下「CRT」という。）を設置するなど、状況に応じて柔軟な体制をとりました。

《CRTの変遷》

令和2年

4/20 CRT設置

令和3年

5/10～6/6 CRTに保健所連絡調整班を設置

(3 救急隊の対応状況で後述)

(2) 消防局ガイドラインの策定

CRTを中心として、消防局では独自の「新型コロナウイルス感染対応ガイドライン」を策定し随時見直しています。

このガイドラインでは、消防業務の継続を維持するため、職場での感染予防対策、職員の行動原則、職員の感染状況に応じた業務執行体制等を定めるとともに、消防職員ひとりひとりが自覚を持って常に高いレベルの感染予防に努めることを求めています。

● 緊急事態宣言等の際の取組

令和3年、神戸市（兵庫県）は、政府から、三度の緊急事態宣言の発令や二度のまん延防止等重点措置実施区域への指定を受けました（第2回緊急事態宣言

（R3 1/13～2/28）、第1回まん延防止等重点措置実施区域指定（R3 4/5～4/24）、第3回緊急事態宣言（R3 4/25～6/20）、第2回まん延防止等重点措置実施区域指定（R3 6/21～7/20）、第4回緊急事態宣言（R3 8/20～9/30））。この期間の内外を問わず消防業務継続のため取組を行いました。

(1) 火災予防業務上の工夫

緊急事態宣言等以外の期間も、接触機会を減らすため、消防設備等に関する相談や届出をはじめとする火災予防業務に関し、事業者に対して電話やEメールの活用、郵送での届出をお願いしています。

また、電子申請の取組の推進や来庁者へのマスク着用のお願いや離隔距離を確保し対応しています。

(2) 職員の感染対策

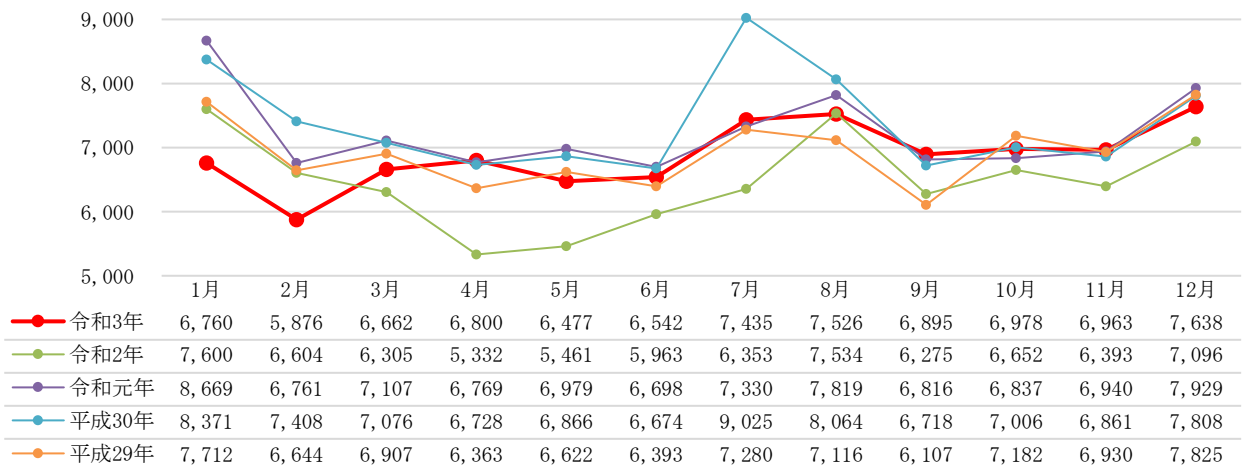
消防局では、市内の感染拡大に比例し、令和3年中には職員32人が感染、令和2年からの合算で計34人が感染しました。しかし、ガイドラインの徹底を中心とした取り組みにより、消防警備に支障をきたすことなく、消防業務を安定的に継続してきました。

また、神戸市の方針にあわせ、消防機能の維持に必要な職員体制は確保したうえで在宅勤務等の活用により出勤抑制を行いました。

今後も、どのような状況においても消防力を維持できるように、私生活を含め、ガイドラインに基づく感染防止対策を徹底していきます。

● ワクチン接種会場への職員派遣

令和3年度から開始された新型コロナウイルスワクチン接種を早急に実施するため、神戸市健康局にワクチン接種対策室が設置され、各接種会場に市職員を派遣しワクチン接種を進めていきました。消防局からも、救急業務、災害対応に影響の出ないよう工夫しながら、5月31日からノエビアスタジアム大規模接種会場の会場責任者として延べ1,349人の職員を派遣しました。



図特-2 過去5年の月別救急出動状況

3 救急隊の対応状況

● 救急隊の対応について

消防局では、119番通報受信時と救急隊の現場到着時には、感染が疑われるかどうか、必要事項を聞き取り判断しています。

感染者または感染が疑われる患者を搬送する際は、保健所と情報共有した上で、原則として保健所が指定した医療機関へ搬送していますが、緊急性が高い場合は、中央市民病院に救急隊が直接交渉し、搬送しています。

救急隊は、新型コロナウイルス感染症関連の傷病者に限らず、全ての事案で、感染防止用の専用衣服、ゴーグル、マスク、手袋着用を徹底し、全ての傷病者及び同乗者に対し、マスク着用をお願いしています。

また、これらの感染防止対策に加え、搬送後には救急車内および資器材の消毒を入念に行っており、その後搬送する方への2次感染防止についても、徹底した予防措置をとっています。

● 救急出動の状況

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、2020年の救急出動件数は77,568件となり、2019年の86,654件に比べて大幅に減少しました。(前年比9,086件減、11.7%減)

2021年の救急出動件数は82,552件で、2020年と比べて4,984件増(6.4%増)となり、2019年と比べると4,102件減(4.7%減)となっています。

◇ 第1波～第2波の状況

(緊急事態措置実施期間：R2. 4. 7～5. 21)

・第1回目の緊急事態宣言以降、市内医療機関でクラスターが発生したこともあり、患者の受入れが一部制限される状況が発生しました。

・(新型コロナウイルス感染症と症状の似ている) 発熱や呼吸器症状のある傷病者を中心として、搬送先の病院交渉に4回以上かつ現場滞在時間30分以上を要する事案(以下「救急搬送困難事案」という。)が4月下旬から増加し、5月上旬(5/4～5/10)には1週間で40件となりました。

(現場滞在最長時間：1時間54分、交渉回数16回(5/2))

・消防局では、健康局等と連携して、医療機関に対して、救急搬送困難事案の状況を情報共有するとともに、積極的な患者の受入れを要請しました。

・また、救急隊が発熱患者の対応可能病院をいち早く検索できるように、救急医療情報システム(メイフィス)において発熱患者受け入れ可能医療機関を明示する運用を開始するとともに、兵庫県広域災害・救急医療情報システム(HEMIS)の積極的に活用することによって搬送先を確保しました。

・健康局においては、発熱患者を受け入れる病院等に対する支援などが講じられました。(6/2こうへ病院安心サポートプラン)

・このような対応によって、病院の受け入れ状況は徐々に改善し、新規感染者の減少とともに6月以降救急搬送困難事案の状況は例年並みに改善しました。

・夏季においては熱中症は、発熱など新型コロナウイルス感染症と似た症状もあることから、患者の受け入れ状況の悪化が懸念されましたが、医療機関への受入れ強化の要請などを行った結果、第1波のような状況は発生しませんでした。

◇ 第3波の状況

(緊急事態措置実施期間：R3. 1. 14～2. 28)

・新型コロナウイルス感染症患者の搬送件数は、令和2年11月下旬以降増加し、1月中旬(1/18～24)の週)には1週間で62件と第3波において最大となりました。

・救急搬送困難事案についても、令和2年12月中旬以降増加し、1月中旬(1/11～1/17の週)には1週間で77件と第3波において最大となりました。

(現場滞在最長時間：1時間43分、交渉回数14回(1/13))

・健康局においては、軽症者用の宿泊療養施設の充実を図ってきたほか、中央市民病院には重症者用の臨時病棟を整備しました。また、10月からは相談・診療体制を強化するため、発熱・せき症状患者の診療を行う、かかりつけ医などの医療機関を確保しました。

・消防局では、健康局等と連携して、医療機関に対して、救急搬送困難事案の状況を情報共有するとともに、年末年始における積極的な受入れを要請しました。

・その結果、救急隊の病院交渉困難事例は、1月中旬をピークとして減少に転じ、搬送の遅れが命にかかわるような重大な事案は発生しませんでした。

◇ 第4波の状況

(緊急事態措置実施期間：R3. 4. 25～6. 20)

(まん延防止等重点措置実施期間：

R3. 4. 5～4. 20、R3. 6. 21～7. 11)

・新型コロナウイルス感染症患者の搬送件数は、3月下旬より急激に増加し、4月下旬(4/26～5/2)には1週間で202人と第4波において最大となり、第3波までと比較して大幅に増加しました。

・特に、自宅待機者からの119番通報件数が急増(最大4/26～5/2：145件/週)したため、空き病床がないため病院が決まらず、救急隊の現場滞在時間が長くなるケースや不搬送となるケースが増加しました。(現場滞在最長時間：7時間43分、交渉17回、救急隊4隊中継(5/11))

・消防局では、救急隊の長時間活動に対応するため、酸素ボンベの残量が不足した場合において消防隊が支援する体制や救急隊の負担軽減のため別の救急隊に交代する体制を整備しました。

・また、保健所に消防局職員を連絡調整員として派遣し、保健所による搬送先調整が迅速かつ正確に行えるよう活動調整を行い、救急搬送の円滑化を図りました。(5/2～6/6)

- ・さらに、健康局と連携して、救急活動時に搬送先が確保できない場合において往診医師が現場に駆けつけて処置をするなどの対応を講じることができました。
- ・その結果、4月下旬から5月上旬にかけて搬送先が決まらずに現場滞在時間が長くなる事例が増えましたが、救急隊員の身体的・精神的な負担を軽減しつつ、質の高い救急活動を維持することができ、搬送の遅れが命にかかわるような重大な事案は発生しませんでした。

◇ 第5波の状況

(緊急事態措置実施期間：R3. 8. 20～9. 30)

(まん延防止等重点措置実施期間：

R3. 8. 2～R3. 8. 19)

- ・新型コロナウイルス感染症患者の搬送件数は、8月中旬より急激に増加し、8月下旬(8/23～8/29)には1週間で216人と第5波において最大となりました。
- ・新型コロナウイルス感染症の搬送者数の増加及び熱中症患者の発生による救急需要の逼迫に備えて、7月19日から9月16日までの日中時間帯に臨時救急隊を編成し、対応しました。
- ・健康局では早期診療による重症化予防や転院搬送における病床の確保などを戦略的に進めました。
- ・また、消防局と健康局で連携して、搬送先が見つからない夜間に救急要請があった場合にも迅速に対応できるように、夜間帯の外来診療体制（オーバーナイト）の確保について、医療機関に対して協力を依頼しました。
- ・その結果、第4波のように、空き病床がないため病院が決まらず救急隊の現場滞在時間が長くなるケースや不搬送となるケースはほとんど発生しませんでした。また、新型コロナウイルス感染症患者以外についても、搬送先が決まらず、救急隊の現場滞在時間が長くなるケースはほとんど発生しませんでした。

● 資器材の状況

救急搬送等に必要な防護服（感染防止衣）やマスクなどについて、一時流通状況が悪化する状況も発生しました。しかし、篤志者や兵庫県をはじめとする関係

機関からの寄贈も頂いたことから、不足する状況は発生しませんでした。

その後、資器材の流通状況は改善しましたが、今後どのような流通状況にあっても、隊員が十分な感染予防対策をとれるように、常に半年分の備蓄を確保しています。

第 1 章

令和3年中の災害状況

1 火災の状況

● 火災件数

令和3年の火災総件数は、前年の385件から38件減少して347件となっており、現在の様式で統計を取り始めた昭和46年以降で、最も少なくなっています(図1-1)。

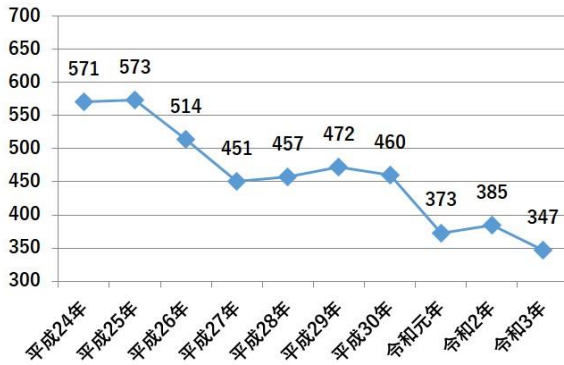


図1-1 火災件数の推移

火災種別でみると「建物火災」が192件と最も多く、令和2年から34件減少しました。また、火災総件数に占める割合は55%となっています。

その他の火災種別では、その他火災の7件増加を除いて、林野火災は7件、車両火災は4件減少しており、船舶火災は1件で昨年と同数となっています。(表1-1)。

	令和3年	令和2年	比較(▲減)
火災件数	347	385	▲38
火災種別(件)	建物火災	226	▲34
	(住宅火災)	(114)	(▲26)
	林野火災	8	▲7
	車両火災	38	▲4
	船舶火災	1	0
	その他火災	108	101
建物焼損面積(m ²)	3,491	4,549	▲1,058
林野焼損面積(a)	55	76	▲21
損害額(百万円)	362	415	▲53

表1-1 火災件数と種別

● 火災原因

「放火・放火の疑い」が昨年に比べて8件増加して56件となり、出火原因の1位となりました。

昨年の出火原因の1位の「たばこ」は、19件減少して45件となり、第3位となりました。

「電気関係」は昨年から1件増加とほぼ横ばいですが、「たばこ」及び「コンロ(天ぷら)」の件数が大幅に減少したことで第2位となりました(表1-2、図1-2)。

	令和3年	令和2年	比較(▲減)	
主な出火原因(件)	放火・放火の疑い	48	8	
	電気関係	47	1	
	たばこ	64	▲19	
	コンロ(天ぷら)	44(18)	56(21)	▲12(▲3)
	焼却火・たき火	30	30	0
	火遊び	7	8	▲1

表1-2 火災の主な出火原因

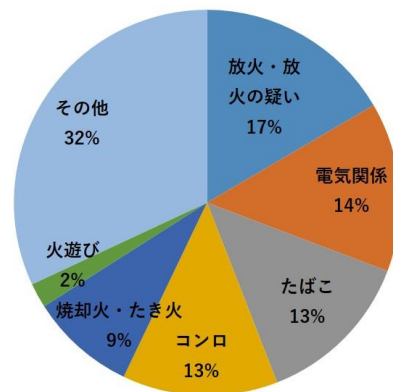


図1-2 火災原因別割合

● 火災による死傷者

火災による死者は前年より2名減少して10名となっています。このうち、住宅火災による死者(放火自殺を除く)は7名で死者総数の大半を占めています。また、10名の死者のうち65歳以上の高齢者は6名となっています。火災による負傷者は前年と同数の55名となっています(表1-3)。

	令和3年	令和2年	比較(▲減)
死者(人)	総数	12	▲2
	高齢者(65歳以上)	10	▲4
	子ども(15歳以下)	0	0
負傷者	55	55	0

表1-3 火災による死傷者の状況

2 救急の状況

● 救急活動の概要

令和3年中の救急出動件数は、令和2年中に比べて4,984件増加し82,552件(6.4%増)となりました。また、搬送人員数も4,362人増加し70,293人(6.6%増)となりました(図1-3)。これは、神戸市内の救急隊が1日あたり平均226件の出動で約193人の方を搬送し、また、6分22秒に1件の割合で救急車が出動したことになります。

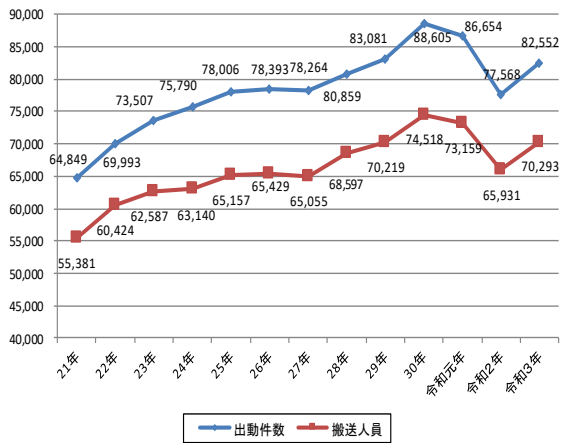


図1-3 出動件数・搬送人員数の推移

事故種別ごとの救急出動件数は、例年同様、急病が最も多く、全体の65.6%を占めています。以下、歩行中の転倒や窒息などの一般負傷が16.5%、転院搬送が7.2%と続きます(図1-4)。

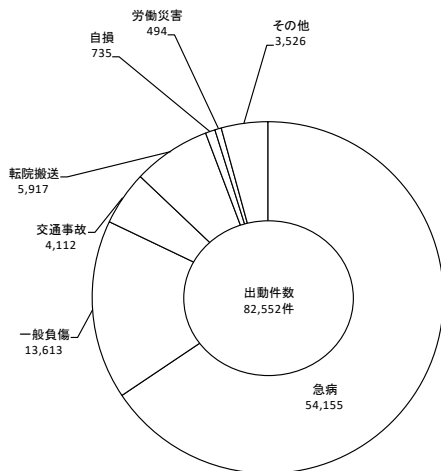


図1-4 事故種別救急取扱状況

行政区別の出動件数では、全ての行政区で前年より増加しています(図1-5)。

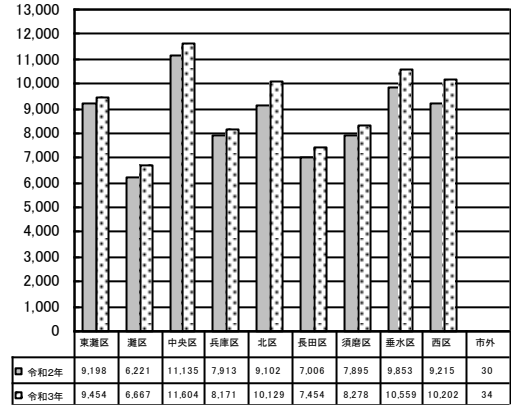


図1-5 行政区別救急出動件数

● 傷病者の搬送状況

傷病程度ごとの搬送状況は、例年同様、入院を必要としない軽症が最も多く、全体の51.7%を占めています(図1-6)。

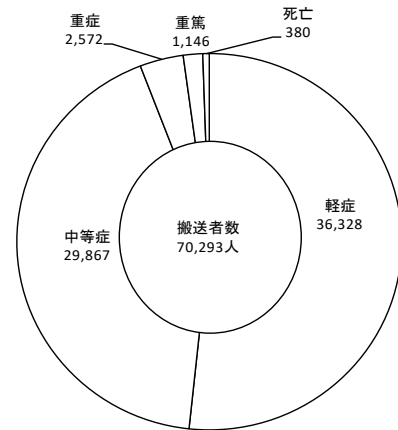


図1-6 傷病程度別搬送人員数

各年齢層における事故種別の構成比では、新生児を除く年齢層においては急病の占める割合が最も高くなっています。

また、低年齢層及び65歳以上の高齢者においては一般負傷の占める割合も比較的高いことがわかります。

一方、10歳代から20歳代にかけては交通事故の割合が高くなっています。また、新生児で最も多い事故種別は、その他に含まれている転院搬送となっています(図1-7)。

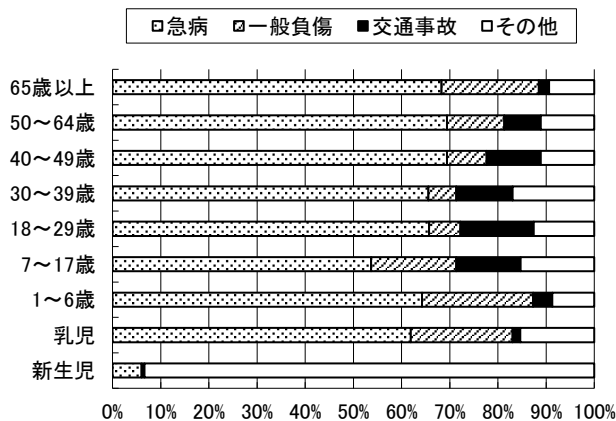


図1-7 年齢別搬送状況

高齢化の進展に伴い、救急搬送においても65歳以上の高齢者の占める割合が増えています。令和3年中では全搬送人員数の62.4%(43,858人)を占め、前年と比較すると、1.3%割合が減少していますが、依然として高い数値で推移しています。図1-8からは、火災、急病、一般負傷、転院搬送では搬送人員数の半数以上が65歳以上の高齢者となっていることがわかります。

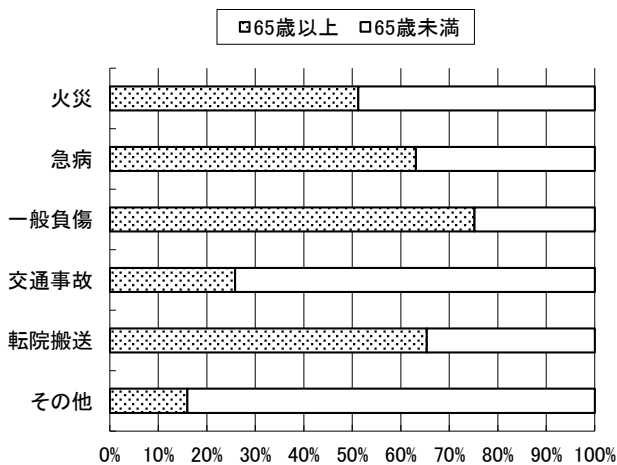


図1-8 高齢者の搬送状況

65歳以上の高齢者は、呼吸器系疾患、心疾患、脳疾患による搬送が多くなっています。このような病気の急な悪化を防ぐためにも普段から「かかりつけ医」を持つようにしましょう。

転倒などによる骨折や打撲などの怪我は、その約60%が、安全だと思われている家庭内で発生しています。

例えば廊下や階段等では、手すりやカーペットなどの滑り止め措置をする、足元に置いてあるものを整理整頓するなどの少しの工夫で事故を防止することができます。

また、急な冷え込みや暑さが続くような場合、体調を崩しやすくなります。特に夏季は、急激な気温の上昇に伴い熱中症による傷病者が増加する傾向にあります。気候の変化に応じた健康管理をお願いします。

● 救命処置の実施とその効果

図1-9は、全国で統一された調査様式である病院外心肺停止患者記録(ウツタイン様式)による調査結果を表しており、令和3年中に救急救命士の乗車する救急隊が搬送した全ての心肺停止患者1,410名のうち、1ヵ月後の生存が確認された方の数(※1ヵ月以内に転院した場合も含む。)は72名となっています。

また、平成26年4月から新たに運用を開始した「血糖測定と低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与」「心肺停止前の静脈路確保と輸液」については、令和3年中の血糖測定は366例、ブドウ糖溶液の投与90例、心肺停止前のショック状態の傷病者に対する輸液152例を実施しました。これにより、低血糖で意識状態の悪い傷病者を極めて短時間で回復させることや、傷病者が重篤化することによって心肺停止状態に陥るのを防ぐことができるようになり、後遺症の軽減に繋がっています。

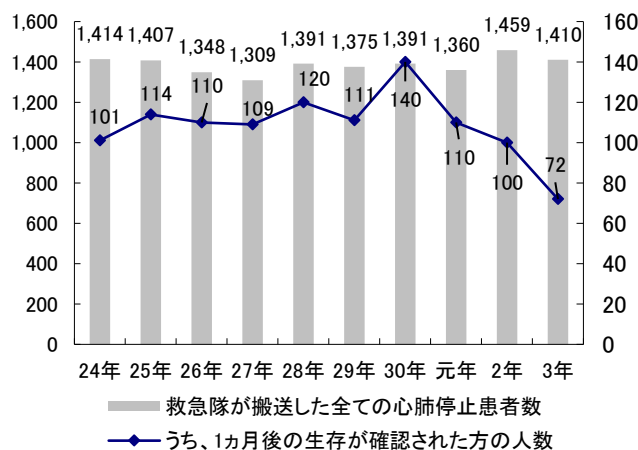


図1-9 救急救命士の救急救命処置状況

● 応急手当の救命効果

表1-4は、令和3年中の救急隊または消防隊が到着するまでの間に、家族等による応急手当(人工呼吸・胸骨圧迫、AEDを使用した除細動)が実施されていた場合の1ヵ月後生存者数の割合について、応急手当が実施されていない場合と比較したものです。

突然の病気や事故によって心肺停止状態となった場合に、救急車が到着するまで応急手当が施されなければ、救命は難しい状況となります。特に、心肺停止になった事案のうち、心原性（心臓が原因）と推測され、かつ倒れる瞬間を目撃する、または倒れる音を聞くなどして、付近の人がすぐに異変に気が付いた場合などは応急手当が有効です。

救命効果の一層の向上を図るためには、傷病者の付近に居合わせた家族等の素早い応急手当が不可欠です。

心肺停止時の状況		搬送者	1ヵ月生存者数	割合 (%)	
目撃あり	心原性	応急手当あり	181	28	15.5%
		応急手当なし	71	5	7.0%
	心原性以外		284	16	5.6%
	救急隊・消防隊による目撃あり		111	16	14.4%
目撃なし		763	7	0.9%	
合計		1,410	72	5.1%	

※ 1ヵ月以内に転院した場合も1ヵ月生存とする。

表1-4 令和3年中の応急手当の救命効果

3 救助の状況

● 救助出動件数

令和3年中の救助出動件数は2,386件で、前年に比べて46件増加しました。

救助出動件数のうち、「建物等による事故」による出動が最も多く、1,126件となっています（図1-10）。

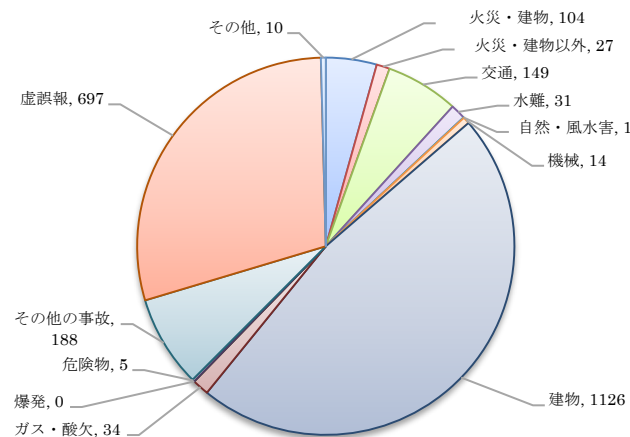


図1-10 事故別救助出動件数

「建物等による事故」では、ひとり暮らしの高齢者が、施錠された室内で倒れて動けなくなり、家族やホームヘルパーなどの訪問者が室内に入れないという事例が多く見られます。これらの出動件数は昨年から126件増加しており、過去10年で約1.7倍の出動件数となっています。高齢化に伴い、出動要請は今後も増加していくものと予想されます。（図1-11）。

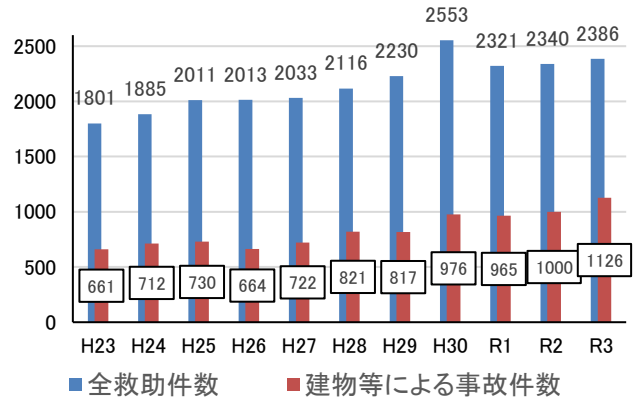


図1-11 全救助件数と建物による事故件数の推移（過去10年）

次に多い救助出動は「交通事故」で、149件に出動しています。交通事故の地域的な特徴として北区や西区の郊外で多く発生しており、両区だけで71件と全体の48%を占めています。

その他の事故に含まれる「山岳事故」件数は87件で、前年に比べて9件減少しました（図1-12）。

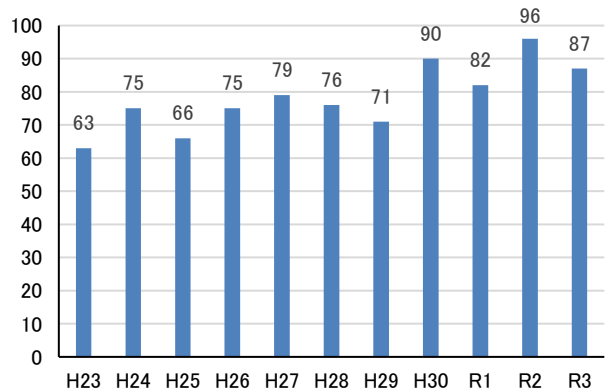


図1-12 山岳事故件数の推移（過去10年）

4 その他の状況

● 消防部隊の出動状況

令和3年中に消防部隊が出動した災害発生件数は9,695件で、前年中と比較して244件の増加となっています(図1-13)。消防車両やヘリコプター、消防艇など延べ24,554隊が出動し、1日あたりの平均災害発生件数は26.6件、平均出動隊数は67.3隊となります。

また、消防部隊の全出動のうち、誤報、虚報及び救急隊が行う救命処置の支援などの災害出動があわせて6,757件ありました。

また、近隣市町へも26件の応援出動を行いました。

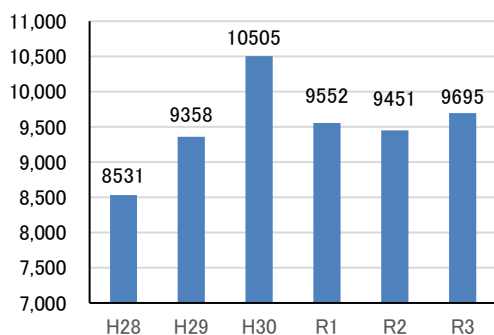


図1-13 災害発生件数

● 水災の発生状況

令和3年中の災害発生件数9,695件のうち、神戸市内で発生した水災は15件となっており、前年中と比較して12件の減少となっています。

● その他の災害の発生状況

その他の災害は、火災・水災を除く、交通事故、水難事故、ガス・酸欠事故、機械事故、建物等における事故など、市民生活や企業活動の中での事故において消防部隊が出動したものを取り上げています。

令和3年中のその他の災害(救助隊が出動していないものを含む。)の発生件数は2,576件にのぼり、前年中の2,510件と比較して66件増加しています。主な事故種別として、交通事故が1,059件で全体の41.1%を占めています。

第 2 章

災害に備えて

1 警防体制の強化

● 消防部隊等の配置・出動

令和3年中の消防部隊の出動件数は、前年と比べて増加しており、火災をはじめ、交通事故や山岳救助、水災などさまざまな災害に出動しています。

神戸市では、現在、消防車両に加えヘリコプター、消防艇など、緊急時に出動できる様々な車両・部隊を配備しています。

119番通報があれば、その内容を聞き取り、発生した災害の形態と規模に応じて、それに対応する車種と台数をコンピューターにより選出します。そして市内32の消防署や出張所、もしくは航空機動隊等に配置している消防部隊のうち、災害現場に最も近い部隊に出動を指令します。

● 特殊災害への対応

化学災害、毒劇物事故、放射線災害や近年発生が危惧されているNBCテロ災害等の特殊災害に対応するため、神戸市では特殊災害隊を配置しています。特殊災害隊は、陽圧構造型分析室を有した専用車両を運用し、赤外線を利用したガス分析器や中性子線測定器、生物剤検知器などを装備した本部特殊災害隊（ハズマツトKOBE、中央消防署に配置）と、ガス濃度測定器や防護服等の資機材を装備し、放水隊と兼務した方面特殊災害隊（東灘、兵庫、北、西消防署に配置）とで構成され、市内における特殊災害に備えています。

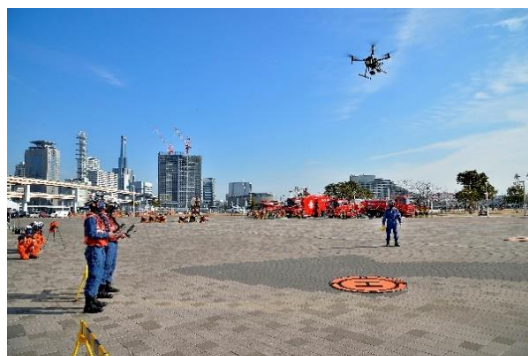
また、特殊災害に対応できる隊員を多数養成していくため、毒劇物や危険物等の資格の取得、災害発生を想定した専門研修や訓練を実施し、対応能力の向上を図るとともに、5機関（神戸学院大学、一般財団法人海上災害防止センター、日本メジフィジックス株式会社兵庫工場、神戸薬科大学、神戸大学研究基盤センター）と

災害時等における協力に関する覚書を交わし、産・学・官の連携体制を確立しています。



特殊災害における現場活動

さらに、本部特殊災害隊はあらゆる分野で活用が期待される無人航空機（ドローン）を24時間体制で運用しており、上空から情報収集を行うことで、地上の部隊と連携して効果的な活動を図っています。



ドローン操作の状況

● 指揮体制・安全管理の強化

あらゆる災害に対して、組織的かつ効率的な部隊活動を実施するとともに、活動隊員の安全管理が実施できるように、専任の指揮隊を市内全消防署及び北神分署に配置、なかでも5消防署（東灘・中央・北・須磨・西）には課長級職員を指揮隊長として配置し、指揮及び安全管理体制の強化を図っています。



現場指揮所の状況

● 風水害への備え

神戸市の中央に横たわる六甲山は土砂災害が起りやすい地形・地質で、過去に大きな被害が発生しており、また河川においても、台風に伴って過去に大きな被害が発生しています。平成30年には平成30年7月豪雨や台風21号の影響により市内各地で被害が発生しました。

神戸市では、これらの災害を踏まえて、治山・治水の防災工事が進められており、いざという時に備え、神戸市地域防災計画に基づき緊急連絡体制や水防情報システムを整備しています。また土砂災害や洪水が想定される区域、避難所等を表示したハザードマップ「くらしの防災ガイド」を作成し、市内全世帯に配布しています。

河川については、避難の目安となる「避難判断水位」等が設定され、河川の水位情報の収集や避難指示などの発令の目安として活用されています。

また、洪水による被害が予想される地域（洪水浸水想定区域）とその地域内の地下保有施設を把握するための実態調査を行い、警戒避難体制の強化に努めています。

土砂災害についても、大雨が降った場合に土砂災害等が予想される地域に対して世帯ごとの人員数等を調査した避難計画を策定しています。

さらに兵庫県では風水害や地震による避難指示などの緊急情報を市民の皆さんに速やかに伝えるために、「ひょうご防災ネット」（アプリ版・電子メール版）を運用しています。「ひょうご防災ネット」を活用することで、神戸市や兵庫県から緊急情報のメール配信やアプリへの通知が行われるほか、平常時から防災関連情報を入手することができます。

風水害から身を守るため、日頃から防災情報の収集や、避難経路を確認するなど備えを万全にして、いざとなったら早めの避難を心がけることが重要です。

「ひょうご防災ネット」登録URL

[\(http://bosai.net/kobe/\)](http://bosai.net/kobe/)

● 消防水利の整備・維持管理

消火活動を行うためには、水が必要不可欠です。

消防局では、消防水利を確保するために、消火栓の点検や、防火水槽等の整備・維持管理・設置の指導等を行っています。

平常時だけではなく、地震や濁水時でも有効に使用できる消防水利を確保するため、耐震性防火水槽の設置のほか、河川、海水、雨水なども消防水利として活用できるよう努めています。

近年は建物構造の基準の見直しや道路幅員の確保、区画整理等により、災害に強い都市づくりが進んでいますが、その一方で消火活動が困難な地域も存在しているため、消防水利の現況調査に加え、消防地理の調査、地域の延焼危険度の評価等を行い、その結果を踏まえて、地域の実情に応じた消防水利の確保に努めています。

【 整備方策 】

- 公共施設の整備に合わせて、消防水利を設置する。
- 開発協議・建築指導を通じて、消防水利の設置を指導する。
- 総合設計制度（防火水槽設置型）により、消防水利の整備を促進する。
- 水道施設耐震化計画と協調しながら整備を進める。

総合設計制度とは

一定規模以上の敷地を有し、かつ、敷地内に一定割合以上の公開空地等を確保する建築計画について、計画を総合的に判断して市街地環境の改善に資すると認められる場合に、容積率の割増、あるいは斜線制限の緩和を行うことができる、建築基準法に基づく許可制度です。

2 消防団の活動

● 消防団の組織

神戸市には、条例に基づき各消防署と管轄区域を同じくする10の消防団と15の支団（北・西消防団のみ）が設置されています。

消防団は4,000名の地域住民等の有志により組織されており、各消防団員は普段はそれぞれの職業に従事しながら、“自らの地域は自ら守る”という崇高な郷土愛護の精神のもと、地域の安全・安心のため積極的な消防団活動を行っています。

● 消防団の業務・活動内容

消防団員の身分は神戸市消防団条例により非常勤特別職の地方公務員と位置づけられており、消防団長は市町村長が任命し、消防団長以外の消防団員は市町村長の承認を得て消防団長が任命します。

消防団は消防署とともに、市が設置する公的な消防機関のひとつとして、消防団長の指揮命令のもと連携して次のような活動を実施しています。

○火災等の災害時

消火活動、救助・救急活動、警戒活動、警戒区域の設定、風水害時の河川パトロール、避難誘導など

○平常時

地域の防災リーダーとしての活動（地域住民が災害時に適切な行動ができるように、防火、防災、応急手当等の講習会・訓練指導を通じた防災意識の普及啓発や、知識・技術の付与などを行っている。）

● 消防団の施設・装備

消防団の施設には、分団詰所、器具庫、ホース干塔等があり、装備としては、小型動力ポンプ積載車、小型動力ポンプや簡易救助資機材等があります。

今後、発生が危惧されている南海トラフ地震に備え、消防団員の個人装備品として、ライフジャケット、消防団員間の通信手段となるデジタル簡易無線機、住民に避難を呼びかけるためのトランジスタメガホンを各消防団に配備しています。また、安全で効率的な消防団活動が行えるように、安全靴、防火衣、防

火帽、防火手袋、雨衣、ヘッドライト、チェーンソー、AEDを配備しています。

● 消防団の災害活動力

消防団は、公的消防機関として効果的な災害活動が行えるよう、年間を通じて様々な訓練に取り組み、その錬度を高めています。

○新入団員基礎教育・現場指揮課程・分団指揮課程

○救急インストラクター資格取得研修

○土砂災害研修

○各種防災訓練

○消防団定期訓練

○（公財）日本消防協会や（公財）兵庫県消防協会が開催する訓練・研修会 など

また、小型動力ポンプの操作技術について、日頃の訓練成果を競い、披露する場として「神戸市消防団小型ポンプ操法大会」を隔年で秋に開催しています。

（初開催：平成10年度）



神戸市消防団小型ポンプ操法大会

● 消防団員は地域の防災リーダー

消防団員は地域の防災リーダーとして、住民に対し地域の防災訓練や講習会等のあらゆる機会を通じ、防災についての意識啓発、訓練指導を行い、地域の防災力向上にも努めています。

● 消防団への入団促進

昨今の少子高齢化の進展や就業形態の変化などの影響で、全国的に消防団員が減少傾向にあります。

神戸市では、消防団への入団促進策のひとつとして、従業員が2名以上消防団に入団しているなど消防団活動に協力している事業所を広く一般に広報するため、「神戸市消防団協力事業所等表示制度」を実施しており、令和4年4月1日現在、52の事業所等を認定しています。



消防団協力事業所表示証

さらに、大学生等を対象に「学生消防団活動認証制度」を推進し、入団促進を図っていきます。

また、積極的に女性消防団員の採用を行っており、防火指導や応急手当の普及啓発活動等を行っています。

一方、兵庫県が推奨する「消防団員応援事業所」の登録募集を受け、神戸市においても積極的に登録事業所の募集と利用促進を勧めています。

この制度は、地域の飲食店、物品販売店や事業所などに「消防団員応援事業所」として登録していただき、地域で活躍する消防団員に特典やサービスを提供いただくことで、地域全体で消防団活動を盛り上げ、地域の活性化につなげることを目的としています。



消防団員応援事業所登録ステッカー

● 消防団の広報

より多くの市民に消防団の活動を理解していただけるように、消防局や消防署のホームページを活用して、様々な消防団活動を発信するとともに、神戸市消防団のマスコットキャラクター「ウータン」の着ぐるみなどを活用した積極的な広報を行い、入団促進を図っていきます。



神戸市消防団マスコットキャラクター「ウータン」

● 消防団スマート情報システム

地震や豪雨などの災害発生時、消防団員がスマートフォンの無料通信アプリ「LINE (ライン)」や人工知能(AI)を活用して災害現場で把握した災害情報をリアルタイムで共有化できる「消防団スマート情報システム」の運用が開始されています。

災害発生時には、事前に登録した消防団員に、防災チャットボット(自動応答コンピュータプログラム)から災害状況を報告するようメッセージが送られ、団員は、自らの位置情報と災害状況写真、文章を送信します。送られた情報は人工知能(AI)により集約され、アプリの地図上で、消防本部や消防団員が確認できる仕組みです。

このシステムにより早期に災害の全体像を把握でき効率的な災害活動に活かされるとともに、災害現場の最前線で活動する消防団員の安全管理に活用します。

神戸市『消防団スマート情報システム』

BE KOBE

神戸市消防局 消防団支援課

消防団員がLINEで送信した災害現場に関する情報を、防災チャットボットを活用して自動で整理し地図上に表示、支援情報を発信できるシステム



3 救助体制の充実

昭和43年5月に発隊した神戸市消防局の救助隊は、発足後54年を迎えました。当時の救助体制は神戸市独自のものであり、全国的な基準は定められていませんでした。

その後、昭和61年に消防法の改正が行われ、全国の消防本部に救助隊の設置が義務付けられるとともに、法改正を受けて「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」（昭和61年省令第22号）が定められ、全国的に統一した救助体制の基準が整備されました。

神戸市においても、この基準を受けて救助資機材の整備など、救助体制の更なる充実を図ってきました。

神戸市は市街地、港湾地域、六甲山系、田園地帯など地域の多様性に富んでおり、発生する災害も交通事故、港での水難事故、山岳での転落事故のほか、都市型災害であるビル事故や、特殊災害等の発生もみられます。さらに、近年の社会構造等の変化により災害はますます複雑化・多様化・高度化する傾向にあり、消防救助活動に対する市民の期待も、時代の経過とともに大きくなっています。危機への対応力を高めるためにも、高度で専門的な救助体制は、今後も更に充実強化していく必要があります。

● 救助体制の強化

救助隊は、市内10消防署1分署に特別高度救助隊、高度救助隊（ともに愛称はスーパーイーグルこうべ）、方面特別救助隊、水難特別救助隊（Water Search and Rescue unit）、特別救助隊の12隊を配置しています。

特別高度救助隊（スーパーイーグルこうべ）は、本部直属の救助隊として中央消防署に配置しており、クレーン付Ⅱ型救助工作車、電磁波探査装置等の高度救助資機材を整備し、特別救助隊員を経験しかつ高度な知識・技術を有する隊員で編成されています。

高度救助隊は、更なる救助体制の高度化を目的とし、垂水消防署の救助隊を市内2隊目の「スーパーイーグルこうべ」として、令和2年4月1日に発隊しました。

方面特別救助隊は、灘、中央（特別高度救助隊と兼務）、北、長田、垂水（高度救助隊と兼務）消防署の5署に各方面救助隊として配置しています。

令和元年11月に発隊した水難特別救助隊（Water Search and Rescue unit）は、近年多発する大規模な風水害や、高潮での孤立事案等に対応するために、水陸両用バギーや特殊な水難救助資機材を装備し、水上消防署に配置しており、高度な水難救助技術を有する隊員で編成されています。

特別救助隊は、方面特別救助隊配置署以外の署・分署に配置される救助隊で、現在は合計6隊を配置しています。



流水救助訓練

● 救助隊員の育成

救助隊の災害現場活動においては、どのような環境下であっても、救助を必要とする人を安全・確実・迅速に救出することが求められます。このため、救助隊員には、専門的な知識や高度な技術に加えて、不撓不屈の精神力及び体力、さらには強固なチームワークが要求されます。

神戸市では、救助隊員を養成するための専科教育として、国の基準に基づいて救助課程を実施し、各種災害に対応する専門知識及び救助技術を習得させるとともに精神力の向上を図っています。

また、特別高度救助隊員を養成するために特別高度救助課程を実施し、高度な救助技術及び知識を習得するとともに、国内・海外で発生した大規模災害の派遣に際して迅速かつ的確に対応できる救助能力の習得を図っています。

一方、第一線で活動している救助隊員には、各種災害への対応能力向上を図るため、消防救助隊教育訓練要領を定め、①基礎訓練（4月～5月）②強化訓練（6月～7月）③応用訓練（8月～3月）により、1年間を通じて計画的に訓練を実施しています。

このほか、救助隊は様々な環境のもと、特殊な救助資機材を活用して現場活動を実施するため、救助隊員に各種専門的資格を取得させることにより、精鋭部隊の育成に努めています。

○ 主な訓練

- ・各災害想定訓練（交通事故・山岳救助・潜水・その他）
- ・国際消防救助隊兵庫県下合同訓練
- ・三機関（消防・警察・海上保安庁）合同潜水訓練
- ・NBC災害対応訓練

○ 主な研修

- ・救助科、高度救助・特別高度救助コース（実施：消防大学校）
- ・潜水技術研修（実施：独立行政法人海洋開発機構）
- ・山岳遭難救助研修（実施：文部科学省）
- ・急流救助研修
- ・ロープアクセスレスキュー技術研修

○ 主な免許・資格

- ・移動式小型クレーン運転、玉掛技能資格
- ・2級小型船舶操縦士資格
- ・潜水土資格
- ・酸素欠乏作業主任者資格講習受講
- ・ガス溶断技能講習受講

○ その他

- ・消防救助技術近畿地区指導会
- ・全国消防救助技術大会



応用訓練での火災救助訓練

● 救助機器の導入整備

救助活動を安全かつ迅速に行うためには、隊員の資質向上及び高度な救助資機材の導入が不可欠です。

神戸市では、複雑多様化する災害に対応するため、国が示す省令基準により救助資機材の更新を計画的に進め、装備の高度化を図っています。

○ 緊急消防援助隊関係の装備品

- ・地中音響探知機
- ・熱画像直視装置
- ・夜間用暗視装置
- ・画像探索機

○ 特別高度救助隊及び高度救助隊（スーパーイーグルこうべ）の特別装備品

- ・電磁波探査装置
- ・二酸化炭素探査装置
- ・地震警報器
- ・携帯型変位・崩落監視システム

● 救助活動の品質向上

各方面特別救助隊は、それぞれが異なる分野の災害を担当し、担当災害についての研究を行っています。

その成果は災害別活動マニュアルとしてまとめられるとともに、専門災害に関する救助隊教育訓練における教育・指導に活かされています。

また、救助活動の品質向上を目的に、災害現場において救助活動を実施した場合には、自隊の活動について隊員全員で事後検証を行い、検証結果を以後の活動に活かすなど、災害対応能力の向上を図っています。

このほか、県下の各消防本部との合同訓練や、神戸市がもつノウハウをもとに、独立行政法人国際協力機構（JICA）の外国からの消防防災研修生に対する山岳救助技術の実技指導等も行っています。

○ JICA研修生の山岳救助指導

○ 災害派遣医療チーム（DMAT）研修の指導

○ 国際緊急援助隊（JDR）研修の指導



災害派遣医療チーム（DMAT）との訓練

4 広域的な応援・受援体制の充実

大規模災害が発生した場合、災害が発生した市町村のみでは対応が困難なことがあるため、各市町村は相互に応援する体制を整えています。

近年、全国各地で大規模な災害が相次ぐ中、こうした広域的な応援体制に対するニーズは益々高まっているところであり、神戸市消防局においても、広域的な消防応援を行う体制の整備や受援体制の整備に取り組んでいます。

● 隣接市町や県内の相互応援体制

神戸市に隣接する市町と消防相互応援協定を締結しており、令和3年12月には新たに淡路広域消防事務組合消防本部と協定を締結しました。これに伴い、相互応援協定については、7市1町1事務組合との締結となり、それぞれの市境での活動や、比較的大きな災害があった場合の相互の応援体制を整備しています。また、より広域における応援体制として、兵庫県広域消防相互応援協定を、19市町と5事務組合で締結しており、兵庫県内で発生した大規模災害等における相互応援体制を確立しています。

● 緊急消防援助隊

全国規模の消防応援体制として整備されている『緊急消防援助隊』は、阪神・淡路大震災を契機として、平成7年6月に創設され、平成15年6月改正の消防組織法に位置付けられています。神戸市消防局においても、派遣する部隊を登録しており、特別な部隊として、統合機動部隊やエネルギー・産業基盤災害即応部隊（通称“ドラゴンハイパーコマンドユニット”）、NBC災害即応部隊、土砂・風水害機動支援部隊を編成する

など、派遣体制を整えるとともに、必要な資機材を整備しています。

また、神戸市において発生した災害に対し、受援する体制についても、「神戸市消防受援計画」を策定するなど、体制を整えています。

- 過去に出動した災害（主なもの）
 - ・東日本大震災（平成23年）
 - ・熊本地震（平成28年）
 - ・平成30年7月豪雨（平成30年）



緊急消防援助隊の活動状況（平成30年7月豪雨）

● 国境を越えての活動

さらに、国外で大規模な災害が発生した場合には、「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」（昭和62年法律第93号）に定められた国際緊急援助隊の組織の一つとして国際消防救助隊が結成されます。

国際消防救助隊は全国で77消防本部599名が登録されており、神戸市では11名を登録して即応体制を整えています。

- 過去に出動した災害
 - ・バングラデシュのサイクロン災害（平成3年）
 - ・トルコ共和国の地震災害（平成11年）



海外での活動状況（トルコ共和国）

5 災害時の緊急通報

● 119 番の受信状況

神戸市内の119番通報は、市役所4号館（危機管理センター）4階の「消防管制室」で受信します。ここで勤務する司令係員が通報内容をできるだけ早く、かつ的確に聴き取って、その災害場所にもっとも近い位置にある消防車や救急車などを出動させています。

令和3年中の119番の総受信件数は118,902件であり、前年に比べ4,155件増加しました。

総受信件数のうち、火災通報や救急通報など緊急対応が必要だった件数は87,778件で、前年に比べ4,430件増加し、全体の73.8%を占めています。これは1日あたりでは240件で、6分00秒に1件の割合で消防車や救急車が出動していることとなります。

そのほか、市民や事業所が実施する消防訓練での通報などが5,243件（4.4%）、間違いやいたずら、無応答が12,099件（10.2%）ありました。



消防管制室の状況

● 119 番は助けを求める「緊急」回線

一方、市政に関する問い合わせや行政相談が4,626件（3.9%）、病院照会（救急安心センターこうべへの案内）が4,575件（3.8%）など、緊急ではない通報も少なくありません。こうした市政全般への問い合わせは、主に夜間や休日といった市区庁舎の閉庁時が多く、他に相談先等がないことから119番が利用されているものと考えられます。

緊急性のない用件で119番回線が使用されることは、一刻も早い助けを求める通報の妨げにもつながる

ため、119番の日やグリーンコンサートなどの機会を活用して119番の適正利用について広報しています。

○緊急以外の消防への問い合わせは

神戸市消防局代表 078-333-0119

○発生中の火災や災害の状況が知りたい場合は

ウーカンテレホンサービス 078-391-0119

又は神戸市ホームページ「災害情報」

○神戸市政などへのお問い合わせは

神戸市総合コールセンター 078-333-3330

（年中無休 8時～21時）

○救急車を呼ぼうかどうか悩んだ時や、受診できる医療機関がわからない時は

救急安心センターこうべ 電話「#7119」

※IP電話・ダイヤル回線などの場合は078-331-7119

（24時間365日）

● 携帯電話等による119番

スマートフォンなどの携帯電話からの119番通報は年々増加し、令和3年は65,562件を受信、総受信件数の55.1%を占めています。

以前は、一般電話や公衆電話からの通報が多くを占めていましたが、平成30年以降、携帯電話やスマートフォンからの通報件数が送受信件数の過半数を超えています。携帯電話等位置情報システムやGPS機能付き携帯電話の普及により、場所特定に至るまでの確実性・迅速性が高まりましたが、詳細な場所の表示には至りません。携帯電話などで通報する際には、出動要請する住所、学校や駅、バス停などの目標物、近くの人に尋ねるなど、場所を確かめてから通報する必要があります。

また、市境での通報は、隣接する消防本部へ入電することもあります。現場への駆け付けが早い管轄の消防本部へ転送し、迅速に災害・救急が対応できるように協力体制を構築しています。

● 映像通報システム「KobeLive119」

119番通報者のスマートフォンに、専用パソコンからSMS（ショートメッセージサービス）で映像送信用のURLを送信し、同意画面を経てアクセスすることで、現場の映像を消防管制室が把握できるシステムです。119番音声通報に映像情報を加えることで災害現場を「見える化」します。

全国に先駆けて、令和元年11月9日から試行運用を開始し現在に至っています。

【奏功事例】

1. 火災現場の近くにいた市民からKobeLive119を活用し、火災の燃え広がる映像を送信していただき、いち早く現場に向かう消防部隊に対して状況を送信することで、現場活動に役立った事例。
2. 交通事故現場近くにおられた市民の方からKobeLive119を活用し、現場映像を送信していただき、事故の状況や負傷者の状態が確認できた事例。

● 緊急通報の多様化

高齢者で突発性の生命に危険な症状のある方や、聴覚に障害のある方、また外国人の方で日本語がわからない方などでも緊急通報ができるように対応を進め、安心安全なまちづくりを目指しています。

① ケアライン119

一人暮らしの高齢者や障がいのある方が、自宅内での急病、火事、事故などの緊急時に、自宅の固定電話機から、あらかじめ登録している専用の番号に通報することで、速やかに救護を受けることができる仕組みです。

② FAX119・NET119

聴覚に障がいのある方など、音声による119番通報が困難な場合でもファックスで通報できるよう、消防管制室には緊急受信専用ファックスを備え、対応しています。

(令和3年中の通報は5件)

FAX119 078-392-1119

また、携帯電話のインターネット機能を利用して、携帯電話の画面を見ながら救急車や消防車を要請できる

「神戸市NET119番緊急通報システム」を運用しています。登録には事前の手続きが必要です。

(令和3年中の通報は12件)

③ 119番通報の多言語通訳

神戸市を訪れる外国人観光客や市内に居住する留学生など、日本語を介してのコミュニケーションが困難な方からの119番通報や災害現場での対応のため、平成26年6月から5ヶ国語（英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語）の同時通訳を開始しています（令和3年中の通訳件数は24件）。

● 心肺停止時の対応（口頭指導）

呼吸や心臓が停止した傷病者の救命率向上や社会復帰には、一刻も早い応急手当が必要です。そのため、司令係員は119番を受信してから救急車が現場に到着するまでの間、電話口で通報者に対して胸骨圧迫（心臓マッサージ）やAED（自動体外式除細動器）の活用等の応急手当の方法を分かりやすく伝え、実施してもらっています。

● 119ばんつうほうプレート（命の道標）

六甲山系は市街地から近く気軽に出かけられることもあって、近年、登山客が非常に多くなっており、それに伴って登山中に気分が悪くなったり、怪我をしたり、道に迷ったりして、携帯電話で救助を求める通報が増えています。令和3年中には山岳での救助事案が87件ありました。しかし、山中での救助要請は目印となるものが少なく、場所を特定することが困難なため、発見に時間を要することがあります。

そこで、救急隊や救助隊が現場に到着するまでの時間を短縮するため、神戸市では六甲山系87ハイキングルート上の約800か所の道標に、位置情報「プレート番号（例：き 35-5）」を表示した黄色の「119ばんつうほうプレート」を取り付けています。また、その位置を電子地図に記入した「山岳救助マップ」を作成し、緊急事態が発生した場合は、登山者に付近のプレート番号を通報してもらうことで、災害場所を特定し迅速に救助に向かうことができるようにしています（令和3年中の山岳救助マップの奏功事例は8件）。



119 ばんつうほうプレート

6 航空機動隊の活動

● 神戸市航空機動隊の歴史

神戸市消防局では、昭和 47 年に初めてヘリコプターを導入し、続いて昭和 56 年に 2 機目を導入後から、常時 1 機を稼働させる体制で運用してきました。

平成 16 年から全国初となる県・市共同運航を開始し、神戸市が保有する 2 機に兵庫県の 1 機を加え、3 機のヘリコプターを保有することで、兵庫県下全域にわたり、365 日常時 2 機を稼働させる体制を確立しました。また、平成 30 年から本拠地を神戸空港の新庁舎に移し、消防防災活動を実施しています。

● ヘリコプターの機動力

当隊運用のヘリは、ドクターヘリや警察航空隊、報道ヘリにも採用されている川崎式 BK117C-2 型で統一しています。時速 200 km を超える巡行速度で飛行する高速性を活かし、神戸市内ならば、離陸後 10 分以内に、兵庫県最北部の沿岸部であっても約 40 分で災害現場に到着することができます。

また、その機動力を活かして、六甲山系での山岳救助事案などで活躍しています。



共同運航する 3 機のヘリコプター

● 共同運航による身分の兼任

平成 16 年から兵庫県との共同運航を開始して以来、神戸市航空機動隊に配属された職員は、兵庫県消防防災航空隊の身分を兼任しており、神戸市内の災害には「神戸市航空機動隊」、神戸市を除く兵庫県下の災害には、「兵庫県消防防災航空隊」として任務を実施しています。



県・市共同運航のエンブレム

● 神戸市航空機動隊の出動件数

令和3年中の神戸市航空機動隊の出動件数は232件でした。内訳は、建物火災76件、林野火災13件、山岳救助44件、水難救助12件、救急66件などです。

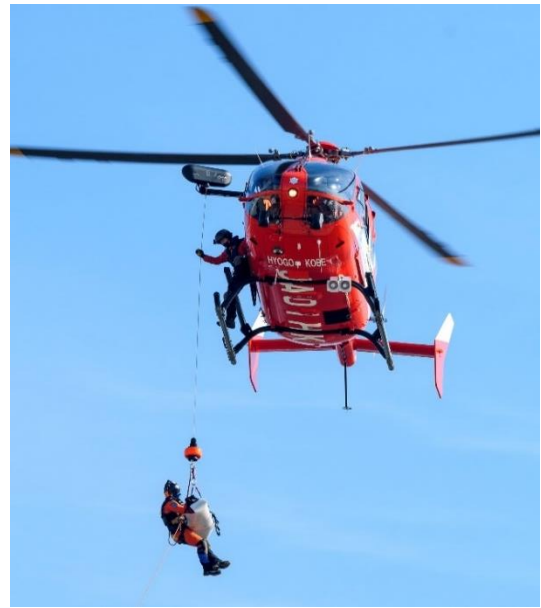
● 兵庫県消防防災航空隊の出動件数

令和3年中の兵庫県消防防災航空隊の出動件数は158件でした。内訳は、林野火災13件、山岳救助41件、水難救助6件、救急91件などです。

● 救助活動

地上から接触困難な山岳救助事案や、水難救助事案等において、ヘリコプターによる救助活動は、その効果を最大限に発揮します。ヘリコプターの機動力を活かして上空から捜索活動を実施し、要救助者を発見すると航空救助隊員が地上へ降下し、救出活動を実施します。地上隊の到着が難航する場合は、要救助者をヘリコプターのホイストで吊り上げて機内収容し、付近の安全な場所に着陸して地上隊へ引き継ぎます。また、必要ならば、そのまま医療機関へ搬送することも可能です。近年の登山ブームを背景に、準備不足が原因と思われる山岳救助事案も増加しています。万一山岳救助の要請が必要な場合には、次の事項に留意してください。

- ① 危険がない限り通報した位置から動かないこと
- ② 携帯電話の電源を切らないこと
- ③ ヘリや救助隊が近づいたら、上着やライトを使って合図をして場所を知らせること



ホイストによる山岳救助活動

● 救急活動

救急活動には、早期搬送目的（傷病者を現場から早期に医療機関へ搬送する）と早期医療介入目的（医師及び看護師と災害現場に向かい、災害現場で直接医療行為を実施する）の大きく2つの目的があり、空飛ぶ救急車として、積極的な活動を実施しています。ヘリコプターの機動力を活かした迅速な救命活動は、傷病者の救命率の向上に大きく貢献しています。



病院屋上ヘリポートでの連携

● 情報収集活動

建物火災や船舶火災、自動車専用道路上における多重衝突事故などの災害においては、上空から情報収集を実施し、要救助者の避難状況や地上隊の安全管理等の情報について、必要に応じて無線で送信します。さらに、デジタルヘリテレカメラを使用し、地上隊に上空からの映像を伝送することで、災害状況の共有を実施しています。

また、近い将来発生が危惧されている南海トラフ地震等を想定した訓練を実施するなど、日々災害対応能力の向上に努めています。



神戸市航空機動隊・兵庫県消防防災航空隊

● 消火活動

山林の火災や、大規模な火災が発生した際、上空から消火バケットを用いた消火活動を実施します。一度の汲水で最大600ℓの撒水が可能となります。地上隊による消火活動が困難な場所では、上空からの撒水活動が効果的です。



消火活動中のヘリコプター

● 大規模災害に備えて

神戸市航空機動隊は、他の都道府県において、大規模な災害が発生した場合、相互応援協定に基づき、あるいは緊急消防援助隊として、ヘリコプターによる消防防災活動を実施します。

● 安全な航空活動のために

ヘリコプターでの活動は、迅速かつ効果的である反面、多くの危険を伴います。神戸市航空機動隊は、昭和47年の発隊以来、無事故での運航を続けています。

神戸市航空機動隊は、これからも隊員が一丸となって高度な技量に基づく安全確実な運航を維持し、市民・県民の「安全」「安心」に貢献します。

第 3 章

一人でも多くの命を助けるために

1 救急救命活動

● 救急隊の活動

神戸市では、救急需要の増大に対応するため、令和4年4月1日現在、34隊の救急隊及び335名の救急隊員を配置しています。119番通報で救急要請があると、その現場に最も近い場所にいる救急隊がコンピューターで選出され、現場へ出動します。

救急隊が現場に到着すると、傷病者を観察し、迅速・的確な応急処置を行い、タブレット等を用いて症状に適した医療機関を選定。携帯電話等で収容交渉をして搬送しています。また、大規模な災害が発生した場合や携帯電話が使用できない場合等の状況によっては、事故の概要、傷病者の意識レベルや応急処置等の情報を救急隊が管制室に無線で連絡し、司令係員が医療機関へ収容交渉を行うこともあります。

救急隊は、医療機関に傷病者を収容後、医師に事故の概要、現場到着時や搬送途上の傷病者の容態などについて引き継ぎを行い、医療機関を引き揚げます。

● 救急救命士の乗車する救急車の運用

救急救命士とは、「厚生労働大臣の免許を受けて、救急救命士の名称を用いて、医師の指示の下に、救急救命処置を行うことを業とする者をいう。」(救急救命士法第2条)とされています。神戸市では、平成4年度から救急救命士の乗車する救急車の運用を始めました。

(1) 救急救命士の行う救急救命処置

救急救命士は、呼吸や脈拍が停止している等の重篤な傷病者に対し、医師の具体的な指示のもと「特定行為」と呼ばれる次の救急救命処置を行うことができます。

① 器具による気道確保

気管内チューブ、食道閉鎖式エアウェイなどの医療器具を使用した気道確保

② 静脈路確保のための輸液

乳酸リンゲル液を用いた輸液

③ 薬剤の投与

心拍再開に資する薬剤「アドレナリン」の投与

さらに、平成26年4月1日から心肺停止前に実施できる処置として、次の2つが加わりました。

④ 心肺停止前の静脈路確保及び輸液

乳酸リンゲル液を用いた輸液

⑤ 血糖測定と低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与

(2) 高規格救急車

救急救命士が医師の指示を受けて行う高度な救急救命処置(特定行為等)を救急車内で行えるように、次のような特徴を備えています。

① 除細動器等の高度救命用資器材など応急処置に必要な救急資器材を、その機能を損なうことなく、安全かつ確実に積載できる空間を確保すること。

② ストレッチャー(ベッド)を左右に移動できるようにするなど、効率的に車内での救急救命処置が出来る空間を確保すること。

● 消防隊との連携(ペア出動)

119番受信時に呼吸などが停止していると推測される救命救急事案においては、救急隊に加えて消防隊も出動させる体制(特定救急出動)を平成10年4月から実施しています。より多くのマンパワーを投入することで、除細動や輸液などの救急救命処置や、処置した傷病者の搬送を迅速かつ効果的に行うことができ、さらなる救命率の向上が期待できます。

急病などで119番通報される場合には、意識や呼吸の有無等の症状をできるだけ詳しく知らせてください。

また、救急隊の到着が遅れる場合には、先に到着した消防隊が必要な救命処置を行うことができます。そのため、市内全30消防署所の消防ポンプ車にAED(自動体外式除細動器)を配備し、運用を行っています(表3-1)。

	特定救急出動件数
令和3年	1,439件

表3-1 特定救急出動件数

その他にも、安全管理を必要とする自動車専用道路上の救急現場や、道路狹隘地区・急傾斜地等で搬送困難な事案などにも消防隊が出動（支援救急出動）し、救急隊をサポートしています（表3-2）。

	支援救急出動件数
令和3年	1,727件

表3-2 支援救急出動件数



消防隊と救急隊の連携

● 大規模災害対応救急隊の運用

神戸市では、大規模災害発生時に消防機関と医療チームとの連携・調整を行う役割を担うとともに、救急隊の指揮を担う専門の救急隊「大規模災害対応救急隊（愛称：ブルーキャット（BLUE-CAT）」を平成18年10月1日に発隊させ、水上消防署に配置しました。

医療機関の傷病者受入情報を、配備したタブレットから閲覧できる兵庫県広域災害・救急医療情報システムを活用し、災害現場で傷病者の重症度に応じて医療機関の選定を行っています。

大規模災害対応救急隊は、これらの情報を活用して迅速な搬送を指揮するほか、医療チームのトリアージ、治療、搬送などの救急活動を効果的に行うことができるようにするなど、災害現場において、限られた医療スタッフ、救急隊などが体系的に有効かつ効果的

に活動することができるよう、各チームの活動を調整する役割を担います。



大規模災害対応救急隊（BLUE-CAT）

2 救急業務の向上

● メディカルコントロール体制

神戸市では、救命率の向上を目指して救急業務の高度化を推進し、メディカルコントロール体制を整備しています。メディカルコントロールとは、傷病者搬送途上における救命効果の向上を目指して、救急救命士を含む救急隊員の行う応急処置等の質を医学的観点から保障することをいいます。

この体制構築のためには、医療関係者等から構成される都道府県及び地域ごとに「メディカルコントロール協議会」を設置するとともに、主に次にあげる体制が整備されています。

- ① 救急隊員に対する医師の指示、指導・助言体制の強化
- ② 現場救急活動に対する、医師の医学的観点からの事後検証体制の充実
- ③ 救急救命士を含む救急隊員への教育
- ④ プロトコールの策定

神戸市では、神戸市保健医療審議会の医療専門分科会における専門部会として承認を受けた「メディカルコントロール検討委員会（神戸市メディカルコントロール検討委員会）」を平成14年11月に設置し、メディカルコントロール体制を整備しました。

● 救急隊員研修

神戸市では、救急隊員研修として昭和53年度から「救急隊員の行う応急処置等の基準」による救急Ⅰ課程を実施し、平成3年度からは救急Ⅰ課程修了者を対象に、高度な応急処置を学ぶ救急Ⅱ課程を実施してきました。また、平成9年度以降に採用した消防職員は、全員が救急Ⅰ課程と救急Ⅱ課程を合わせた救急課程研修を修了しています。

一方、救急救命士の免許を取得するためには約7か月の救急救命士養成研修を修了した後、国家試験に合格する必要があります。さらに、救急救命士免許取得後も日々進歩する医学的知識の習得及び技能向上のため、定期的に再教育を受けなければなりません。メディカルコントロール体制のもとで各救急救命士が2年間に128時間以上の再教育を受けることとしています。

神戸市では神戸市立医療センター中央市民病院、兵庫県災害医療センター及び神戸大学医学部附属病院等の協力を得て、表3-3のような救急救命士及び救急隊員の研修を実施しています。

● 救急救命士の養成

「救急救命士」は国家資格であり、受験資格として、救急現場で2,000時間または5年以上の経験実績と養成所等での研修が必要です。約7か月間の研修を通じて、救急救命士として必要な知識と、救急救命士のみ認められる高度な救急救命処置の技術を身に付け、その後の国家試験に合格して初めて救急救命士となることができます。

● 指導救命士制度による技術向上

平成28年度から指導救命士制度が創設され、豊富な経験を持ち、一定の要件を満たした救急救命士が指導救命士として認定されています。

指導救命士はその技能を活かして、他の救急隊員に対する技術向上のための研修等に携わることとされ、令和4年3月末日現在で13名が認定されています。

こうした制度により、救急隊員の一層の技術向上を図っていきます。



救急技術研修会

	研修項目	内容	時間等
資格研修	救急課程	救急隊員資格研修	278h
	救急救命士養成研修	救急救命士国家試験受験資格研修	約7か月
	救急救命士就業前研修	就業前の病院実習	160h
定期研修	救急症例研修 (※)	救命救急センター搬入症例の事後検討等	4h・3回
	救急技術研修会 (※)	救急隊が想定訓練に参加	4h
	地域病院研修 (※)	管轄病院での研修	4h
再教育	救急隊員生涯教育	救急隊員生涯教育による研修(上記※定期研修含む。)	80h/2年 (新任は85h/2年)
	救急救命士再教育研修	神戸市立医療センター中央市民病院救命救急センター	48h/2年
学会等への参加	日本臨床救急医学会 近畿救急医学研究会 全国救急隊員シボジウム その他の教養研修会 (医師会主催)		1回/年 4回/年 1回/年 5回/年

表3-3 救急隊員の研修内容

3 医療機関との連携

● 救急医療体制

神戸市では次の救急医療体制に基づいて業務を行っています。

(1) 初期救急医療

- ・かかりつけ医師・歯科医師
- ・神戸市医師会急病診療所（夜間・休日）
- ・神戸市医師会東部休日急病診療所（休日）
- ・神戸市医師会西部休日急病診療所（休日）
- ・神戸市医師会北部休日急病診療所（休日）
- ・神戸子ども初期急病センター（夜間・休日）
- ・休日歯科診療所（休日）

(2) 二次救急医療（入院・手術を必要とするもので、救命救急を除く場合）

・病院群輪番制

神戸市内を4ブロックに区分し、その区域内の医療機関が休日・夜間の内科系、外科系の救急医療を輪番で担当します。その他に小児科、脳疾患、循環器疾患、整形外科、その他についても輪番制度が運営されています。

- ・救急告示医療機関
- ・市民病院群

神戸市立医療センター西市民病院、西神戸医療センターが毎日24時間体制で救急医療を担当しています。

(3) 三次救急医療（救命救急センター）

初期救急医療機関及び二次救急医療機関の後方病院として、心筋梗塞、脳卒中、頸椎損傷などの重篤な傷病者の医療を24時間確保するために、概ね人口100万人につき1カ所の割合で設置されており、神戸市では次の3病院が担当しています。

- ・神戸市立医療センター中央市民病院
- ・兵庫県災害医療センター
- ・神戸大学医学部附属病院

上記の救命救急センターの中でも、特に高度な診療機能を提供する医療機関として兵庫県災害医療センターが高度救命救急センターに指定されています。

4 市民救急の推進

● 市民救命士の養成

救命効果の一層の向上を図るためには、傷病者の付近に居合わせた市民（バイスタンダー）の皆さんの素早い応急手当が不可欠です。

消防局では、「あなたの愛する人を救うために」をテーマに各種講習会を実施しています（表3-4、3-5）。

種 別		内 容（講習時間）
市民救命士講習	救命入門コース	AEDを含んだ心肺蘇生法（1.5h）
	普通救命コースⅠ	AEDを含んだ心肺蘇生法（3h ^{※1} ）
	普通救命コースⅡ	上記Ⅰに試験を実施するコース ^{※2} （4h ^{※1} ）
	小児コース	小児・乳児への応急手当等（3h ^{※1} ）
	ケガの手当コース	止血・包帯・副子固定法（2h）
	上級コース	上記コースの内容に加えて体位管理及び搬送法の習得（8h ^{※1} ）
救急インストラクター講習		高度な応急手当と指導技法の習得（24h）

※1 応急手当WEB講習の活用で60分短縮

※2 スポーツインストラクター、介護福祉士等、AEDを使用する可能性が高い職業の方を対象

表3-4 市民救命士講習等の内容

区 分	平成5年度 ～令和2年度	令和3年度	合 計
市民救命士講習	688,753人	7,939人	696,692人
救急インストラクター講習	7,366人	126人	7,492人
合 計	696,119人	8,065人	704,184人

表3-5 市民救命士等の養成状況



市民救命士講習修了証

● FAST（民間救急講習団体）

応急手当の一層の普及のためには、行政のみならず、地域に根ざした普及活動を定着させ、応急手当の輪を広げていく必要があります。

神戸市では、民間救急講習団体の普及のため、FAST (First Aid Support Team=地域における応急手当の普及の核となる事業所等) 制度を設け、一定の要件を満たした事業所等が市民救命士講習を実施する場合には、消防職員等の立会いがなくとも修了証を発行できるようにになりました。これにより、市民救命士講習を身近に受講できる機会を増やし、地域とともに安全・安心なまちづくりを推進しています。

この民間救急講習団体は、78 団体（令和4年3月末日現在）となりました。団体名については消防局のホームページに掲載しています。

● 自動体外式除細動器（AED:Automated External Defibrillator）の使用）

心臓が止まるような重症の不整脈を生じた場合に正常に戻すために心臓に電気ショックを与える「除細動」は、早く行うほど救命の効果があることから、一般の人々もAEDを使用することができるようになってきました。

平成17年4月からは市民救命士講習でAEDの取り扱いを含んだ普通救命コースⅠ/Ⅱ、上級コース及び救急インストラクターコースを実施し、AEDを取り扱える市民救命士を養成しています。



AED（自動体外式除細動器）

● まちかど救急ステーション

神戸市では平成17年4月に、「まちかど救急ステーション標章交付制度」を創設し、市民が街中で、不慮の事故や急病により呼吸・脈が停止する重篤な状態になった場合に、すぐ近くにある「まちかど救急ステーション」のAEDにより除細動（電気ショック）を行い、一人でも多くの命を救える体制を推進しています。

「まちかど救急ステーション」は、平成17年7月1日に第1回の標章交付式を行って以来順次増加し、神戸市内で2,584箇所（令和4年3月末日現在）となりました。令和3年度から電子申請による登録等の手続きを可能とし、新たな設置事業者の登録を促進しています。設置場所については、まちかど救急ステーション登録状況を消防局のホームページに掲載しています。

まちかど救急ステーションの設置場所は管制室のコンピューターに登録されており、119番受信時には地図上に表示されますので、必要な場合には管制室から通報者に対してAEDの設置場所を知らせ、早期の除細動を実施できる体制を整えています。



まちかど救急ステーション標章

● 市民救命士による応急手当とAED活用の奏功事例 ～ 救命のリレー ～

令和3年6月、道路を歩行中の60歳代の男性が突然意識を失い倒れ心肺停止状態となりました。付近を通りかかった3名の市民が異変に気づき、一致協力して119番通報、心肺蘇生法の実施及びAEDを使用して救急隊に引き継ぎました。男性は救急車内で自己心拍が再開し、病院搬送され、その後社会復帰しました。

これは、適切な「救命のリレー」の結果、尊い命が救われた好事例といえます（市民救命士とまちかど救急ステーションの奏功事例です）。

● 市民が備える救急医療情報の普及

(1) 安心カード

神戸市では、高齢者の救急対策の一つとして、昭和59年から「安心カード」を配付しています。

「安心カード」はいざという時のために名前、緊急連絡先、かかりつけ医療機関などを記入しておくもので、各消防署で希望者全員に配付していますが、特に次の方には携帯していただくようお勧めしています。

- ・心臓病、高血圧症、糖尿病等の持病がある方
- ・65歳以上の一人暮らしの方
- ・寝たきり等、身体の不自由な方



安心カード
(表面)

安心カード
(裏面)



カードの様式は、消防局ホームページからダウンロードすることも可能です。

(2) 安心シート

家庭内でのケガや病気で救急車を要請した際に、駆けつけた救急隊にご自身の情報を提供するツールとして平成23年6月から「安心シート」を配布しています。

「安心シート」は、名前や持病、緊急連絡先やかかりつけ医療機関などを記入する用紙と、「安心シート」の設置を救急隊に知らせるための玄関に貼る「表示マーク」で構成されています。



安心シート

「安心シート」は希望者全員に各消防署で配付するとともに、消防局ホームページでも提供しています。

また、神戸市内で配布されている「くらしのダイヤル」等にもシート様式を掲載しています。

● 自主救護の推進

多数の観客を収容する施設等で災害が発生し、パニック状態に陥れば、一度に多数のケガ人や病人が発生する危険性があります。

このため神戸市では、イベントの主権者に対して、救急事故等の防止、事故発生時の迅速的確な119番通報、傷病者搬送導線の確保、救急車の誘導要領、救護所の設置とAEDの配置、及び応急手当等の実施について予め計画を立てるといった自主救護体制づくりを指導しています。

● 患者等搬送事業者の指導

高齢化社会の進展、在宅ケア患者の増加等に伴い、傷病者や身体の不自由な方等が、病院の入退院や社会福祉施設への送迎用に、寝台車等を利用するケースが増加しています。

このため、神戸市では平成2年5月に「神戸市患者等搬送事業指導要綱」を制定しました。平成18年12月には、ストレッチャーを装備する自動車に加え、車椅子のみを固定できる自動車についても認定できるよう要綱を改正しました。この指導要綱に基づいて、一定の構造と設備を満たす患者等搬送用自動車を有し、かつ応急手当技術を持つ乗務員を乗車させる体制にある神戸市内の15事業者には、患者等搬送事業者認定証と同認定マークを交付しています（令和4年3月末日現在）。

また、応急手当技術を持つ乗務員を養成するため、乗務員適任証取得講習や補充講習、及び定期講習を実施しています。



患者等搬送用自動車認定マーク

5 大災害時の市民、医療機関、民間団体との協力体制

阪神・淡路大震災の教訓を活かし、次の協力体制を構築しています。

● 神戸市民救急ボランティア組織

平成8年11月、神戸市民救急ボランティア組織が結成されました。この組織は救急インストラクターの有志の集まりで、大災害が発生した場合には傷病者の救護を率先して行い、また、平常時には応急手当普及啓発活動などを実施しています。

消防局では、教育委員会と連携して、平成13年度から神戸市内の市立中学校で「総合的な学習の時間」の

中に「命の大切さ」を学ぶカリキュラムを作成し、その中に市民救命士講習を導入しました。この講習の主な指導者は神戸市民救急ボランティアの皆さんで、令和3年度は19校で市民救命士講習の指導にあたっています。

その他、各種防災訓練、消防出初式、各消防署単位による支部活動での応急手当普及啓発活動などにも参加していただいています。



救急ボランティアによる講習会

● 大規模災害時の医師派遣協定

阪神・淡路大震災後、大規模災害発生時の救急業務をより円滑に実施するため、大規模災害が発生した場合に、医師が消防局管制室に参集して救急隊に対する指導・助言や医療機関との連絡調整を行うことを取り決めており、平成20年10月に神戸市医師会との間に「大規模災害等発生時における医師派遣業務に関する協定書」を締結しました。

6 救急需要対策

● 救急車の適正利用に係る広報

救急件数が多くなり多数の救急車が出動した状況になると、現場から遠い救急車が出動する確率が高くなるため、現場への到着が遅れて、救えるはずの命が救えない可能性があります。増加する救急需要に対する取り組みとして、市民の皆様には緊急性のない場合やタクシー代わりの利用等は慎んでいただき、救急車の適正利用をお願いするためのポスターやチラシ等を作成し、関係機関の協力を得て掲示するなどの広報を行っています。

令和3年度の救急医療週間における広報では、新型コロナウイルス感染症の感染防止を図りつつ、効果的な広報を行うため、救急医療の最前線で活動する救急隊にスポットを当てたドキュメンタリー番組を制作し、放送しました。現在もYouTubeに動画を公開していますので、ぜひご覧ください。

今後も様々な観点から、増加する救急需要への取り組みを継続して実施していきます。



番宣用ポスター（作：消防士）

● 日常生活に関わる事故の予防対策

『日常生活に関わる事故』とは、主に家庭内を中心として、日常生活を営む中で誰にでも起こりうる生活に密着した事故をいいます。例えば、風呂場で滑って転倒した、食事中に餅を喉に詰めた、幼児が椅子から転落したなどの事故です。

神戸市消防局では、救急隊・救助隊等が日常生活に関わる事故に出動して得られた情報をもとに、事故の原因となる情報の収集・分析・調査を行っています。

そこから得られた事故の発生傾向や特徴、注意点などの情報を市民の皆様に発信することにより、簡単に防ぐことができる事故を未然に防止し、事故件数自体を減らす取り組みを進めています。

● 工夫を凝らした救急予防広報

熱中症やヒートショックなどについて、これらの発生の危険性が高まる時期を見据えて、幅広い世代を対象に、デジタル媒体・アナログ媒体の併用、スタートアップ企業などの民間事業者との連携など、様々な手段・方法を駆使して予防広報を実施しています。

令和2年度は、地元出身のコピーライターと協力して、興味・注意を引く強烈なキャッチコピーを使用し

たヒートショック啓発ポスターによる予防広報を実施しました。この啓発ポスター（広報はデジタルも活用）は、全国の消防機関で初めて、広告業界で大変権威のあるJAA広告賞を受賞しました。今後も引き続き、時勢に合わせて市民に伝わる広報を実施していきます。



第59回JAA広告賞受賞作品（計5枚のうち1枚）

● 救急安心センターこうべ

神戸市では、増加する救急需要への対策と市民の不安解消を目的とし、救急車を呼ぼうか悩んだ時や、受診できる医療機関がわからない時など、24時間365日いつでも相談できる救急電話相談事業を行っています。

神戸市域を対象に、相談員である看護師が聞き取った相談者の訴えや症状に基づき、オンコールで医師の助言を受けながら、緊急性や受診の必要性の判断、現在受診可能な医療機関の案内を行います。緊急性がある場合は、119番に電話転送し、直ちに救急車の出動へ繋がります。

救急安心センターこうべ 電話「#7119」

※IP電話・ダイヤル回線などの場合は078-331-7119

● おくる電（でん）

（神戸市病院送迎紹介コールセンター）

「救急車を呼ぶほどではないけれど、病院への交通手段に困っている」という方に、最寄りのタクシー・介護タクシーを紹介するコールセンターです。ロボットによる自動応答システムですが、全て声でやり取りできます。

おくる電 050-3733-7555

第 4 章

市民と共に築く安全な暮らし

1 防災福祉コミュニティ

神戸に未曾有の被害をもたらした阪神・淡路大震災から令和4年で27年が経過しました。

震災で得た大きな教訓に、普段からの地域との繋がりがいざというときに大きな力を発揮したことがあげられます。日頃からコミュニティ活動が活発なところは、地域住民が協力して消火活動や救助活動にあたり、多くの生命を救い、被害を少なくしました。

この震災での教訓を踏まえ、神戸市では平成7年度から市民の災害対応力をより組織的で効果的なものにするため、防災福祉コミュニティ事業をおこなっています。

市民・事業者・市が協働して、市民のコミュニティ活動を育成・活性化することで、より安全で安心なまちづくりを進めています。

防災福祉コミュニティでは、日頃のコミュニティ活動で育まれた住民相互の助け合いのきずなを活かして、災害等発生時には、初期消火、救出救護、災害時要援護者への支援を含む避難活動などの災害活動を適切に行うことが出来るよう、普段から福祉活動、防災活動等に積極的に取り組んでいます。

現在では、概ね小学校区単位で、市内全ての地域（192地区）で結成されています。

● 地域防災力の向上のために

防災福祉コミュニティは、各地域での防災訓練をはじめ、震災の教訓を継承するための防災教育などにも取り組み、地域防災力の向上において大きな役割を担っています。

しかしながら、近年、災害も大規模化・複雑多様化しており、地域においても地震だけではなく、津波や洪水・土砂災害といった多種多様な災害への対応や避

難に伴う要援護者支援等、新たな課題も出てきています。

そのような中、防災福祉コミュニティが非常時において相互に協力し、積極的かつ組織的な防災活動を実施できるよう、次のような支援や取り組みをしています。

(1) 消防係員地区担当制

平成19年4月から、各消防係員がそれぞれの地域を担当することにより、地域のみなさんと顔の見える関係を築き、地域の状況に応じた活動メニューの提示や各種相談対応など、地域に根付いた支援を実施しています。

(2) 活動経費、防災資機材整備費の一部助成

ア 運営活動費

日頃の防災活動や運営に必要な経費を運営活動費として1地区あたり上限14万円（1年あたり）の助成をしています。

イ 提案型活動費

地域の特性を活かした活動や先駆的な活動の企画提案に対し、提案型活動費として1地区あたり20万円を上限に助成しています。なお、提案型活動費については、申請があった企画について、審査会における審査を経て、助成対象を決定しています。

ウ 防災資機材整備費

防災福祉コミュニティが管理する防災資機材の老朽化に伴う更新や、新たな取り組みに伴う防災資機材の整備のために必要な経費を予算の範囲内で助成しています。



防災福祉コミュニティ訓練風景

(3) 市民防災リーダーの養成

災害時に消防などの公的機関が現場に到着し災害活動を開始するまでの間、地域の先頭に立って近隣住民と力を合わせ、可能な範囲で消火活動や救助活動等を自主的に行うとともに、平常時には、防災訓練、防災相談窓口としての役割を担う人材を養成しています。

(4) 統括防災リーダーの養成

「防災マネジメント研修」を通じて地域全体をまとめることができる「統括防災リーダー」の養成をしています。

研修では、講義やワークショップを通じて、防災知識や組織マネジメント能力の向上を図っています。

(5) 地域おたすけガイドの作成

大規模災害時に防災福祉コミュニティがより組織的な活動を実施することができるよう、地域住民が事前にワークショップなどを開いて、災害時の役割や集合場所等について話し合い、災害初動時の対応計画書を作成しています。

(6) BOKOMI サポーター制度

大学のボランティアグループや防災に関する専門的な知識等を有する個人、団体を「BOKOMI サポーター」として登録し、地域の防災活動を支援しています。また、この制度を積極的に活用いただけるよう新たに案内冊子を作成し、全ての防災福祉コミュニティに配布しています。

● その他の施策

(1) はちどりネット“防災協力事業所”制度

あらかじめ登録した住民や事業所（災害連絡員）に対して災害発生を伝える連絡網を整備し、身近で事故等が発生した場合には、登録された事業所（防災協力事業所）は、自分たちのできる範囲で自主的に防災活動を行なっていただくという仕組みです。

(2) 防災福祉コミュニティの世界発信事業

JICA関西が実施する防災関連研修や視察研修などの機会を通じて、防災福祉コミュニティ（通称：BOKOMI）の活動事例や精神を国内外に広

く伝えることで、震災の経験と教訓の継承、発信を行っています。また、研修を受けた研修員も自国において防災教育やリーダーの養成等、様々な地域防災の向上への取り組みを進めています。



JICA「コミュニティ防災コース」の防災訓練の様子

2 防災教育の支援

消防局では、学校や地域と連携し、子ども達への防災教育を支援しています。また、教育委員会、NPO 法人と合同で作成した「BOKOMI スクールガイド～防災教育支援ガイドブック」は共通の学習ツールとして地域、保護者、子どもが一緒に防災について学ぶ機会を提供しています。

このガイドブックは、子ども達に震災の教訓や命の大切さを伝え、学校・家庭・地域が一体となって地域防災力の向上を図ることを目的としています。



地域による防災教育の実施

3 住宅防火

● 住宅火災から命を守る

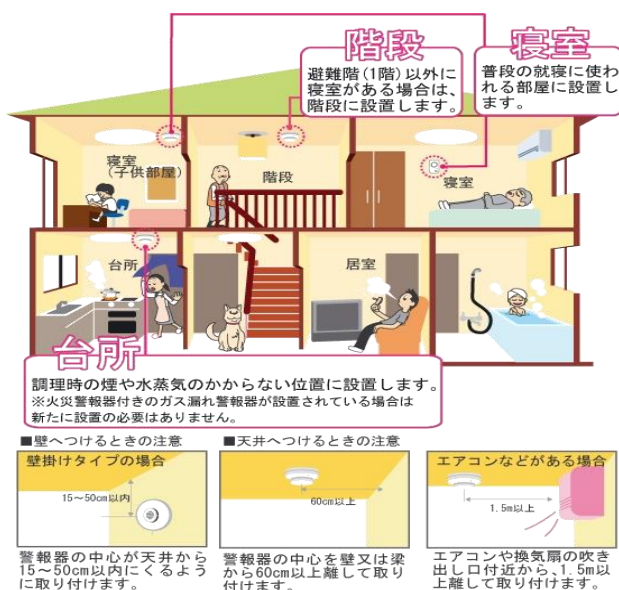
住宅火災による死者の発生を防止するためには、火災を早く発見し、早く消火することが大切です。

神戸市では住宅防火対策を推進するため、住宅用火災警報器、住宅用消火器、防災性能を有する布団や衣類など住宅向け防災機器等の普及促進を図っています。

● 住宅用火災警報器の設置義務化

住宅火災による死者を減らすことを目的として消防法が改正され、全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。

設置場所は寝室と台所、また上階に寝室がある場合は階段室にも必要です。



住宅用火災警報器の設置場所



住宅用火災警報器キャラクター“しらすちゃん”

● 住宅用火災警報器の効果

法令により全ての住宅に設置が義務化された住宅用火災警報器ですが、設置済みの住宅で発生した火災と、未設置の住宅で発生した火災とでは、焼損面積と損害額に大きな差があることがわかりました。住宅火災1件あたりの平均損害額を比較したところ、設置ありの場合の損害は、設置なしの場合の損害に比べて半分以下でした（表4-1）。

このことから、火災を早期に発見し、火災による被害を少しでも軽減するためには、住宅用火災警報器の設置が不可欠であるといえます。未設置のご家庭は早急に設置して頂くようお願いします。

また、既に設置されているご家庭は、定期的に警報器の点検を行ってください。

設置状況	件数	火災1件当たり	
		焼損面積	損害額
設置あり	421件	7㎡	776千円
設置なし	160件	24㎡	3271千円

※住宅火災のうち、共同住宅の共有部分で発生した火災及び設置の有無が不明であったものを除く。

表4-1 住宅用火災警報器の効果(平成29年～令和3年)

● 消火用具を備えましょう

住宅防火対策として、ご家庭に消火用具を備えることは非常に有効です。住宅向けの消火用具には下記の物の他にも様々な種類がありますので、生活様式に適したものを選び、万が一の火災に備えましょう。

・住宅用強化液消火器

薬剤が霧状に噴射され火を消します。水系の薬剤なので、冷却効果と浸透性に優れ、深部から消火します。噴射した際にも視界を妨げることはありません。

・住宅用粉末消火器

粉末の制炎性に優れた薬剤が広い範囲を覆って、火勢を抑えます。

● 住まいを守る住宅向け防災機器

日頃から防火を心がけていても、火災はちょっとした油断から発生します。もしもの時に備えて、住宅用火災警報器や住宅用消火器と併せて、下記の住宅向け防災機器を備えておくことで安心です。

(1) 住宅用スプリンクラー

スプリンクラーのヘッドが火災の炎（熱）を感知し、自動的に散水・消火します。

(2) 感震ブレーカー

一定規模の地震が生じると自動的に電気の供給を遮断します。地震後、復電したときの漏電などの原因による火災の発生を防止します。

(3) 防災品

火が付きにくく、炎も燃え広がりません。エプロン、カーテン、布団、車両カバーなどは防災品を使用すると安心です。

4 露店等の防火対策

平成25年8月15日に行われた京都府福知山市の花火大会において、死者3名・負傷者56名の火災事故が発生しました。

これを受け、消防法施行令の条例制定基準が見直されたことから、神戸市でも神戸市火災予防条例を改正し、祭礼、縁日、花火大会その他多数の者の集合する催しで、火気器具を使用する場合には消火器の準備と開設届出を消防署に提出することが義務化されました。

5 市民への火災予防広報

● 目指しますマルチ広報

(1) 安全安心情報の提供

市民の皆さんに「火災予防」を身近に感じていただけるよう、情報の提供と掲載に努めています。

- ・市政記者クラブへの情報提供
- ・“広報紙KOBÉ”に安全情報の掲載

(2) 神戸消防のホームページ活用

インターネット上に開設された神戸市のホームページ内に、消防に関するページを作成しています。

このホームページからも、“安全”や“安心”情報等を、画像や動画を交えながら提供するとともに、各種のイベント情報や統計資料、資格取得講習会の案内を発信しています。

● 市民に親しまれる広報

消防局の活動が市民の皆さんに親しまれるように、また、より深くご理解いただけるよう、いろいろな角度から広報活動を展開しています。

(1) 様々な広報行事の実施

防火・防災の知識を普及させるため、次のとおり火災予防運動等を行い、期間中には広報訓練・講習・各種イベントを集中的に実施しています。

- ・文化財防火デー（1月26日）
- ・春の火災予防運動（3月1日～3月7日）
- ・山火事防止運動（3月1日～3月31日）
- ・秋の火災予防運動（11月9日～11月15日）



文化財防火デー（広報訓練風景）

(2) 各種パンフレットの作成と公開

安全で安心して暮らせるまちづくりに役立つ知識をはじめ、神戸消防を紹介するパンフレットやチラシ等を作成し、市民に配布するとともにホームページで公開しています。

- ・家庭用、事業用防災マニュアル
- ・こうべしょうぼう（パンフレット）
- ・住宅用火災警報器啓発チラシ など

(3) 神戸消防を知っていただくための広報

幼児や小中学生等を対象とした消防署の庁舎見学を行っています。

(4) 防火・防災啓発用DVD等の貸出し
火災予防や防火訓練に役立つ広報用DVDを市民や事業所、学校などに貸し出しを行っています。

震災時のパネルを作成し、地震の教訓を風化させないようにしています。

(5) 出前トーク

防火・防災について市民の皆さんによりよく知っていただき、理解を深めていただけるよう、平成12年度から神戸市が行っている「出前トーク」を、消防局でも実施しています。

これは、防火・防災、救急などに関するテーマで市民から依頼があれば、消防職員が直接地域に説明に向くとともに、質疑応答や意見交換を通して、防火・防災についてともに考えようというものです。

《消防に関するテーマ》

・総合テーマ

「安全で安心な神戸のまちを目指して（消防局の取り組み）」

・個別テーマ

「火災から命を守るために」

「神戸市の救急」

「家庭内での事故予防（熱中症、ヒートショック予防含む）」

6 市民の皆さんとともに

● 市民防災の推進

防災訓練の実施 市民防災の日（1月17日）

防災福祉コミュニティ等の自主防災組織を中心に訓練を実施しています。

また、「神戸市民の安全の推進に関する条例」の施行により、安心して暮らせる安全なまちづくりを進めています。

● トライやる・ウィークへの協力

消防署等では、各署の特性や地域性を活かした学習計画をたて、市内の中学2年生を対象に受け入れています。

受け入れの期間中、生徒には消防職員の日常業務である災害への取り組みや訓練等を通じて、消防の仕事や社会での役割を理解してもらい、自分が「どのように社会で生きていくか」を考える一助となるよう協力しています。

● グリーンパトロールの活動

グリーンパトロール制度は、神戸市民にとってかけがえのない緑の山を守るために昭和47年に発足しました（委員は200名で神戸市長が委嘱 任期2年）。

このグリーンパトロール員は自主的な登山活動のかたわら、登山者に対し火の使用・木の愛護・山のマナー等について指導し、正しい知識を市民に広く知らせる活動をしています（令和2年度で25期目 延べ委嘱数4,850名）。

特に山火事防止運動期間中には、消防職員・消防団員と協力して市内登山道等において広報警戒パトロールを実施しています。

● 婦人防災安全委員の活動

昭和47年に、コミュニティ防災意識啓発の核として、災害に対する自主的な防災意識の高揚と、家庭における防災安全体制づくりを目的に発足しました（委員は300名で消防長が委嘱 任期2年）。

委員の方には地域の防災リーダーとして活動していただいています（令和3年度で26期目、延べ委嘱数7,809名）。



婦人防災安全委員研修風景

● みんなでつくろう放火されないまち

(1) 昨年の放火の状況

令和3年中に発生した火災347件のうち、「放火及び放火の疑い」（以下「放火」という）が原因の火災は56件でした。

放火による火災は、昭和58年から平成29年まで35年間出火原因の1位でしたが、近年減少傾向が続き、平成30年から令和2年までは2位以下となっていました。令和3年は、件数が増加に転じたこと、他の原因の火災が減少したことから、3年ぶりに1位となりました。（表4-2）

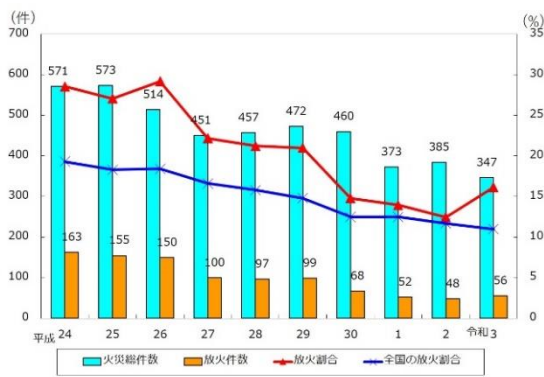


表4-2 放火発生件数と全体に占める割合

(2) 放火マップの公開

神戸市では、放火に対する予防啓発の一環として、全市の放火発生地点を示した「放火マップ」を作成し、神戸市のホームページに公開しています。放火マップを公開することで、放火が発生している地域の住民の方々に対する注意喚起を行っています。視覚的に発生状況を把握することができ、身近な地域で発生している放火に対して注意を払うことができます。

(3) 放火火災防止推進重点地区の指定

神戸市では、特定の地域において放火が多発した場合等に、その地域を「放火火災防止推進重点地区」に指定することがあります。指定を受けた地域では、放火抑止のための集中的な警戒パトロールや、地域と連携した予防啓発活動等が行われます。

平成23年には、西区の一部の地域において指定を行いました。

7 同じ火災を繰り返さないために

● 未来の火災を消火する

消防では、火災から人命と財産の保護を図ることを目的として、火災の原因と損害の調査を行っています。

火災調査は、消防法によって定められた、消防の主たる責務の一つです。

(1) 火災調査結果の活用

火災調査の結果から得られる情報は、類似火災の再発防止、延焼拡大等の防止、死傷者の発生防止、防火管理状況の改善指導、統計情報等、あらゆる火災予防のために活用されます。

情報は、主に神戸市のホームページや報道機関、SNS等を通じて市民の方々に発信していきます。

(2) 実験動画の配信

タイムリーな情報をお茶の間に提供するために、実際に起こりうる火災の再現実験動画を消防局ホームページにアップしています。また、スマートフォンでも視聴できるように実験動画をYouTubeにアップするとともに、手軽にどこにいても視聴していただけるようYouTubeのURLをQRコードに変換して職員個人の名刺や広報時に配るチラシ等に添付しています。

(3) 電気火災を減少させる取り組み

電気は日常生活で欠くことのできないエネルギーとして社会に浸透し、高性能で小型化された電化製品が続々と商品化され、私たちの生活を豊かにしています。

電気火災は、令和2年の47件から令和3年は48件と微増しており、依然として多くの火災が発生しています。

それを踏まえて、神戸市では「電気火災を減少させる」取り組みを次のとおり行っています。

- ① メーカーに対する改善指導の強化
- ② 総務省消防庁、NITE（独）製品評価技術基盤機構）などの関係機関と情報共有
- ③ 地域住民に対する普及啓発活動
各消防署に配布した「電気火災実験セット」を活用して、地域住民の方に「見て」・「触れ

て」体感してもらうことで「電気火災の怖さ」
を理解していただく活動を実施しています。

(4) 火災原因調査の技術力の更なる向上

消防局は火災調査の技術の更なる向上と人材育成
のため以下の対策を行っています。

① 火災調査エキスパート認定制度

火災調査について豊富な知識・技術・経験・
指導力等を有する熟練者の認定を行っており、
令和3年4月現在、3人の職員が認定されてい
ます。

② 火災調査課程

令和3年は、火災調査に必要な専門的、科学
的知識及び技術を修得するとともに、火災調査
書類作成能力の向上と予防行政への反映を図る
ことを目的に、火災原因調査実務経験10年未
満の職員を対象とした「基礎コース」を実施し
ました。

③ 兵庫県下消防長会火災調査研究会

神戸市消防局が事務局となって、県下消防本
部が調査結果の活用事例を紹介し、情報共有を
図る研究会を毎年実施しています。

令和3年は、新型コロナウイルス感染拡大防
止のため集合型の研究会は中止し、発表の様子
を収録したものを後日 WEB 配信しました。

第 5 章

災害に強い都市をめざして

1 自主防火・防災体制の推進

● 防火対象物定期点検報告制度の推進

平成13年9月に発生した東京都新宿区歌舞伎町ビル火災を受けて「防火対象物定期点検報告制度」が設けられました。この制度は、建物の所有者や管理者など管理について権原を有する人に対し、階段や廊下など避難に使用する施設や消防訓練の実施状況など日頃の防火管理体制について、防火管理業務全般の専門的知識を有する「防火対象物点検資格者」に点検を定期に実施させ、その結果を消防機関に報告する義務を課すものです。

対象は、防火管理者の選任義務がある対象物のうち以下のものです。

- ① 不特定多数の人が出入りするもので、収容人員が300人以上のもの。
- ② 地階や3階以上の階に、不特定多数の人が出入りする用途があり、かつ、それらの部分から地上に直通する階段がひとつだけ（屋内階段に限る）のもの。

点検の結果、防火対象物が点検基準に適合する場合は「防火基準点検済証」を表示することができます。

また、一定期間消防法令を遵守している防火管理上優良な防火対象物にあつては、申請に基づく消防機関の検査により、点検報告が免除される特例認定を受けることができます。この認定を受けた場合は「防火優良認定証」を表示することができます。

● ホテル・旅館に対する表示制度

平成24年5月に発生した広島県福山市のホテル火災を教訓として総務省消防庁に検討部会が設置され、消防法令に加えて建築基準法令の遵守状況についても消

防機関が確認し、安全情報を提供していた「適マーク制度」を再評価すべきとの報告がなされました。

これを契機に、ホテル・旅館の防火上の安全情報の提供を目的として、消防法令、建築基準法令が遵守されているものに対する表示制度が創設され、神戸市においても平成26年4月から運用開始しています。

基準に適合している場合、表示マーク（銀）（有効期間1年）を、3年間継続して基準に適合している場合は表示マーク（金）（有効期間3年）を掲出することができます。

表示マークの運用によって、ホテル・旅館関係者の自発的な法令遵守、安全性向上への取り組みが活性化されることが期待されています。



表示マーク（銀）

表示マーク（金）

● 統括防火・防災管理者の責任・権限強化

平成26年4月から、管理権原が分かれた建物のうち一定のものについて、統括防火・防災管理者を選任し届け出ること、統括防火・防災管理者により全体の消防計画を作成し届け出ること、建物全体の訓練を実施することが義務付けられました。

また、統括防火・防災管理者には各テナントの防火・防災管理者に対する指示権が付与され、さらなる自主防火・防災管理体制の強化が図られました。

● 事業所における取り組み

神戸市では、事業所内の危険情報をまとめたFD（ファイヤーディフェンス）カードを、各事業所に備え付けておく取り組みを推進しています。

FDカードとは、災害時に考えられる全ての危険とその対応方法を事前に把握して書面に取りまとめたもので、日ごろから従業員に周知するとともに、災害発生時には危険情報を消防隊に速やかに提供するために活用されています。

これにより、火災等の災害を未然に防止し、災害が発生した場合でも被害を最小限に抑えられることが期待されています。

2 違反対象物への対応

● 行政処分による違反是正の強化

神戸市では、規模に関係なく危険度の高い建物への査察を積極的に行い、発覚した違反については、迅速かつ的確な違反是正を行うように努めています。

火災の予防に関する違反処理の例としては、次のようなものがあります。

- ① 防火管理者が選任されていない場合の選任命令
- ② 消火器など消防用設備等の未設置や維持が適正になされていない場合の設置維持命令
- ③ 防火対象物を火災予防上危険な状態で使用している場合の防火対象物の使用停止命令など

命令を行った場合は、市民に安全情報を提供するため、処分内容を記載した標識を建物出入口等に設置するほか、公報への掲載及びインターネット（神戸市ホームページ）に「火災予防上の命令を受けている違反対象物」として公表する場合があります。

● 違反対象物の公表

飲食店、物販店、ホテル等不特定多数の方が出入する建物や、病院、福祉施設等1人で避難することが困難な方が利用される建物において、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備の未設置による重大な消防法違反があることを把握した場合、速やかにその情報を神戸市ホームページで公表することにより、建物利用者自らがその建物の利用について判断できるようにすることで、火災被害の軽減を図ることとしています。

● 違反是正強化対象物の指定

例年、毎年1月から3月を「違反是正強化期間」と定め、期間中、把握している違反を確実に是正する取り組みを行っていましたが、令和2年度からは年度当初に「違反是正強化対象物」を指定し、これらについて

は1年間を通じて特に是正指導の強化を図ることとしています。

- ① 屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備について、未設置又は重大な機能障害（重大違反）があるもの
- ② 不特定多数の方が利用する建物で防火管理者が未選任のもの
- ③ 防火対象物点検結果報告が適正にされていないもの
- ④ 特殊消火設備又は消火活動上必要な施設の未設置があるもの。

3 超高層化・深層化する建築物

● 超高層化・深層化する建築物の防災

近年、神戸市では、限られた土地の有効利用のため高さ100mを超える建築物や地下35mを超える建築物が建設されています。

これらの高層化・深層化する建築物は、ホテル、劇場、飲食店、事務所等、極めて多くの用途に使用され、使用形態・管理形態等も複雑多岐にわたるため、利用実態に即した防火安全対策が求められています。

● 建築防災計画等

このような建築物で災害等が発生した際、関係者・利用者の安全性を確保し、消防隊による救助活動・消火活動の円滑化を図るため、「建築防災計画」の作成等により以下の対策を指導しています。

- ① 初期消火のためのスプリンクラー設備の設置
- ② 煙、炎を拡散させない防煙・防火区画の形成
- ③ 安全・確実な避難経路の確保
- ④ 防災情報を一括して制御・管理する防災センターの設置
- ⑤ 迅速な消火活動に用いる非常用エレベーターの設置
- ⑥ 迅速な救急搬送に用いるトランク付きエレベーターの設置
- ⑦ 高層建築物の防災活動に活用するヘリコプターの屋上緊急離着陸場等の設置
- ⑧ 水源確保のための防火水槽の設置

● 建物の安全性の確保

建物の建築時には、消防同意制度により、消防法令への適合性等をチェックし、防火安全性について審査・指導しています。また、建物の完成時には、消防用設備等が法令の基準どおり設置されたかどうか検査しています。

これに加えて、天井裏等の消防用設備等の配管や、防火区画の貫通部の処理等、建物完成時の検査では確認しにくい部分について、その部分が完成した段階で適正に施工されているか確認するため、部分完成検査制度を条例に設けています。

この部分完成検査により、建物に基準違反があった場合にも迅速に改修等を促し工事段階で是正できるため、建築主にとっても経済的負担の軽減になります。

建物の建築計画から使用開始まで、それぞれの段階において、建築物を使用する市民等の防火安全が確保できるように指導しています。

● 消防用設備等の性能規定化

近年、超高層建築物、大空間を有する建築物等の大規模・特殊な防火対象物が増加する一方で、新しい技術を用いた消防用設備等の開発がなされており、これらの新たに開発された設備やシステム等が迅速かつ適切に評価され、早く実用化されることが求められています。

これを実現するためには、新技術により開発された設備が、現在の基準と同等以上の防火安全性を有していることを客観的に判断する必要があります。

そのため、消防用設備等の技術的な基準が「性能規定化」されることが必要となります。

技術的な基準が「性能規定化」されると、規制を受ける側はその「性能」を達成することを目標として、個々の事情に即した効率的かつ経済上合理的な技術開発ができるようになります。

これらの主旨を踏まえて、平成15年6月に消防法の一部が、平成16年2月に消防法施行令の一部がそれぞれ改正され、消防用設備等に係わる技術上の基準に性能規定が導入されています。

主な動きとしては、特定共同住宅等における性能規定化に関する省令及び告示等が平成19年4月に、一定

の駐車場に設けることができる新たな消火設備に関する省令及び告示が平成26年3月に、それぞれ施行されました。

● 防災設備技能講習

建築物の超高層化・深層化が進む中で、最近の防災センターは最新のコンピューターにより防災関連設備を集中的に管理し、総合的に監視・制御が行える総合操作盤等を備えています。

神戸市火災予防条例第50条の4の5では、総合操作盤等の監視、操作等に従事させる場合には、「消防長が定める講習」を受けたものに当該行為を行わせなければならない、と規定されています。その資格を取得するための講習が防災設備技能講習です。

防災設備技能講習では、災害シミュレーションソフトを活用し、総合操作盤を実際に操作するなど実技を中心とした講習を行っています。

これまでに10,945人（令和4年3月末日現在）の方が資格を取得しています。

4 社会福祉施設等の安全対策

● 病院及び社会福祉施設等に対するスプリンクラー設備の設置指導

大規模な建築物には、火災の発生を感知し、自動的に効果的な消火を行うスプリンクラー設備が設置されています。

スプリンクラー設備は、昭和62年の消防法令の改正以前では、病院及び社会福祉施設等については延面積が6,000㎡以上のものに設置するようになっていました。

しかし、多数の焼死者を出すに至った昭和61年の知的障害者入所更生養護施設「陽気寮」火災（神戸市）や、翌年の特別養護老人ホーム「松寿園」火災（東京都）を契機に、社会福祉施設のうち自力避難が困難な方が入所するものについては1,000㎡以上、病院については3,000㎡以上のものに設置することとされました。

さらに、平成18年には長崎県大村市でグループホーム火災があり、平成25年には長崎県長崎市でグループ

ホーム火災、福岡県福岡市で有床診療所火災と、多数の死傷者を出す火災が後を絶たないことから、社会福祉施設のうち避難が困難な要介護者を主として入居や宿泊させる施設については平成27年4月1日から、避難のために患者の介助が必要な病院・有床診療所については平成28年4月1日から、延面積に関係なく設置することとされました。

神戸市では、上記の要件に該当しない病院・社会福祉施設等に対しても、火災予防上の見地からスプリンクラー設備を自主的に設置していただくよう、様々な機会を捉えて広報指導をおこなっています。

● 就寝施設等の二方向避難経路の確保

ホテル、病院、社会福祉施設、共同住宅等の施設では、過去の火災発生時に、就寝中の方が避難開始の遅れによって逃げ場を失い、窓等から飛び降りて死傷するなどの例が多く見られました。

このことから、神戸市では主たる出入口のほかバルコニーなどからも避難できる「二方向避難経路」を確保するよう条例で義務付けています。

なお、構造上、バルコニー等の設置が困難な建物に対しては、スプリンクラー設備の設置を義務付けています。

● 避難口の扉等の表示(グリーンドア)

神戸市では、高層建築物やホテル、レストラン、デパート、病院などの不特定多数の利用客がある施設の避難口の扉を、普段から避難に使用する扉であると認識してもらうため、避難方向に対する面を緑色(グリーンドア)とするよう条例で義務付けています。

5 消火活動上の安全対策

● 可燃性発泡樹脂表示マーク

倉庫、工場等の大規模密閉空間に内装材として使用されている可燃性発泡樹脂は、火災が発生した場合に可燃性ガスを多量に発生させ、即燃的に延焼拡大することが明らかになりました。

このことから、神戸市火災予防条例では、平常時における従業員等(市民)の火気管理の意識啓発や、火

災発生時における自衛消防隊や消防隊員の安全確保を図るため、可燃性発泡樹脂を使用している建物(共同住宅は除く)において火気を取り扱う場合には火災予防上必要な措置(喫煙や裸火の使用制限等)を講ずることとしています。

また、上記の建物については、可燃性発泡樹脂が内装材として使用されていることが分かるよう出入口等に標識(内装表示マーク)を掲出することとしています。

- 内装表示マークの掲出対象となる防火対象物
(消防長告示で指定)
 - ・定温倉庫や冷凍倉庫等の建物については、面積に関係なく全てのもの(一部除外規定を設定)
 - ・その他の建物については、内装材として可燃性発泡樹脂が使用されている区画ひとつあたりの床面積が500㎡以上となるもの
- 内装表示マークの掲出場所
 - ・該当する建物の主要な出入口付近
 - ・消防隊が外部から開放できるシャッター等その他これに類する開口部
 - ・可燃性発泡樹脂が使用されている部屋等の全ての出入口付近



内装表示マーク

6 小規模飲食店の火災対策

平成28年12月22日(木)10時20分頃、新潟県糸魚川市で大規模な市街地火災が発生しました。火災の火元は小規模な飲食店(135.8㎡)で、こんろからの出火でしたが、フェーン現象に伴う強風により広範囲に拡大し、焼損面積30,213㎡、焼損棟数147棟、けが人17名(死者0名)もの被害となりました。

これまで150㎡未満の小規模な飲食店では消火器の設置は義務ではありませんでしたが、この火災を

受け令和元年10月1日からは面積に関係なく、火を使用する設備又は器具を設けた飲食店（※1）には消火器の設置が義務付けられました（※1 調理油過熱防止装置や自動消火装置等、総務省令で定める防火上有効な措置が講じられたものを除く。）。

神戸市では、消火器が設置されていない小規模飲食店に対して査察等を実施し、消火器を設置するよう指導を行っています。

7 危険物行政の動き

● 危険物施設の現況

私達の日常生活に欠かすことのできないガソリン、灯油等の石油類をはじめとする化学物品には、引火、発火の危険性があるものが多く、消防法で「危険物」と定められています。一定数量以上の「危険物」を貯蔵、取り扱う場合には許可等が必要であり、位置、構造、設備等の技術基準及び貯蔵、取り扱いの方法等について厳しく規制されています。

令和3年度中の危険物施設の設置許可件数は61件、変更許可件数は374件でした。設置許可件数の施設区分別では移動タンク貯蔵所が41件、続いて地下タンク貯蔵所と一般取扱所がともに6件の順に多く、また、変更許可件数の施設区分別では、一般取扱所が109件、続いて給油取扱所85件、屋外タンク貯蔵所59件の順となっています。

令和4年3月31日現在、神戸市内の危険物施設数は、3,063施設です。管轄消防署別では、東灘消防署管内579施設、西消防署管内577施設、水上消防署管内474施設と、この3署で危険物施設数の約半数を占めています。施設区分別では移動タンク貯蔵所が691施設と最も多く、次いで屋内貯蔵所、給油取扱所、一般取扱所の順となっています（図5-1、表5-1）。

年度別の危険物施設数の推移をみると、昭和59年度末の5,588施設をピークに年々減少しており、今年度は昨年度より1施設減少しました。全国的にも危険物施設は減少し続けており、これは産業構造の変化や設備の老朽化による施設の廃止などが要因と考えられます。

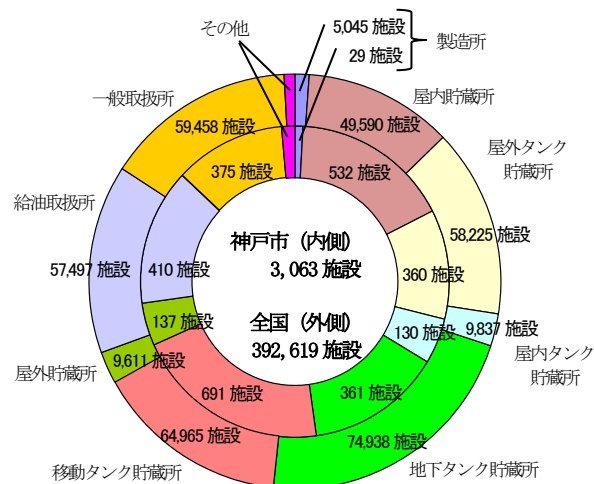


図5-1 危険物施設数区分別構成比 (令和4年3月31日現在)

(※全国は令和3年3月31日現在)

消防署	製造所	貯蔵所	取扱所	計
東灘	8	444	127	579
灘	1	115	44	160
中央	-	93	63	156
兵庫	3	161	66	230
北	1	139	89	229
長田	1	320	69	390
須磨	1	153	46	200
垂水	-	34	34	68
西	12	393	172	577
水上	2	361	111	474
計	29	2,213	821	3,063

表5-1 消防署別危険物施設数(令和4年3月31日現在)

● 石油コンビナート等特別防災区域の現況

特に大量の石油又は高圧ガスを貯蔵、取り扱う地域については、石油コンビナート等災害防止法に基づいて、石油コンビナート等特別防災区域に指定されています。

現在では東部第一工区、東部第二工区及び西部第一工区等の一部が石油コンビナート等特別防災区域に指定されており、その区域内の事業所のうち、一定数量以上の危険物や高圧ガスを貯蔵又は取り扱う8事業所が特定事業所として規制されています（表5-2）。

これらの事業所には、法令により自衛防災組織の設置、消防車等の防災資機材の整備、防災管理者の選任等が義務づけられています。

消防車については事業所の規模に応じて配置が義務づけられており、神戸市内の各区域内には、タンク火災に有効な大型化学消防車等が計7台配置されています。さらに、事業所が臨海部に立地していることから、石油類の海上への流出、拡散防止のため、オイルフェンス、オイルマット及び油処理剤を備えています。

地 区	特 定 事業所	危険物 施設数	大型化学 消防車等
総 数	8	354	7
東 部 地 区	4	139	4
灘 浜 地 区	1	34	1
西 部 地 区	3	181	2

表5-2 石油コンビナート等特別防災区域の現況
(令和4年3月31日現在)

● 危険物事故の発生状況

全国的にみると、令和3年中に発生した危険物施設における火災及び漏洩事故件数は、火災事故が224件（前年187件）、漏洩事故が422件（前年375件）で合計646件（前年562件）となっており、前年と比べると84件の増加となっています。また、平成元年以降事故が最も少なかった平成6年(287件)と比べると、危険物施設数は減少しているにもかかわらず、事故件数は2倍以上に増加しており、依然として高い水準にあります。

事故原因に着目すると、火災事故の発生原因は、維持管理不十分など、人的要因によるものが多い一方、漏洩事故については腐食疲労等劣化など、物的要因によるものが多くなっています。

令和3年中の神戸市内の危険物施設における事故発生状況は、次の表5-3のとおりです。

	火 災	漏 洩	破 損	合 計
製 造 所	-	1	-	1
移動タンク貯蔵所	-	-	1	1
給油取扱所	-	1	3	4
一般取扱所	1	1	-	2
合 計	1	3	4	8

表5-3 危険物施設の事故（令和3年中）

危険物施設の事故は、定期点検の励行、適切な危険物の取り扱い及び危険物施設の管理を実施することで大部分は防ぐことができます。

引き続き危険物施設の安全対策の指導強化を図るとともに、事業所の自主保安体制の確立を推進していくことが重要な課題となっています。

● 危険物施設の安全確保

危険物施設に対しても、計画的に消防職員による立入検査を実施しています。令和3年度中は立入検査や事故発生に伴う調査の結果、判明した違反事項に対し、21件の警告及び6件の命令（消防法第16条の5を除き、同法第16条の6を含む。）を行い、悪質な違反に対しては厳正な違反処理を実施しています。



移動タンク貯蔵所の立入検査

危険物施設は、法令で定期点検を必要とする施設が定められており、事故の未然防止及び拡大防止を図っています。

また、事業所では危険物の保安のための予防規程を定め、消防署長の認可を受け、災害予防や実災害時の体制づくりを組織的に進めているほか、危険物取扱者は保安講習を定期的に受講するなど、安全意識の啓発に努めています。

● 危険物安全週間

危険物を貯蔵、取り扱う事業所における自主保安体制の確立と、家庭や職場において危険物を取り扱う人々の意識の高揚と啓発を図るため、平成2年から毎年6月の第2週を「危険物安全週間」として、全国各地で様々な活動が実施されています。

令和3年の安全週間は、「事故ゼロへ トライ重ねる ワンチーム」を推進標語として、ポスター・パンフレットによる広報活動や、危険物関係事業所における消防訓練、危険物施設の査察を行いました。

なお、危険物取扱者等に対する講習会・研修会の実施、危険物安全大会の開催及び危険物の保安に関して功績のあった危険物取扱者・事業所に対しての表彰は、コロナ禍における感染防止対策のため中止としました。

● 危険物施設の耐震対策

危険物施設をはじめとする建造物の耐震基準は、関東大震災を契機にその基礎ができ、その後の大きな地震のたびに見直されてきました。ところが、阪神・淡路大震災は大都市の直下で発生したため、都市における耐震対策についてこれまでにない多くの課題を残しました。

その教訓から総務省消防庁は、危険物施設の耐震性の向上を図るため耐震基準に関する法令改正等を行い、特に、屋外タンク貯蔵所の耐震基準については大規模な基準強化がなされました。

さらに平成23年3月11日に発生した東日本大震災で、危険物施設が津波により甚大な被害を受けたことに伴い、危険物施設の所有者等は、地震対策として施設ごとの耐震性能、技術基準の適合状況及び当該施設周辺の液状化の可能性等を確認し、必要な措置を講ずること、並びに、津波対策として津波警報発表時や津波が発生するおそれのある状況等における緊急時の対応に関する検証を施設ごとに実施し、避難時の対応や緊急停止措置時の対応に関する必要な事項を予防規程等に定めることとされました。

南海トラフ巨大地震発生が予測される中、神戸市では、地震、津波対策の指導の徹底を重点項目とし、各施設の実施状況を確認し、必要な対策が講じられていない場合は速やかに対策を講じるよう指導しています。

● 危険物規制の動向

危険物規制に関しては、科学技術の進歩、社会経済の変化等を踏まえ、必要な見直しが行われています。

近年は地下貯蔵タンク等の腐食・劣化による危険物の漏洩事故が数多く発生していることから、平成23年2月には既設の地下貯蔵タンクのうち設置年度、塗覆装の種類及び設計板厚が一定の要件を満たすものを「腐食のおそれが高いもの」等として区分し、当該区分に応じて漏洩事故防止対策として一定の措置を講ずることが必要とされ、その技術基準が定められました。

また、圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について、位置、構造、設備に関する事項の一部が改正され、要件を満たす場合は、圧縮天然ガス配管及びディスペンサーを給油空地に設置することができるようになりました。

8 消防活動阻害物質の届出

消防法では、圧縮アセチレンガス、液化石油ガス等火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質を「消防活動阻害物質」として指定し、届出を義務付けています。

また、神戸市火災予防条例により、核燃料物質、高圧ガス、火薬類等消防活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質で消防長が指定したものを貯蔵し、又は取り扱う場合にも届出を義務付けています。

この届出に基づき、立入検査の際には適切な指導を行って火災発生の未然防止を図り、火災が発生した場合には付近の住民、消火活動にあたる消防職員等が特異かつ重大な危害にさらされることを防ぐための対策を立てています。

9 保安三法事務について

● 権限移譲について

国が進める地方分権改革の一環として、平成29年度に「火薬類取締法（以下「火取法」という。）」、平成30年度に「高圧ガス保安法（以下「高圧法」という。）」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液石法」という。）」（以下「保安三法」という。）に関する許可等の権限が兵庫県から神戸市へと移譲されて、消防局で事務を担当しています。

● 火取法について

(1) 目的

火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費その他の取扱を規制することにより、火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保することを目的としています。

(2) 火薬類とは

火取法では、火薬類として、「火薬」、「爆薬」、「火工品」の3種類に分類し定義しています。

「火薬」は、自己燃焼すると急速にガスが発生します。そのガスを利用し、銃砲弾の発射薬や、ロケットの推進薬などの「推進的爆発」の用途に使用されています。この代表に黒色火薬があります。

「爆薬」は、燃焼すると衝撃波が発生します。その衝撃波とガスの膨張を利用し、採石場などで岩盤を破壊する「破壊的爆発（発破）」の用途に使用されています。この代表として、ダイナマイトが有名ですが、既に国内製造は終了しており、代わって硝安油剤爆薬等が流通しています。

「火工品」は、「火薬」や「爆薬」を使用し、ある目的に適するように加工したもので、この代表に花火大会で打ち上げられる煙火をはじめ、爆薬の起爆に用いられる電気雷管などがあります。

● 高圧法について

(1) 目的

高圧ガスによる災害を防止するため、高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他取扱及び消費並びに容器の製造及び取扱を規制するとともに、民間事業者及び

高圧ガス保安協会による高圧ガスの保安に関する自主的な活動を促進し、もって公共の安全を確保することを目的としています。

(2) 高圧ガスとは

高圧法では、ガスを運搬や貯蔵の効率性・利便性のため

① 圧縮して小さな体積とした「圧縮ガス」

② 圧縮ガスを冷却又は圧縮によって液状にした「液化ガス」

に大別し、一定の圧力以上にあるもの若しくは一定の温度で一定の圧力以上の性状を示すもの又は特に災害発生のおそれのあるものとして

③ 温度35度において飽和蒸気圧が0パスカルを超える液化ガスのうち、可燃性、毒性及び反応性が強く特に危険なもの

を「高圧ガス」と定義しています。高圧ガスは安全のため圧力が確実に閉じ込められていることを大前提とし、可燃性・毒性等の追加の危険性を持つガスは、さらに厳重管理されるよう高圧法で規制されています。

● 液石法について

(1) 目的

一般消費者等に対する液化石油ガスの販売、液化石油ガス器具等の製造及び販売等を規制することにより、液化石油ガスによる災害を防止するとともに液化石油ガスの取引を適正にし、もって公共の福祉を増進することを目的としています。

液化石油ガスは、高圧ガスに含まれますが、調理・給湯といった民生用で使用する場合のみ、液石法で規制し、住居や料理店等の消費者保護のため販売店側に対し、液化石油ガスの安全な取り扱い等に関する周知やコンロ等の消費器具の点検等を義務付けています。

(2) 液化石油ガスとは

プロパン、ブタンその他政令で定める炭化水素を主成分とするガスを液化したもので、都市ガスで使用される天然ガス同様、ガス漏洩に気付くよう臭いを付着させています。

● 保安三法に関する現況（令和3年度中）

(1) 火取法

申請件数 107 件に対する審査を実施し、このうち主なものでは、神戸港から陸揚げされる輸入が 69 件のほか、消費が 15 件となっています。また消費のうち花火大会等のイベントにおける煙火消費が 5 件あったほか、発破による産業火薬の消費が 3 件ありました。

施設数は 83 件で、区分別では、火薬庫が 3 件、販売所が 38 件、火薬庫外貯蔵場所が 42 件となっています。

(2) 高压法

申請件数 65 件に対する審査を実施し、このうち主なものでは、製造・貯蔵施設の設置が 2 件、同変更が 25 件、同完成検査が 29 件となっています。また高压ガスボンベを定期的に検査する容器検査場の登録が 9 件ありました。

施設数は 1,970 件で、区分別では、製造・貯蔵許可施設が 192 件、同届出施設が 1,112 件、販売所が 607 件、特定高压ガス消費者が 29 件、容器検査所が 30 件となっています。

(3) 液石法

貯蔵施設等の変更許可申請や充填設備の許可申請等 3 件に対して審査を行いました。

施設数は 191 件で、区分別では、販売事業者が 27 件、保安機関が 26 件、特定石油ガス設備工事事業者が 121 件、その他 17 件となっています。

● 保安三法事故の発生状況（令和3年中）

(1) 事故件数及び負傷者数等

全国及び神戸市内の保安三法に関する事故件数及び負傷者・死傷者数は、次の表 5-4 及び表 5-5 のとおりとなっています。（速報値含む）

	火取法	高压法	液石法
全国	27	585	212
神戸市	0	6	1

表 5-4 保安三法事故件数（令和3年中）

		火取法	高压法	液石法
全国	負傷者	13	60	20
	死者	0	7	1
神戸市	負傷者	0	0	1
	死者	0	0	0

表 5-5 保安三法事故の負傷者・死者数（令和3年中）

(2) 事故状況

① 火取法

全国的にみると、平成 25 年以降、減少傾向を示しています。事故は大半が消費中に発生しており、令和 3 年は「製造」に関する事故は 0 件でした。死傷者についても、平成 27 年以降、減少傾向を示していましたが、令和 3 年は 6 人増加しています。死者数については、平成 28 年以前は 0 人となる年が続いていましたが、平成 29 年に 1 人、平成 30 年が 3 人と増加しています。その後 0 人となる年が続いており、令和 3 年の死者数は 0 人となっています。

神戸市においては、令和 3 年に火取法に係る事故の発生はありませんでした。

② 高压法

全国的にみると、前年から事故件数は 3 件減少しています。製造事業者別にみると「冷凍」に係る事業者での事故件数が最多となっています。現象別にみると「噴出漏洩」によるものが約 9 割となっています。死傷者においても「噴出漏洩」に起因するものが多くなっています。令和 3 年の死者数は 7 名と、平成 8 年以來の高い数値となっています。これは、駐車場の二酸化炭素消火設備が誤って放出した事故が 2 件発生し、合計で 7 名の死者が発生していることに起因しています。

神戸市においては、事故件数が 6 件と前年から 1 件減少しています。現象別ではすべて「噴出漏洩」の事故でした。

③ 液石法

全国的にみると、事故件数は過去 5 年間 200 件程度となっています。現象別では、「漏洩」に起因する事故が多くを占めています。過去 10 年間において、3 年連続で「CO 中毒・酸欠」に起因する事故が

0件でした。負傷者数は過去10年間において最小となりました。また、事故による死者は1人となっています。これは、一般住宅にて、屋根の雪下ろし又は落雪等、何らかの原因によって供給設備の一部が破損し、漏洩した液化石油ガスが雪に囲まれた家屋の周辺や床下に滞留し、何らかの着火源に引火し爆発した火災で発生しています。

神戸市において、令和3年は液石法に係る事故の発生が1件あり、負傷者が1名発生しています。これは、飲食店の業務用コンロの器具ガス栓が固着していたところ、無理やり器具ガス栓の操作をしたため、開閉ハンドルが抜け、パイロットバーナーの炎に漏洩した液化石油ガスが着火したものです。その際に1名やけどを負ったものです。

● 保安三法施設等保安体制の充実

災害対応機関である消防局では、災害発生の防止と、発災した際に迅速・安全に消防活動が行えるよう、関係施設等の実態把握に向けた立入検査を推進しています。

令和3年度中は、242件の立入検査を実施し、83件の事業者に対し、総数155件の是正指導を行いました。また、全国の火薬類事故のうち、6割を占める花火大会などの煙火消費に対しては、事前の現地調査のほか、消費当日も立入検査を行い、打ち上げ筒の状況や観客との安全な距離などを確認しています。

そのほか保安体制の充実に向け、令和3年中は以下のような取り組みを推進しました。

(1) 火薬類危害予防週間

火薬類危害予防週間は、毎年度、6月10日から16日までの期間中、経済産業省、都道府県、指定都市及び関係団体が協力して、火薬類による災害・事故を防止し、公共の安全を確保することを目的として実施しています。

期間中、神戸市内の事業者に対し、危害予防意識の高揚を図るため、経済産業省から送付された広報用ポスターを配布しました。また、産業用火薬を扱う事業者に対して立入検査を実施しました。内訳は、消費場所（採石場）が2件となっています。

(2) 高圧ガス保安活動促進週間

高圧ガス保安活動促進週間は、毎年度、10月23日から29日までの期間中、高圧ガスの保安に関する活動を促進し、高圧ガスの保安意識の高揚及び保安活動の促進を図ることを目的として実施しています。

期間中、高圧ガス保安協会から配布された「点検に不要不急の文字は無し」のキャッチコピーが書かれたポスターを消防署に掲示し、高圧ガスの保安意識の高騰及び保安活動の推進を図りました。事業所と顔が見える関係を構築し、連携を密にすることで高圧ガスの保安意識の高揚及び保安活動の促進を図っております。

今後も、神戸市では市民の安全・安心につながる活動を継続してまいります。

● 許認可行政手続きにおけるスマート化の推進

神戸市ではデジタル技術を活用し、市民や事業者が役所の窓口へ赴かなくても手続きが完結できる環境を整えることや職員の働き方を改革することなどを目的として、行政手続きのスマート化を推進しています。

消防局においても、許認可行政手続きである危険物事務や保安三法事務において令和3年1月から電子申請を開始しました。また、電子申請の開始にあわせて手数料のクレジットカード決済を導入しました。さらに、保安三法事務において、令和4年1月からオンライン収納機能を活用した銀行ATM、コンビニ、オンラインバンキング、電子マネーの支払い方法拡充を行いました。コロナ禍においても消防署等に赴かなくても手続きが完結できる仕組みを構築しています。今後も電子申請の対象となる手続きを増やすなど、スマート化を推進していきます。

第 6 章

新しい時代に対応する人づくり

1 消防行政は人なり

神戸市では昨今の人口縮減の進展と厳しい財政状況を踏まえて、行財政改革を強力に推し進めています。このような状況にあっても市民が安全・安心に暮らせるまちづくりのため、消防力の充実・強化は行っていかなければなりません。

そのためには、消防車両、資機材の充実強化のみならず、それらを活用する人材を育成し、職員個々の能力を高め、組織力を強化させることが重要です。

また、「行政は人なり」と言われます。市民に対し常に質の高い行政サービスを提供していくためには、人材を効果的に活用し、効率的な組織運営を行っていく必要があります。

地方分権、市民ニーズの多様化など行政をとりまく社会情勢が変化し続けている今日においては、変化に対応するための人材の確保、適材適所の人員配置、ベテラン職員の活用と活性化、女性消防吏員の登用とその職域の拡大、職員研修体制の充実など社会情勢に対応した職員育成のための幅広い仕組み作りが必要になってきています。

消防局では、このような考え方のもと、人材育成を進めています。

2 人材の確保

消防職員には様々な専門的知識、能力が求められます。複雑・多様化する社会情勢に適切に対応するためには、様々な分野の人材を確保することもまた必要となります。

消防局では、関西の大学・高等専門学校等において消防局の組織、事業内容等についての説明会を行うことで消防業務に対する理解を深めてもらい、より様々

な専門分野から人材を確保できるように努めています。

また、消防局が主催する「神戸市消防職員就職説明会」においては、WEB も活用しながら神戸市独自の取り組みについて説明し、消防局の魅力発信に努めています。

更に、採用パンフレットの配布、ホームページやSNS への採用案内や動画の掲示など、様々な広報を行っています。



神戸市消防職員就職説明会

職員採用試験においては、人物重視の採用を行っています。また、より幅広い人材が確保できるよう、受験資格である年齢要件を一般行政職と比較して高く設定しています。

令和3年度実施の採用試験では、大学卒の競争率が5.3倍、短大・高専卒が12.8倍、高校卒が8.2倍となっています。

3 人をつくる・いかす

職員の士気を高め、更なる技能の向上へとつなげるため、消防局では、消防車両の運転・操作に技能認定制度を導入しています。また、防火査察、消防用設備等、危険物、火災調査などの各分野で高い水準に達した技能を持つ職員に対して、エキスパート資格を与えています。

このほか、人事評価、自己申告等で職員の能力適性、希望を基にした適材適所の人事配置を行うとともに、職員自身も業務の目的を理解し、目標を設定する

ことによって、効率的な業務執行に努めています。

さらには、より幅広い視野を持って政策形成を行うことができる職員を育成するため、総務省消防庁や神戸市の他部局等に職員を派遣したり、人事異動によらず職員を局内の他所属へ一定期間派遣して派遣先の所属で業務にあたらせたりするなど、様々な知識・経験を習得する機会を設けています。

4 研修制度の充実

社会情勢の変化に伴って行政への需要は増大しており、これに的確に対応するためには職員個々の能力を向上させていく必要があります。

市民防災総合センター（神戸市消防学校）では、新規採用消防職員に対する基礎的な研修である初任科教育をはじめ、救助課程や火災調査課程等の特定の分野に関する専門的研修、昇任時研修等を実施し、職員の能力開発を行い、感染症対策による経験、働き方改革やICT化に対応し、より効率的かつ効果的な研修を実施していきます。

さらに、職員は神戸市職員研修所が実施するテーマ別研修や階層別研修等も受講し、積極的な能力向上に努めています。

消防局では、総務省消防庁の教育訓練機関である消防大学校の各種研修に職員を派遣し、消防業務に関する高度な知識及び技術を習得させ、監督者及び指導者としての資質向上を図っています。

また、職場におけるOJTを推進しており、この手法は担当業務を通じて、上司が部下に対し直接きめ細かい指導を行うことができるため、業務に必要な知識や技術を効率良く習得することができます。

5 女性消防吏員の採用と職域の拡大

現在の社会においては、男女がともにその個性と能力を十分発揮することのできる男女共同参画社会の実現が重要です。神戸市消防局では平成9年度から女性消防吏員の採用を行い、令和3年度までに81名の女性消防吏員を採用しています。

女性消防吏員の採用を開始した当初は、予防広報や防火安全指導等の業務に従事していましたが、平成12年4月に神戸市で初めての女性救急隊員が誕生して以来、平成15年4月に管制業務、平成21年4月に指揮隊業務、さらに平成26年10月には特殊災害隊などを除く全ての業務に職域を拡大しました。

現在では22名の女性吏員が交替制の業務に従事しています。

6 魅力ある職場づくり

消防職員間の意思疎通を図るとともに消防事務の運営に職員の意見を反映しやすくすることにより、職員の士気を高め消防事務を円滑に運営することを目的として、平成7年10月に消防組織法が改正され、平成8年10月に消防局の組織として「消防職員委員会」が設置されました。

消防職員委員会は、①消防職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び厚生福利に関すること、②消防職員の職務遂行上必要な被服及び装備品に関すること、③消防の用に供する設備、機械器具その他の施設に関することについて、消防職員から提出された意見を審議し、消防長に意見を述べる制度です。

消防局では、消防職員委員会に提出された職員の意見に対して、職場環境等の改善、消防被服の改良、職員提案による業務改善等を行っています。消防局では消防職員委員会を令和3年度までに計26回（概ね年1回）開催しました。

7 職員の健康管理と安全衛生管理

● 職員の健康管理

職員の健康状態を把握することにより、疾病の早期発見や労働による健康影響の評価を行い、その結果に基づき対策を実施して、健康の保持を図っています。

健康管理の種類は以下のとおりです。

- (1) 定期健康診断（深夜業務健康診断を含む）
- (2) 胃部検診
- (3) 新規採用職員健康診断
- (4) 情報機器作業従事者特殊健康診断

- (5) 保健指導
- (6) B型肝炎対策（ワクチン接種）
- (7) 高気圧業務従事者健康診断
- (8) 有機溶剤健康診断
- (9) 大腸疾患検査
- (10) 破傷風予防接種
- (11) 4種（麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎）予防接種

● メンタルヘルスケアの推進

(1) 消防職員相談窓口

外部の専門機関に相談窓口を開設し、職員及びその家族が精神科医、臨床心理士、保健師による相談、カウンセリングを受けることができるようにしています。

(2) 職員の研修体制の強化・推進

外部の専門機関が主催する研修会に参加するほか、専門研修等に精神科医、臨床心理士を講師として招き、セルフケア研修やラインケア研修を実施しています。

(3) メンタルヘルスチェック

外部の専門機関にメンタルチェックを依頼し、実施しています。

● 職員の安全衛生管理

消防局では、安全衛生管理の手法としてリスクアセスメントを行っています。リスクアセスメントとは、事業場にある危険性や有害性の特定、リスクの見積もり、優先度の設定、リスク低減対策の決定の一連の手順のことです。リスクアセスメントを行ってその事例を共有することにより、危機リスクへの感受性を高め、類似災害の発生を防止しています。

また、職場ごとに月に1度、職場安全衛生委員会を開催し、上記のほか職場環境、施設装備に関することなど、様々な事項を話し合い、よりよい職場環境づくりに努めています。

● 神戸市消防育英会

消防職員、団員が火災や救急救助等の災害活動で死亡したり、重度の障害を被った場合、その子弟の就学

資金を支援するための団体として「神戸市消防育英会」があります。

これは、市民の皆さんが、災害活動に協力した場合も同様に適用されるものです。

昭和52年の設立以来、延べ55人の方が奨学資金を受けています。

第 7 章

消防施設の整備

1 消防施設の整備

消防局では、消防庁舎が大災害時にも必要な機能を果たせるよう、施設の整備に努めています。

また既存庁舎のなかには、老朽化しているものや、消防局の事業体制の変化に伴いスペース確保の必要性が生じているものがあり、改築の検討や改装を計画的に行っています。

令和3年度には、兵庫消防署の建替工事（8月10日供用開始）、西消防署西神南出張所の新設工事（12月13日供用開始）を実施しました。



兵庫消防署



西消防署西神南出張所

2 庁舎管理

庁舎機能の維持・確保を目的として、屋上防水・外壁、給排水設備、電気設備等の改修・補修を随時実施しています。

令和3年度は、中央消防署、同栄町出張所、西消防署の屋上防水・外壁改修、北消防署北神分署の空調機改修のほか、市民防災総合センターの執務環境改善を実施しました。

3 車両製作

● 令和3年度製作車両

(1) 小型タンク車

小型ポンプ車をベースに800Lの水タンクを搭載しているため、狭隘路にも進入しやすく早期の放水が可能です。東灘消防署深田池出張所、中央消防署山手出張所、垂水消防署本署、垂水消防署舞子出張所、西消防署伊川谷出張所に配置しました。



小型タンク車

(2) 資材搬送ポンプ車

小型ポンプ車の後部を箱型の荷台とすることで、多数の資機材や人員を搬送でき、消火活動のみならず、水防活動や林野火災等、多目的に活用できる消防車です。4WDを採用し、走破性を向上させています。西消防署本署に配置しました。



資材搬送ポンプ車

(3) ポンプ付救助車

重量物を牽引できるウインチを設置した救助車に、ポンプ機能を搭載しています。多くの救助資機材と放水器具を積載することで、救助活動と消火活動の両方を行うことができる消防車です。東灘消防署本署、北消防署北神分署に配置しました。



ポンプ付救助車

(4) 15m級はしご車

15m梯子に、伸縮水路管を架装しています。また、小型動力ポンプを積載することにより迅速な消火活動と救助活動が行えます。長田消防署本署に配置しました。



15m級はしご車

(5) 高規格救急車

救急業務の高度化、高度救命処置用資機材の多様化に対応し、コンパクトな車体でありながら、救急処置に必要な車内スペースを確保しています。4WDを採用し走破性を高めるとともにLED式の赤色灯や作業灯の設置、高輝度反射材の貼付により被視認性を高め、安全に活動できる救急車です。灘消防署本署、兵庫消防署運南出張所、北消防署本署、長

田消防署本署、須磨消防署本署、西消防署本署、西消防署西神南出張所に配置しました。



高規格救急車

(6) 人員搬送車

大規模な災害や訓練時に多数の人員（定員25名）と資機材の搬送が可能であり、天井には大型ルーフキャリア、車体側面に大型オーニングテントや作業灯を装備した車両です。市民防災総合センターに配置しました。



人員搬送車

● 車両の低公害化の推進

神戸市では環境保全に資する取り組みの一環として、「公用車への次世代自動車の導入基準」に基づき、低公害車の導入を推進しています。消防局においても業務車だけでなく、消防車や救急車も可能な限り低公害車を採用しています。



ポンプ付救助車

4 車両の点検整備

市民防災総合センター内にある消防局整備工場は、指定整備工場として消防車、救急車、業務車の法定点検整備、故障による臨時整備や消防装置の点検整備作業を実施しています。計画的に実施することで、車両の運用停止期間を極力短縮しています。

また、はしご車の梯体や車体安定装置については安全性を確保するため、専門業者により計画的に分解整備及び定期点検を実施しています。



消防局整備工場（市民防災総合センター内）

5 機械器具の点検整備

災害現場で活用する空気呼吸器やガス検知器などの各種機械器具の機能を維持し、安全性を確保するため、法定検査や臨時整備などを実施するとともに、計画的な更新を実施しています。

6 消防艇の点検整備

2艇ある消防艇は定期的に法定点検を受検しており、また、航行性能を維持するため、毎年1回造船所のドックにて船体やスクリュー等に付着した海生物を除去して再塗装しています。エンジンや放水装置等についても随時整備を行っています。



造船所ドックでの上架整備

7 消防・救急無線のデジタル化

(1) 目的

限られた資源である電波を有効利用するため、無線のデジタル化が進められています。これにあわせて、全国の消防本部で運用されている150MHz帯の消防・救急無線も、電波法第26条に基づく告示（周波数割当計画）により平成15年10月に260MHz帯でデジタル化の方針が示され、移行期限である平成28年5月末までに移行が完了しました。

神戸市においては、平成28年4月18日に防災相互波を除く150MHz帯アナログ波を停波しました。

デジタル化することで、第三者による無線傍受の抑制、音声の明瞭化が可能となりました。また、デジタル化による増波を利用して無線不感地域に対する無線中継所の増設も可能となります。

(2) 神戸市消防局の取り組み

神戸市では、国が行うデジタル無線の実証試験に参加しました。この時に整備された無線機器を活用し、神戸市の経費負担の軽減に努めながら、平成22年度から平成24年度までの3カ年で整備事業を行いました。

また、平成27年度には消防自動車の予備車両や査察広報車など、全ての緊急自動車に車載無線機を装備したほか、防災指令発令時に参集した職員等の増強部隊が使用するデジタル携帯無線機及び署活系携帯無線機を整備し、災害時等における通信連絡手段を拡充しました。



車載型デジタル無線機

8 消防管制システム

消防車両等の出動管理は消防管制システムにより行なわれています。

現在運用している「消防管制システム」は、平成24年2月に導入され、24時間365日、日々の消防業務を支えています。

消防管制システムでは、119番通報のあった災害地点を適確に把握するとともに、消防車や救急車がどこにいるのかという情報を、走行中の車両も含めて管理することで、現場に近い消防車両を自動的に選別し出動させる機能を有し、出動車両の選別がより適確化されるようになっていきます。

また、水災や震災等の広域同時多発災害発生時には、各署の指令系端末で車両選別及び出動指令ができるなど、災害対応の迅速化・効率化を実現しました。

そのほか、車両に積載する情報端末の高機能化により、災害現場付近の危険情報や大規模な建物等に対する活動方針の表示、同じ災害に出動している他車の位置の表示、救急現場での患者の受け入れが可能な病院一覧の表示等、様々な活動支援情報がリアルタイムで現場の隊員に提供されるようになりました。

さらに、ヘリコプターが撮影した現場状況映像や高所監視カメラ等の映像を専用端末機にて受像できる等、災害現場の危険排除や現場活動の効率化を図っています。

こうした消防管制システムは、消防業務の効率化等に欠かせない存在ですが、機器類やシステム全体の使用期限を迎えるため、現在令和9年度の更新に向けた作業を開始しています。総務省消防庁が推進する消防指令システムの高度化検討の動きや、神戸市が進めるDXの動きにも注目しながら、更新作業を進めていきます。



消防管制システム

9 ICT化の推進

近年、スマートフォンの急速な普及やウェアラブル端末の登場など、ICT化の進展は止まるところを知らず、消防業務の周辺環境においても、常に大きな変化が生じています。

これに伴い、新たな機能として、聴覚や言語機能に障がいのある方向けにスマートフォンによる119番通報機能や、活動中の中隊長等が撮影した災害現場の映像等を、本部と共有できる体制を構築するなど、消防管制システムや災害時オペレーションシステムについて新機能の追加や改修などの最適化を行いました。

第 8 章

市民防災総合センターの業務

市民防災総合センターには、①消防職員に対する教育、訓練、研修及び消防防災に関する研究を行う教育係、②市民に対する防災教育・救急講習等を広く活動している市民研修係、③消防署の支援や演奏活動を通じた防災情報の発信や防災教育を実施する特別消防係（消防音楽隊）3つの組織で構成されています。

また、消防車両、資機材の整備等を行う整備工場や消防ヘリ用の飛行場外離着陸場も併設されています。



市民防災総合センター

1 消防学校の研修概要

消防学校では、「消防局人材育成基本計画」に基づき市民が安心して暮らし、働けるまちの実現に向けた質の高い人材育成を行い、消防職員・団員、市民及び事業者に対して、防災に関する各種の研修をデジタル化に合わせた内容で実施しています。

● 消防職員に対する研修

(1) 新規採用職員研修

消防吏員として必要な知識・技術の習得のため、新規採用職員研修を実施しています。その内容は6カ月間の初任科教育課程（全寮制）と、2か月間の専科研修（救急課程：通学制）からなり、令和3年

度は、49名が消防学校の門をくぐり、厳しい教育訓練に臨みました。今後はICT化やリモートを活用した教育訓練体制を確立します。



初任科生の通常点検



初任科生の消防活動訓練

- (2) 管理職研修、消防司令補研修、消防士長研修
消防司令長、消防司令、消防司令補、消防士長に昇任する職員及び現在、その階級にある職員に対し、階級に応じた知識・技術の習得、指揮能力・管理監督能力等の向上を図るために実施しています。
今後は、ICT化に対応した教育研修を構築します。

(3) 専科研修

専科研修は、予防、警防、救急、救助などの各業務に携わる職員が高度な専門的知識、技術を習得することを目的に実施しています。

なお、職員教育、研修については、働き方改革に基づき、社会情勢の変化に準じた内容とし、研修効率の向上と今後は、ICT化に対応した教育研修を構築します。



救助課程

(4) 特別研修

職員の資質向上を目的に、職員全般に参加を呼びかけています。初任科教育や専科研修の中で実施されているカリキュラムのうち、特に重要なものは、公開講座としています。

また、消防司令昇任者に対し、中隊指揮能力の習得を主眼に、中隊指揮訓練等を実施しています。

● 消防団員に対する教育

阪神・淡路大震災以後、消防団の災害現場における活動内容が大幅に見直され、消防団員に対する教育訓練は、火災、水災、震災等幅広く災害対応できるよう基礎教育と幹部教育の2つに区分し実施しています。

基礎教育は、新しく消防団員となった者を対象として、消防団員としての心構えや災害時における消防活動の基礎知識、日常時の地域の防災リーダーとしての役割等について教育を行います。

幹部教育は、消防団の幹部として必要な消防団の運営管理及び活性化に資する広い知識を習得するための指揮幹部科分団指揮課程と、災害時における現場指揮及び安全管理知識を習得し、地域住民に対する防災指導力の向上を図る幹部科現場指揮課程を、平成27年度より実施しています。



消防団教育訓練（水防）

2 消防科学研究業務

各種の試験装置を活用して火災原因の科学的究明をすること、危険物等の性状を確認すること、さらには災害の予防や防災にかかる研究を通じて市民の安全に寄与しています。

● 危険物等の性状確認に伴う試験

消防法に規定する危険物のうち第4類（引火性液体）の確認試験を実施しています。

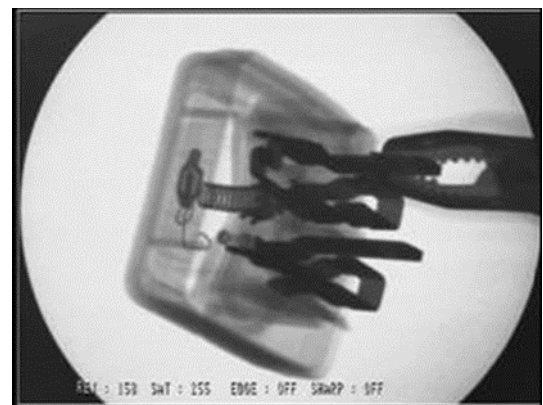
【試験区分】

- ・引火点測定試験
- ・動粘度測定試験
- ・燃焼点測定試験
- ・発火点測定試験
- ・可燃性液体量測定試験
- ・液状確認試験

危険物の不法貯蔵等に係る違反処理を行うため、また、各事業所の新規開発商品等が危険物や指定可燃物に該当するか否かを判定するために、確認試験が必要となります。

● 火災原因の鑑定試験等

火災原因を科学的に究明するため、各種試験装置を活用して火災現場で採取された残さ物から油分を抽出したり、焼損した電気配線から溶融痕を確認するなど、出火原因及び火災の延焼拡大に至った原因を特定するための基礎資料となる鑑定試験を実施しています。



焼損した電化製品の内部（X線透過）

● 消防に関する資料収集と火災危険の研究

消防に関する各種文献・実験記録を収集し、これらの資料を鑑定・実験研究に活用しています。

また、火災事例から火災危険を掘り起こし、実験・考察をすることで、災害予防に反映させる研究を行っています。

● 災害資料の収集・保存と活用

過去の貴重な災害資料の散逸を防ぐために災害資料を一元的に収集・保存しています。

さらに、これらの資料を基に災害事例集を作成しており、過去の災害から教訓を学び、類似災害への対応力を高めるために活用しています。

● 職務研究の推進

消防装備や消防機器の改良・開発、効果的な消防戦術の研究など職員の職務研究を推進する「神戸消防・技能フロンティア制度」を実施しています。

災害の最前線で活動する職員のアイデアを実現するため、相談・アドバイスそして研究成果の発表・活用を支援します。

3 特別消防係（消防音楽隊）の活動

特別消防係（消防音楽隊）は、特別消防隊の運用、消防音楽隊の演奏による消防広報、市民に対する防災指導、防火対象物査察の支援などの業務を実施し、市民生活の安全・安心の確保に努めています。

● 特別消防隊の概要

消防力の強化を目的として、市民防災総合センター職員による特別消防隊を編成し、応援が必要な災害に迅速に対応できる体制を整えています。

特別消防隊は、市内の災害を中心に、兵庫県下広域消防相互応援協定等に基づく県下の災害への出動や緊急消防援助隊としての全国の災害への出動のほか、大規模なイベント警備や、不発弾処理警備など二次災害防止のための警戒などの業務も行っています。

また、緊急消防援助隊合同訓練など各種訓練にも参加しています。

● 消防音楽隊としての活動

消防音楽隊は昭和27年11月に発足し、令和4年に70周年を迎えました。

年間約200件の演奏活動を行いながら市民の皆様に安全・安心情報を発信しています。



消防音楽隊

(1) 消防局、消防署主催行事及び消防広報、消防訓練、防災教育を内容とする行事での演奏

- ① 消防出初式や火災予防運動をはじめとする、消防局、消防署が主催する行事での演奏
- ② 防災福祉コミュニティ訓練等での演奏
- ③ 『♥いのちのコンサート』

市内の小・中学校等を対象に「震災の教訓」や「いのちの大切さ」を伝えるための防災教育として、「♥いのちのコンサート」を実施しています。

令和3年度は、8校園で実施し、地域の方を含めて延べ約1,900人が参加しました。



♥いのちのコンサートパネルシアター実施の様子

④きらめきコンサート

平成10年に震災復興記念行事として「元気アップコンサート」を前身とし、毎年、神戸文化ホールで開催しています。音楽を通じて市民の皆様とコミュニケーションを図り、震災の教訓を継承しています。

また、平成25年度から4カ年は、加えて各区版きらめきコンサートも開催いたしました。

令和3年度は2月に「神戸市消防音楽隊発足70周年記念演奏会～きらめきKOBESTAR☆防災コンサート」を開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、令和4年11月に開催を延期しております。

⑤グリーンコンサート

市民の皆様とのふれあいの場として、毎年4、5月と10月の金曜日に、東遊園地でコンサートを開催し、安全・安心情報を発信しています。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響及び東遊園地再整備のため、4、5月開催は自粛し、10月にメリケンパークで「オータムコンサート」を開催いたしました。



オータムコンサート

⑥防火いきいきコンサート

高齢者施設の安全化を促進するため、老人ホーム等で音楽演奏にあわせて消防広報を実施するコンサートです。

⑦まちかど防火コンサート

大型商業施設等に集う方々に安全・安心情報を発信するために、消防音楽隊が自ら企画してコンサートを開催しています。



まちかど防火コンサート（DUO神戸）

- (2) 『神戸まつり』をはじめとする公共機関や市民団体等が主催するイベントや外国観光船の歓送迎など



外国観光船歓送迎

● 市民に対する防災指導

市民防災総合センターの訓練施設を活用して、市民・事業者などを対象に防災指導を行っています。また、「トライやる・ウィーク」の協力事業所として希望する生徒を受け入れ、期間中は派遣先での合同演奏、楽器の練習、消防訓練などの職場体験を実施しています。



トライやる・ウィーク

● 防火対象物の査察の支援

平成19年度から、係員を消防署に派遣して防火対象物の査察を行っています。

4 市民研修系の活動

市民や市内の事業所等を対象に、震災の教訓の継承及び災害対応能力、防災知識の向上のための防災研修並びに市民救命士講習を実施し、地域防災力の更なる強化を図っています。

● 市民救命士講習会

第3章の4「市民救急の推進」で紹介された市民救命士講習会を実施しています。

(1) 定例講習

- ・個人、複数（2～8名）での申込み
- ・防災コミュニティセンター（長田消防署4階）と栄町出張所3階会議室の2会場で、定期的を開催しています。

(2) 出張講習

- ・15名以上（40名まで）の団体での申込み
- ・事前に講習会の開催場所を準備していただければ指導員が現地に出向き講習会を行います（神戸市内に限ります）。



市民救命士講習会

● 防災研修

総合訓練塔などの施設を使用して、体験型防災研修を行っています。放水体験、冠水歩行体験、暗闇・煙体験、水圧ドア開放体験など、楽しく学べる研修プログラムをご用意しており、事業所や自治会、高校生や専門学校生、大学生など多くの市民の皆様にご受講いただいています。

また、今後発生が予想されている南海トラフ巨大地震などが疑似体験できる地震体験車「ゆれるん」による、地震の防災体験も行っています。ゆれの大きさやゆれ方の違いを体験していただくことで、家具の固定や建物の補強など、地震に対する備えの大切さを実感することができます。

さらに、VR機器を用いた土砂災害体験研修を導入するなど、幅広い研修メニューをご用意しています。



「ゆれるん」による地震体験

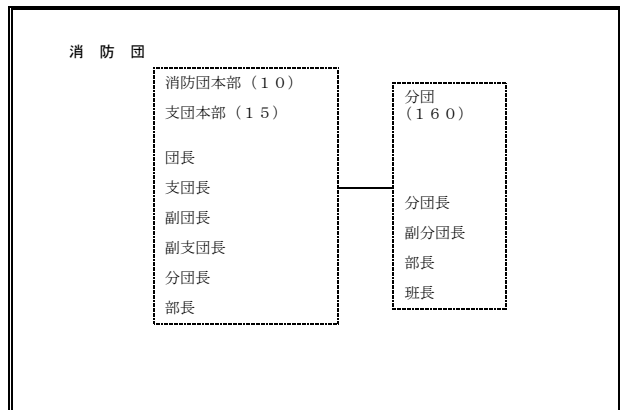
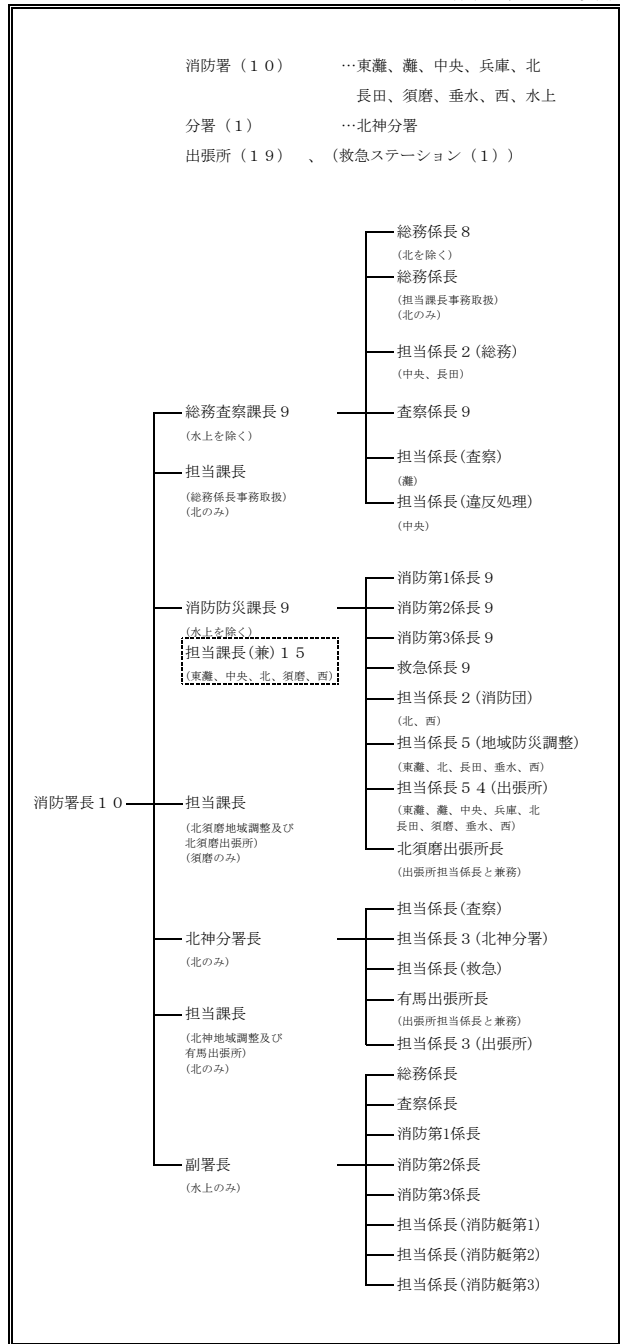
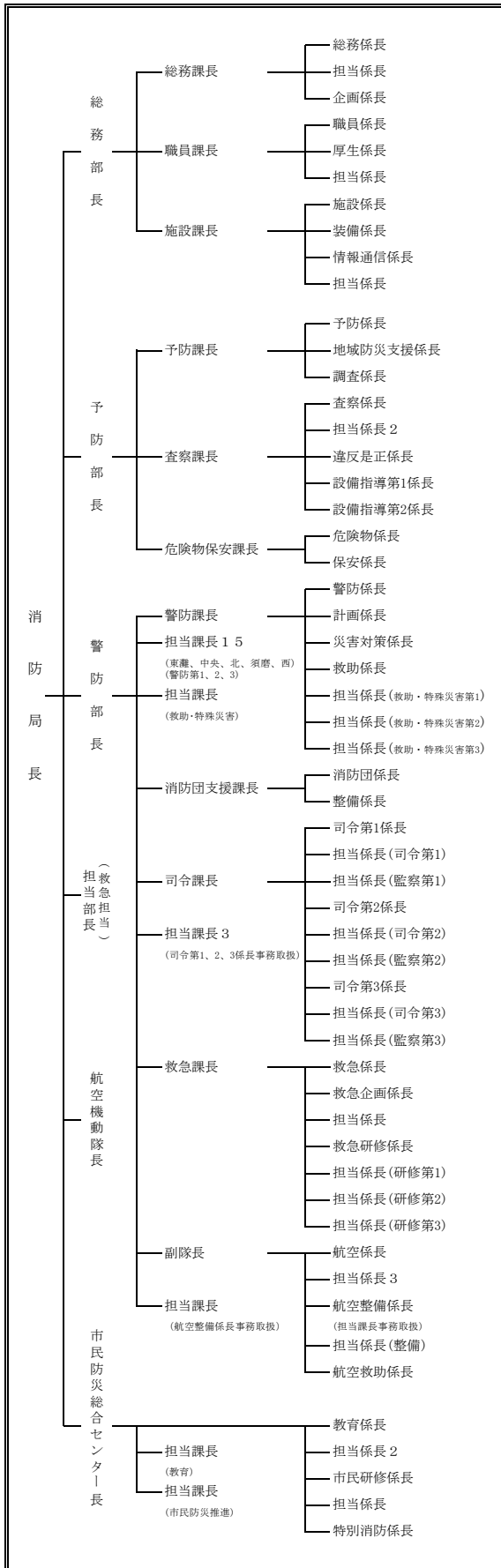


土砂災害VR体験

資 料

1 消防機関の機構図

(令和4年4月1日現在)



2 消防署所所在地・庁舎規模

(令和4年4月1日現在)

消防機関名	所在地	構造	規模		所管の別		建設年月
			建物	土地	建物	土地	
1 消防局	中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所4号館〔危機管理センター〕	S造及びSRC造一部RC造 9F地下1Fのうち 3,4,5F使用	延 9,188㎡のうち 3,069㎡使用	—	神戸市	神戸市	H24.2
2 市民防災総合センター	北区ひよどり北町3丁目1番地	RC造 8棟 コンクリートコア造 2棟 S造 5棟	延 10,069㎡	29,681㎡	消防局	消防局	S55.3
3 航空機動隊	中央区神戸空港8番地12	S造 2F	延 2,439㎡	17,039㎡	消防局	神戸市	H30.3
4 東灘消防署	東灘区住吉東町5丁目2番1号	SRC造 6F地下1Fのうち 1,2,3,4F 一部使用	延 16,596㎡のうち 3,814㎡使用	—	神戸市	神戸市	H11.12
5 青木出張所	〃 本山南町2丁目2番7号	SRC造 9Fのうち 1,2F 一部使用	延 5,514㎡のうち 889㎡使用	175㎡	消防局	消防局	H9.3
6 六甲アライント [®] 出張所	東灘区向洋町中4丁目2番地3	RC造 2F	延 888㎡	1,655㎡	消防局	消防局	H10.2
7 深田池出張所	〃 住吉山手4丁目1番1号	RC造 3F	延 358㎡	370㎡	消防局	消防局	H1.11
8 灘消防署	灘区神ノ木通3丁目6番18号	RC造 4F地下1Fのうち 1,2,3,4F 一部使用	延 4,988㎡のうち 1,718㎡使用	—	消防局	神戸市	S34.8
9 青谷橋出張所	〃 城の下通2丁目3番1号	RC造 2F	延 460㎡	400㎡	消防局	消防局	S61.8
10 中央消防署	中央区小野柄通2丁目1番19号	SRC造・RC造 9F地下1F のうち1,2,3,4F,地下1F 一部使用	延 9,526㎡のうち 3,773㎡使用	2,500㎡	消防局	消防局	H12.3
11 栄町出張所	〃 栄町通7丁目1番6号	RC造 5F 地下 1F	延 1,989㎡	1,250㎡	消防局	消防局	H4.11
12 山手出張所	〃 下山手通7丁目1番13号	RC造 2F	延 629㎡	583㎡	消防局	消防局	H23.3
13 兵庫消防署	兵庫区荒田町1丁目21番1号	S+SRC造 9F地下1F のうち1,2,3,4F, 地下1F 一部使用	延 15,829㎡のうち 2,959㎡使用	—	神戸市	神戸市	R3.7
14 運南出張所	〃 浜山通2丁目4番1号	RC造 2F	延 451㎡	400㎡	消防局	消防局	S59.10
15 北消防署	北区北五葉2丁目1番9号	RC造 4F	延 3,213㎡	3,338㎡	消防局	消防局	H13.2
16 北神分署	〃 藤原台北町7丁目20番1号	S造 1F	延 911㎡	2,569㎡	消防局	消防局	H15.10
17 北神分署有馬出張所	〃 有馬町字ウツギ谷1307番地の8	RC造 2F	延 698㎡	1,387㎡	消防局	消防局	S57.9
18 山田出張所	〃 山田町下谷上字池ノ内21番地3	RC造 2F	延 405㎡	722㎡	消防局	消防局	S62.10
19 ひよどり出張所	〃 ひよどり台南町1丁目15番地120	RC造 2F	延 757㎡	1,357㎡	消防局	消防局	H6.10
20 長田消防署 (防災コミュニケーション)	長田区北町3丁目4番地8	RC造 4F地下1F (4F防災コミュニケーション)	延 3,436㎡	1,800㎡	消防局	消防局	H2.2
21 大橋出張所	〃 大橋町3丁目2番5号	S造 4F	延 1,110㎡	384㎡	消防局	消防局	H29.3
22 須磨消防署	須磨区中島町1丁目1番1号	SRC造 5F	延 3,265㎡	2,673㎡	消防局	消防局	H31.2
23 板宿出張所	〃 川上町2丁目1番7号	RC造 2F	延 320㎡	321㎡	消防局	消防局	S50.5
24 北須磨出張所	〃 西落合1丁目1番1号	RC造 3F	延 869㎡	1,700㎡	消防局	消防局	S57.9
25 垂水消防署	垂水区舞多聞東1丁目10番30号	SRC造 4F地下1F	延 3,255㎡	3,026㎡	消防局	消防局	H19.2
26 塩屋出張所	〃 青山台5丁目1番33号	RC造一部S造 2F	延 340㎡	660㎡	消防局	消防局	S49.7
27 高丸出張所	〃 野田通10番5号	RC造 2F地下1F	延 1,336㎡	1,057㎡	消防局	消防局	S50.3
28 舞子出張所	〃 舞子台3丁目14番5号	RC造 3F	延 469㎡	343㎡	消防局	消防局	S63.3
29 西消防署	西区春日台5丁目1番地10	RC造 4F	延 2,814㎡	2,940㎡	消防局	消防局	H4.2
30 押部谷出張所	〃 桜が丘中町1丁目848番地1122	RC造一部S造 2F	延 511㎡	998㎡	消防局	消防局	S53.3
31 西神南出張所	〃 室谷2丁目12番3号	RC造一部CLTパネル構造 2F	延 796㎡	1,345㎡	消防局	消防局	R3.11
32 伊川谷出張所	〃 伊川谷町潤和字柿田1056番地	RC造 5F地下1Fのうち 1,2F 一部使用	延 6,805㎡のうち 652㎡使用	—	消防局	私有地	S45.9
33 岩岡救急ステーション	〃 岩岡町岩岡922番地1 (車庫棟)	RC造 2Fのうち 1F一部使用 軽量鉄骨造 1F	延 926㎡のうち 30㎡使用 43㎡	—	神戸市	神戸市	S54.4 H19.9
34 水上消防署	中央区港島3丁目2番地2	RC造 4F	延 3,083㎡	2,000㎡	消防局	消防局	H9.10

6 消防水利施設数

(令和4年4月1日現在)

区 分	総 数	東 灘	灘	中 央	兵 庫	北	長 田	須 磨	垂 水	西	水 上	
総 数	34,087	3,221	2,254	2,336	2,368	6,741	1,870	2,762	3,932	7,734	869	
公設消火栓数	29,715	2,779	1,912	2,073	1,943	6,003	1,667	2,390	3,557	6,763	628	
単口型	75mm	432	21	25	3	12	129	28	34	65	114	1
	100mm	6,603	475	350	334	350	1,615	413	525	868	1,644	29
	150mm	14,039	1,447	1,016	1,046	1,110	2,783	802	1,167	1,655	2,919	94
	200mm	6,271	543	363	456	348	1,124	332	499	700	1,614	292
	250mm	39	4	8	7	1	6	2	7	4	0	0
	300mm以上	2,299	289	150	225	120	335	90	157	262	459	212
双口型	32	0	0	2	2	11	0	1	3	13	0	
私設消火栓数	691	45	121	3	184	132	16	81	49	58	2	
公設防火水槽数	1,390	84	85	113	93	286	110	154	127	316	22	
40m3以上	1,335	83	74	102	79	285	104	146	126	314	22	
	55	1	11	11	14	1	6	8	1	2	0	
40m3未満	259	45	38	18	29	15	39	28	35	11	1	
うち、耐震性防火水槽												
100m3	253	45	37	17	29	15	37	28	34	10	1	
60m3	6	0	1	1	0	0	2	0	1	1	0	
私設防火水槽数	1,118	113	69	36	44	247	31	61	101	348	68	
うち	40m3以上	1,019	111	67	36	40	201	31	61	100	305	67
	40m3未満	99	2	2	0	4	46	0	0	1	43	1
指定水利数	459	69	28	89	32	22	39	52	54	60	14	
うち	40m3以上	447	66	27	87	31	21	38	51	54	58	14
	40m3未満	12	3	1	2	1	1	1	1	0	2	0
	水槽	252	36	21	73	20	14	17	12	38	13	8
	プール	186	28	7	14	12	6	22	37	14	43	3
	井戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	池	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	泉水	6	2	0	0	0	0	0	3	0	1	0
	河川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	海水・運河	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
	その他	12	1	0	2	0	2	0	0	1	3	3
その他水利数	714	131	39	22	72	51	7	24	44	189	135	
うち	水槽	35	4	2	1	22	0	1	0	2	3	0
	プール	99	7	3	7	3	49	0	2	27	0	1
	井戸	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	池	166	8	0	3	0	0	0	10	2	143	0
	泉水	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
	河川	118	27	13	5	15	2	0	6	8	42	0
	海水・運河	284	79	21	4	30	0	6	5	5	0	134
	その他	5	0	0	2	2	0	0	0	0	1	0

※平成31年4月1日から、指定水利数に「池」「海水・運河」を追加、その他水利数から「工業用水」を削除

7 消防団の状況

(令和4年4月1日現在)

(1) 組織・装備

消防団名	組 織				装 備			
	本 部 所 在 地	団	分団	定員 (実員)	小型動力 ポンプ 積載車	ポンプ 自動車	小型動力 ポンプ	消防 協力艇
総 数		10	160	4,000 (3,617)	189	2	225	8
東 灘	東灘区住吉東町5丁目2番1号 東 灘 消 防 署 内		10	150	8	2	10	-
灘	灘区神ノ木通3丁目6番18号 灘 消 防 署 内		8	150	3	-	8	-
中 央	中央区小野柄通2丁目1番19号 中 央 消 防 署 内		10	170	1	-	10	-
兵 庫	兵庫区荒田町1丁目21番1号 兵 庫 消 防 署 内		6	150	3	-	6	-
北	北区北五葉2丁目1番9号 北 消 防 署 内		49	1,360	67	-	67	-
(有 馬)	北区有馬町字中ノ畑241番地の1 北神区役所有馬出張所内		3	65	4	-	4	-
(有 野)	北区藤原台中町1丁目2番1号 北神区役所内		6	170	8	-	8	-
(山 田)	北区松が枝町2丁目1番地の4 北区役所山田出張所内		11	315	14	-	14	-
(道 場)	北区道場町塩田字下溝尻1418番地 北神区役所道場出張所内		4	135	6	-	6	-
(八 多)	北区八多町附物字杉脇782番地の7 北神区役所八多出張所内		6	170	8	-	8	-
(大 沢)	北区大沢町中大沢字泓1000番地 北神区役所大沢出張所内		6	125	7	-	7	-
(長 尾)	北区長尾町宅原319番地の2 北神区役所長尾出張所内		4	105	5	-	5	-
(淡 河)	北区淡河町木津字尾通54番地 北神区役所淡河出張所内		9	275	15	-	15	-
長 田	長田区北町3丁目4番地の8 長 田 消 防 署 内		8	150	1	-	8	-
須 磨	須磨区中島町1丁目1番1号 須 磨 消 防 署 内		8	150	1	-	8	-
垂 水	垂水区舞多間東1丁目10番30号 垂 水 消 防 署 内		9	170	9	-	9	-
西	西区春日台5丁目1番地10 西 消 防 署 内		48	1,430	95	-	95	-
(玉 津)	西区玉津町出合204番地の4 市立玉津地域福祉センター敷地内		8	242	14	-	14	-
(伊 川 谷)	西区池上4丁目15番地の2 西区役所伊川谷出張所内		8	232	17	-	17	-
(樋 谷)	西区樋谷町長谷字光松71番地の1 西区役所樋谷出張所内		4	145	9	-	9	-
(押 部 谷)	西区押部谷町西盛字老之本313番地 西区役所押部谷出張所内		6	164	11	-	11	-
(平 野)	西区平野町宮前字上松148番地 西区役所平野出張所内		5	174	12	-	12	-
(神 出)	西区神出町田井字蔵垣内50番地 西区役所神出出張所内		9	261	18	-	18	-
(岩 岡)	西区岩岡町岩岡字西場922番地の1 西区役所岩岡出張所内		8	212	14	-	14	-
水 上	中央区港島3丁目2番地2 水 上 消 防 署 内		4	120	1	-	4	8

8 年次別火災状況

(単位 件, 棟, m², a, 人, 世帯, 千円)

年次	火災件数						焼損棟数				焼損面積		死傷者数		
	総数	建物	林野	車両	船舶	その他	総数	全焼	半焼	部分焼	ぼや	建物積	林野	死者	負傷者
昭和24年	231	188	21	7	5	10	276	115	59	102	...	13,061	2,031	4	50
昭和25年	401	276	29	29	5	62	385	137	36	212	...	25,496	26,031	8	89
昭和26年	511	351	41	49	12	58	497	165	62	270	...	22,345	3,834	5	123
昭和27年	455	326	37	35	11	46	523	201	55	267	...	23,641	3,884	10	76
昭和28年	592	400	66	49	9	68	601	187	52	362	...	19,146	13,393	9	89
昭和29年	598	426	47	65	4	56	684	227	72	385	...	23,374	7,327	4	100
昭和30年	661	459	63	67	11	61	687	174	65	448	...	19,219	8,705	2	91
昭和31年	817	547	75	67	17	111	906	284	69	553	...	25,228	3,659	10	104
昭和32年	669	484	68	67	5	45	880	295	61	524	...	29,227	16,473	12	84
昭和33年	654	467	64	61	10	52	779	223	80	476	...	23,263	2,391	3	96
昭和34年	691	491	60	74	15	51	696	197	69	430	...	22,088	1,057	-	97
昭和35年	889	565	135	89	23	77	1	257	91	398	...	26,981	13,474	9	108
昭和36年	943	590	137	120	21	75	823	236	95	492	...	25,717	3,228	16	138
昭和37年	958	597	140	103	19	99	852	251	102	499	...	24,657	11,313	19	109
昭和38年	937	577	127	117	19	97	743	176	110	457	...	18,174	12,191	31	109
昭和39年	881	535	93	105	26	122	763	204	106	453	...	33,950	1,391	20	125
昭和40年	822	446	190	98	19	69	584	144	88	352	...	16,649	11,841	20	114
昭和41年	(1,042) 519	394	67	4	18	36	507	143	70	294	...	22,834	948	11	89
昭和42年	(985) 542	338	94	66	21	23	471	117	74	280	...	18,819	3,301	25	86
昭和43年	(1,127) 402	277	63	37	10	15	461	130	76	255	...	28,138	6,301	39	135
昭和44年	(953) 517	347	69	52	15	34	566	123	82	361	...	20,083	3,182	14	127
昭和45年	(1,060) 574	359	99	60	14	42	581	174	69	338	...	18,913	3,517	20	99
昭和46年	(922) 965	536	133	87	18	191	731	111	60	560	...	14,074	11,793	14	143
昭和47年	903	526	76	79	14	208	697	85	72	540	...	12,397	1,331	25	122
昭和48年	1,089	564	167	69	19	270	735	90	62	583	...	17,119	3,628	27	128
昭和49年	1,041	549	120	87	22	263	678	86	58	534	...	22,342	12,139	14	198
昭和50年	874	491	83	54	11	235	611	81	45	485	...	12,903	1,750	15	97
昭和51年	824	500	63	52	9	200	728	162	52	514	...	24,202	3,816	19	99
昭和52年	841	453	77	56	12	243	597	90	54	453	...	19,177	4,986	26	99
昭和53年	899	459	127	43	8	262	624	78	52	494	...	17,841	3,823	21	79
昭和54年	951	525	97	56	6	267	677	85	58	534	...	12,853	2,806	18	113
昭和55年	791	474	69	60	4	184	655	78	53	524	...	12,027	1,671	25	98
昭和56年	717	443	44	51	4	175	589	89	42	458	...	15,311	989	18	76
昭和57年	728	409	67	74	2	176	546	72	44	430	...	12,665	1,104	10	77
昭和58年	777	454	65	76	3	179	570	57	50	463	...	11,047	707	18	91
昭和59年	908	480	77	96	1	254	640	76	41	523	...	12,294	362	24	92
昭和60年	847	475	49	99	5	219	620	51	39	530	...	10,486	245	15	76
昭和61年	873	490	70	95	3	215	601	57	43	501	...	12,501	475	29	114
昭和62年	888	512	57	84	-	235	653	63	46	544	...	12,362	632	15	109
昭和63年	817	470	64	87	1	195	570	45	31	494	...	7,412	255	24	90
平成元年	869	501	32	102	2	232	640	57	55	528	...	12,677	321	29	111
平成2年	786	410	37	118	3	218	536	44	41	451	...	6,980	211	11	82
平成3年	779	446	32	113	4	184	567	37	42	488	...	7,760	93	22	82
平成4年	812	449	28	101	1	233	566	47	33	486	...	8,384	377	19	95
平成5年	814	396	44	136	2	236	495	33	30	432	...	6,901	474	22	78
平成6年	966	420	72	137	4	333	558	59	37	462	...	9,164	257	21	99
平成7年	973	532	53	116	4	268	7,851	7,007	114	415	315	826,236	367	538	92
平成8年	798	363	74	105	1	255	430	47	25	151	207	9,162	663	19	109
平成9年	696	378	25	108	1	184	478	49	34	154	241	7,501	479	14	84
平成10年	698	380	11	92	-	215	449	61	19	122	247	6,181	53	13	76
平成11年	725	338	38	124	-	225	430	52	27	175	176	7,210	231	21	76
平成12年	782	397	25	113	1	246	482	40	20	168	254	6,463	186	10	100
平成13年	811	372	39	113	-	287	418	33	18	143	224	4,895	281	9	78
平成14年	742	363	51	91	1	236	412	30	20	137	225	4,535	267	15	88
平成15年	672	346	17	86	-	223	408	38	31	110	229	7,894	73	22	94
平成16年	698	373	18	70	2	235	449	52	28	142	227	7,896	37	23	98
平成17年	673	361	21	88	2	201	430	31	35	96	268	4,389	160	21	84
平成18年	647	368	24	83	-	172	433	37	25	122	249	7,381	139	20	75
平成19年	709	358	27	86	-	238	394	16	19	111	248	3,568	107	16	105
平成20年	758	388	18	103	2	247	450	35	28	121	266	7,251	77	13	103
平成21年	648	339	17	84	4	204	383	28	15	106	234	8,149	143	15	102
平成22年	631	341	28	74	-	188	419	36	32	106	245	6,267	682	14	89
平成23年	640	332	23	77	2	206	388	39	23	98	228	6,145	344	13	58
平成24年	571	341	12	53	1	164	399	37	16	105	241	4,685	51	14	82
平成25年	573	275	23	53	1	221	322	30	23	80	189	4,153	167	11	66
平成26年	514	273	10	51	2	178	307	20	15	76	196	3,368	56	13	85
平成27年	451	259	8	53	1	130	312	21	16	82	193	3,329	14	25	71
平成28年	457	259	6	52	-	140	313	32	11	89	181	3,493	36	20	74
平成29年	472	269	10	53	-	140	314	30	16	66	202	3,890	115	12	71
平成30年	460	276	8	43	2	131	314	28	9	74	203	3,854	126	18	68
令和元年	373	237	4	37	-	95	271	22	13	52	184	3,633	62	11	57
令和2年	385	226	15	42	1	101	252	29	9	57	157	4,549	76	12	55
令和3年	347	192	8	38	1	108	241	36	6	53	146	3,491	55	10	55

注1：昭和40～45年の火災件数総数の()内数字は、火災の程度に至らない事故を含む件数を示す。
 注2：昭和40.4.1～45.12.末の間、火災の定義を狭義に解釈し、損害額が計上されないものを火災の程度に至らない事故として火災とは別個に処理していたもの。
 注3：焼損棟数には爆発火災によるものを含まない。
 注4：死者とは、48時間以内に死亡した者をいう。

8 年次別火災状況（続き）

（単位 件、棟、㎡、a、人、世帯、千円）

年次	り災人員	り災世帯数				損 害 額						
		総数	全損	半損	小損	総数	建 物		林 野	車 両	船 舶	その他
						建 築 物	収 容 物					
昭和24年	…	295	137	68	90	167,018	51,558	85,694	123	268	2,558	26,817
昭和25年	…	512	296	27	189	619,437	91,399	512,802	11,504	2,802	609	321
昭和26年	…	484	200	60	224	416,413	98,742	311,374	250	2,106	2,836	1,105
昭和27年	…	453	166	41	246	1,011,614	91,782	901,626	133	905	13,451	3,717
昭和28年	790	488	143	44	301	286,310	53,606	228,784	633	1,868	1,339	80
昭和29年	1,103	711	322	64	325	258,585	92,865	157,526	183	3,289	4,324	398
昭和30年	774	557	154	50	353	202,318	61,726	131,569	901	1,242	6,310	570
昭和31年	1,313	978	440	77	461	284,252	105,445	169,972	120	2,193	6,352	170
昭和32年	1,172	854	402	36	416	246,750	79,288	154,392	1,815	2,348	8,840	67
昭和33年	1,210	802	340	66	396	159,003	64,087	93,000	396	1,110	328	82
昭和34年	917	587	160	83	344	224,721	72,187	140,934	80	2,616	8,576	328
昭和35年	3,044	711	215	91	405	237,633	101,793	128,516	704	1,951	3,911	758
昭和36年	3,656	867	277	124	466	334,231	110,154	205,083	739	4,530	11,658	2,067
昭和37年	3,836	945	328	159	458	332,755	101,441	207,195	3,457	1,859	18,609	194
昭和38年	2,967	806	222	111	473	323,504	121,652	188,343	2,030	4,139	5,879	1,461
昭和39年	3,549	925	279	152	494	520,865	183,041	308,858	310	11,234	16,935	487
昭和40年	2,767	767	228	159	380	267,905	88,408	171,249	1,423	2,315	4,106	404
昭和41年	1,739	494	121	88	285	398,208	147,225	235,027	11	1,623	13,999	323
昭和42年	1,960	590	115	159	316	396,946	124,798	213,294	462	3,885	53,609	898
昭和43年	2,156	626	264	81	281	773,749	299,698	456,869	132	1,748	12,970	2,332
昭和44年	2,479	713	179	107	427	821,859	263,144	538,304	427	4,422	13,686	1,876
昭和45年	2,268	671	268	105	298	593,811	247,015	329,707	235	6,930	4,045	5,879
昭和46年	2,287	718	158	75	485	834,504	287,508	513,898	6,093	4,925	12,072	10,008
昭和47年	2,267	719	175	76	468	561,792	249,529	277,691	84	6,723	23,950	3,815
昭和48年	2,228	734	141	61	532	1,052,368	343,258	612,395	3,411	8,658	30,880	53,766
昭和49年	2,053	677	133	57	487	2,366,427	574,831	1,684,225	1,409	22,982	75,945	7,035
昭和50年	1,667	562	92	54	416	906,713	306,387	512,970	3,846	19,918	61,471	2,121
昭和51年	2,499	876	272	64	540	2,914,509	831,719	1,935,787	1,206	24,268	99,960	21,569
昭和52年	2,082	724	202	63	459	1,632,560	740,997	776,394	31,813	17,418	56,216	9,722
昭和53年	2,125	735	187	69	479	1,864,093	855,907	865,736	74,466	15,985	38,763	13,236
昭和54年	1,911	707	182	84	441	1,227,693	549,931	612,995	1,305	3,463	7,866	52,133
昭和55年	1,715	640	208	55	377	1,629,742	563,707	989,068	1,046	10,736	53,996	11,189
昭和56年	1,534	527	114	59	354	1,355,194	688,551	635,735	2,731	21,447	4,594	2,136
昭和57年	1,571	551	124	42	385	955,706	461,206	419,687	299	19,882	13,533	41,099
昭和58年	1,673	625	135	42	448	1,754,563	576,314	1,146,208	3,008	11,514	57	17,462
昭和59年	2,142	731	129	59	543	1,982,615	593,800	904,533	718	14,387	456,903	12,274
昭和60年	1,644	615	113	51	451	1,245,791	521,032	679,526	1	32,686	1,857	10,689
昭和61年	1,815	616	123	52	441	1,561,546	662,916	862,285	19	28,653	2,741	4,932
昭和62年	1,864	735	203	59	473	1,372,642	714,515	628,031	2,334	22,680	-	5,082
昭和63年	1,441	504	69	28	407	1,285,956	527,218	695,143	105	50,393	1,368	11,729
平成元年	1,583	636	142	47	447	1,789,493	627,702	1,099,947	1,724	50,251	583	9,286
平成2年	1,228	489	107	41	341	985,259	458,497	468,011	147	50,257	485	7,862
平成3年	1,430	550	103	46	401	1,128,038	642,557	436,069	255	31,631	423	17,103
平成4年	1,323	530	73	67	390	966,561	508,442	378,550	160	48,459	17,141	13,809
平成5年	1,032	421	73	28	320	967,411	525,831	356,866	111	53,255	258	31,090
平成6年	1,190	486	75	51	360	1,538,709	710,712	732,524	347	70,725	974	23,427
平成7年	19,276	8,999	8,248	127	624	23,429,358	19,481,974	3,865,000	726	44,360	62	37,236
平成8年	914	356	57	41	258	1,575,384	650,147	860,367	256	51,496	263	12,855
平成9年	1,035	386	60	32	294	1,300,553	735,595	493,191	168	28,390	43	43,166
平成10年	804	337	69	15	253	954,118	610,522	278,981	-	46,415	-	18,200
平成11年	824	354	70	42	242	1,186,305	660,801	380,327	721	53,416	-	91,040
平成12年	786	316	38	19	259	1,153,446	706,022	343,907	-	36,561	21,129	45,827
平成13年	725	277	35	17	225	854,345	618,328	199,421	50	28,354	-	8,192
平成14年	766	319	34	28	257	982,037	712,475	218,511	178	32,326	2,182	16,365
平成15年	823	369	58	36	275	1,056,825	655,578	357,564	-	32,722	-	10,961
平成16年	918	358	64	34	260	1,107,160	764,762	310,497	-	18,161	1,406	12,334
平成17年	752	325	43	33	249	737,533	503,833	194,037	509	33,104	466	5,584
平成18年	587	276	38	21	217	1,109,256	723,695	357,793	-	20,242	-	7,526
平成19年	640	276	30	22	224	605,999	409,760	179,915	-	12,697	-	3,627
平成20年	671	293	40	20	233	929,142	515,400	301,185	167	27,942	41,986	42,462
平成21年	597	285	31	25	229	1,144,577	650,249	460,452	6	12,956	11,131	9,783
平成22年	739	325	58	29	238	712,523	545,594	131,800	-	26,812	-	8,124
平成23年	644	322	41	27	254	733,420	442,881	227,888	-	14,966	36,464	11,221
平成24年	683	333	47	14	272	740,982	580,102	121,127	-	11,737	3,374	24,642
平成25年	504	236	25	18	193	442,995	276,530	143,957	-	11,186	1,156	10,166
平成26年	465	244	29	23	192	456,189	303,822	93,574	536	43,642	9,480	5,135
平成27年	513	274	46	30	198	395,677	303,269	68,169	-	15,634	5,607	2,998
平成28年	423	220	24	16	180	414,503	287,823	95,793	-	22,395	-	8,492
平成29年	445	206	18	13	175	560,421	392,291	136,852	-	25,705	-	5,573
平成30年	457	237	48	12	177	424,490	269,677	104,417	-	14,388	3,534	32,474
令和元年	422	219	31	21	167	416,212	267,040	115,284	-	31,674	-	2,214
令和2年	360	192	30	14	148	415,493	282,644	107,079	25	21,456	1	4,288
令和3年	340	184	26	6	152	362,409	236,259	74,466	-	37,661	1,322	12,701

9 年次別主な出火原因

(件)

区 分	火 災 件 数	放 火 ・ 放 火 の 疑 い	た ば こ	コ ヘ 天 ン ぷ ら コ	電 気 関 係	焼 却 火 ・ た き 火	火 遊 び	そ の 他
平成 28 年	457	97	56	53 (20)	69	46	13	123
平成 29 年	472	99	56	70 (24)	73	42	11	121
平成 30 年	460	68	57	71 (23)	64	45	10	145
令和 元年	373	52	61	56 (23)	61	28	9	106
令和 2 年	385	48	64	56 (21)	47	30	8	132
令和 3 年	347	56	45	44 (18)	48	30	7	117
建 物	226	18	30	56 (21)	40	8	1	73
林 野	15	3	2	-	-	7	1	2
車 両	42	1	1	-	2	1	-	37
船 舶	1	-	-	-	-	-	-	1
航 空 機	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	101	26	31	-	5	14	6	19

注 1：電気関係は、電熱器本体、電気機器装置本体、屋内配線コードを合算したもの。

注 2：放火・放火の疑いは、放火自損を含む。

10 119 受信内容

(1) 119 専用回線の受信内容

年次	総 数	火災関係	救急関係	その他の災害関係	その他の通報
	(携帯電話等)	(携帯電話等)	(携帯電話等)	(携帯電話等)	(携帯電話等)
平成29年	125,226 (60,880)	2,112 (1,688)	88,584 (42,600)	4,907 (3,069)	29,623 (13,523)
平成30年	129,330 (65,529)	2,045 (1,595)	91,345 (45,496)	5,860 (3,824)	30,080 (14,614)
令和元年	125,593 (66,666)	1,652 (1,303)	89,366 (46,528)	5,146 (3,460)	29,429 (15,375)
令和2年	114,747 (62,534)	1,571 (1,273)	79,312 (42,498)	5,754 (3,819)	28,110 (14,944)
令和3年	118,902 (65,562)	1,335 (1,072)	82,691 (44,816)	5,952 (4,017)	28,924 (15,657)
令和3年中 の内訳		火災関係	救急関係	その他の災害関係	その他の通報
		火災通報 567 (372)	救急通報 78,116 (41,622)	その他災害 5,952 (4,017)	訓練・テスト 5,243 (328)
注：()内は携帯電話等		消防隊連絡 768 (700)	病院照会 4,575 (3,194)		間違・無応答等 12,099 (8,449)
					問い合わせ相談 4,626 (2,960)
					他都市転送 2,375 (964)
					そ の 他 4,581 (2,956)

(2) 119 通報の回線別内訳

回線種別	119 専用回線				NET119番 緊急通報 システム	聴覚 障がい者等 FAX119
	固定電話	I P 電話	携帯電話	その他		
令和3年中の件数	23,269	29,048	65,562	1023	12	5

12 ヘリコプターの活動状況

(令和3年)

区 分	総 数	災害業務							災害応援業務							
		総 数	火災出動			救助出動	救急出動	その他	総 数	火災出動			救助出動	救急出動	その他	
			建 物	林 野	その他					建 物	林 野	その他				
ヘリ1	件数 時間	126 91:33	81 32:43	20 2:25	2 0:30	5 2:55	25 14:16	29 12:37	0 0:00	2 1:40	0 0:00	1 0:35	0 0:00	1 1:05	0 0:00	0 0:00
ヘリ2	件数 時間	118 95:20	71 30:15	24 4:50	5 2:05	3 1:50	21 13:46	18 7:44	0 0:00	1 1:00	0 0:00	0 0:00	1 1:00	0 0:00	0 0:00	0 0:00
ヘリ5	件数 時間	117 85:12	75 32:37	31 7:50	5 3:30	2 1:05	18 12:10	19 8:02	0 0:00	2 0:40	1 0:20	0 0:00	0 0:00	1 0:20	0 0:00	0 0:00
合 計	件数 時間	361 272:05	227 95:35	75 15:05	12 6:05	10 5:50	64 40:12	66 28:23	0 0:00	5 3:20	1 0:20	1 0:35	1 1:00	2 1:25	0 0:00	0 0:00

区 分	総 数	運航管理業務			応援業務			警防業務			その他の 行政業務		
		訓 練	試 験 検 査	その他	総 数	訓 練	その他	総 数	調 査 撮 影	訓 練		その他	
ヘリ1	件数 時間	41 55:45	35 48:25	4 5:15	2 2:05	0 0:00	0 0:00	0 0:00	2 1:25	1 0:55	1 0:30	0 0:00	0 0:00
ヘリ2	件数 時間	46 64:05	40 56:00	4 6:05	2 2:00	0 0:00	0 0:00	0 0:00	0 0:00	0 0:00	0 0:00	0 0:00	0 0:00
ヘリ5	件数 時間	39 51:15	34 44:35	3 4:50	2 1:50	0 0:00	0 0:00	0 0:00	1 0:40	0 0:00	1 0:40	0 0:00	0 0:00
合 計	件数 時間	126 171:05	109 149:00	11 16:10	6 5:55	0 0:00	0 0:00	0 0:00	3 2:05	1 0:55	2 1:10	0 0:00	0 0:00

13 消防艇の活動状況

(令和3年)

区 分	回 数	時 間	災 害		原 因 調 査	訓 練	警 防 調 査 等	港 内 視 察 等	歓 迎 放 水	パ ト ロ ー ル	地 水 利 そ の 他
			火 災	火 災 以 外							
水上38 「たかとり」	回 数	141	2	26	-	41	9	-	3	36	24
	時 間	224:54	3:40	35:34	-	91:00	12:00	-	3:45	46:50	32:05
水上39 「くすのき」	回 数	62	-	8	1	25	3	-	1	9	15
	時 間	86:07	-	10:10	1:10	129:07	19:00	-	1:00	11:10	17:30
合 計	回 数	203	2	34	1	66	12	-	4	45	39
	時 間	311:01	3:40	45:44	1:10	129:07	19:00	-	4:45	58:00	49:35

14 消防団出動状況

(令和3年)

区 分	出 動 延 出	回 数	人 員	総 数	東 灘	灘	中 央	兵 庫	北	長 田	須 磨	垂 水	西 水	上
				延 出	延 出	延 出	延 出	延 出	延 出	延 出	延 出	延 出	延 出	延 出
火 災	出 動	347	33	22	51	37	51	24	32	28	57	12	-	-
	延 出	387	26	1	27	17	88	19	15	8	186	-	-	-
	出 動	1,460	107	1	62	57	398	38	55	21	721	-	-	-
風 水 害 等 の 災 害	出 動	205	6	9	1	4	54	2	9	-	120	-	-	-
	延 出	886	25	46	3	10	264	5	28	-	505	-	-	-
演 習 ・ 訓 練 等	出 動	2,083	124	67	41	49	964	31	46	56	649	56	-	-
	延 出	12,776	822	490	261	364	5,748	117	236	400	3,961	377	-	-
広 報 ・ 指 導 等	出 動	275	5	22	19	18	78	16	35	23	50	9	-	-
	延 出	1,210	12	85	69	99	291	93	165	115	187	94	-	-

15 救助活動状況

(令和3年)

区分	総数	火災		交通事 故	水難 事 故	風水害等 自然災害	機械に よる事 故	建物等 による 事故	ガス・ 酸欠事 故	爆 発 事 故	危 険 物 事 故	そ の 他 の 事 故	虚 誤 報	そ の 他			
		建 物	建 物 以 外														
出動件数	平成29年	2,230 (4)	161	28 (1)	216	32 (1)	-	21	817	47	-	7 (1)	179 (1)	704	18		
	平成30年	2,553 6	171	27 2	180 2	39 1	30	30	976	51	-	8	219 1	807	15		
	令和元年	2,321 12	136	19	153 3	31 1	-	15	965	38	-	8	194 6	747 2	15		
	令和2年	2,340 8	123	16 1	161 3	37	1	23	1000	30	-	6	211 4	725	7		
	令和3年	2,386 (7)	104	27	149 (3)	31	1	14	1,126	34	-	5	188 (3)	697	10 (1)		
活動件数	総数	1,639 (3)	56	5	84	25	-	9	981	15	-	-	156 (3)	308	-		
活動件数	救出活動	940 (3)	11	2	78	23	-	8	634	6	-	-	143 (3)	35	-		
	検索活動	678 (0)	31	1	6	2	-	1	347	5	-	-	12	273	-		
	避難誘導	21	14	2	-	-	-	-	-	4	-	-	1	0	-		
出動延隊数		7,271 (48)	325	52	791 (27)	276	3	61	3,633	212	-	25	887 (16)	982	24 (5)		
救助人員		1,343 (6)	21	2	98	24	-	20	981	13	-	-	184 (6)	-	-		
	行				政				区				別	発	生	件	数
総東	数	2,386	104	27	149	31	1	14	1,126	34	-	5	188	697	10		
灘		249	10	2	11	4	-	3	120	2	-	1	30	65	1		
		178	5	4	6	1	-	-	84	6	-	1	22	48	1		
中兵	中央庫	353	19	3	17	5	-	2	169	5	-	-	16	116	1		
		258	19	1	6	1	-	3	145	3	-	-	12	68	-		
北		308	10	7	37	3	-	2	120	6	-	-	40	82	1		
長須垂	田磨水	250	12	1	11	2	1	3	117	4	-	-	14	85	-		
		223	9	1	19	2	-	1	104	4	-	-	14	69	-		
		293	7	2	6	9	-	-	160	1	-	2	20	82	4		
西		266	13	6	33	3	-	-	107	3	-	1	17	82	1		
市	外	8	-	-	3	1	-	-	-	-	-	-	3	-	1		
	署				管				轄				区				
総東	数	2,386	104	27	149	31	1	14	1,126	34	-	5	188	697	10		
灘		246	10	2	11	2	-	3	120	2	-	1	30	64	1		
		176	5	4	6	-	-	-	84	6	-	1	21	48	1		
中兵	中央庫	302	17	1	11	-	-	2	147	5	-	-	15	103	1		
		257	19	1	6	0	-	3	145	3	-	-	12	68	-		
北		309	10	7	38	3	-	2	120	6	-	-	40	82	1		
長須垂	田磨水	250	12	1	12	1	1	3	117	4	-	-	14	85	0		
		220	9	1	18	-	-	1	104	4	-	0	14	69	-		
		289	7	2	6	6	-	-	160	1	-	2	20	81	4		
西		266	13	6	33	3	-	0	107	3	-	1	17	82	1		
水市	上外	64	2	2	5	16	-	-	22	-	-	-	2	15	-		
		7	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	3	-	1		
隊出動件数		2,386	104	27	149	31	1	14	1,126	34	-	5	188	697	10		
隊別出動件数	小計	2,335	104	26	147	31	1	14	1,100	34	-	5	180	683	10		
	消防救助隊のみ出動	1,099	8	8	48	1	1	2	614	15	-	2	55	339	6		
	特別救助隊のみ出動	716	-	1	6	5	-	-	449	10	-	1	28	213	3		
	合同で出動	520	96	17	93	25	-	12	37	9	-	2	97	131	1		
	その他の隊のみ出動	51	-	1	2	-	-	-	26	-	-	-	8	14	-		

注：()内は、市外応援の件数等を計上している。
令和2年4月以前の集計結果は特別救助隊を専任救助隊、救助隊を署救助隊と読み替えること。

17 行政区別救急取扱状況

(令和3年)

事故種別 搬送人員	総	東灘区	灘区	中央区	兵庫区	北区	長田区	須磨区	垂水区	西区	市外
出動件数	82,552	9,454	6,667	11,604	8,171	10,129	7,454	8,278	10,559	10,202	34
		事 故 種 別									
火災	160	18	6	24	22	26	15	18	9	21	1
自然災害	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
水難	12	1	2	3	1	-	-	-	4	1	-
交通	4,112	428	327	534	388	529	379	344	433	727	23
労働災害	494	78	29	100	49	49	31	25	29	104	-
運動競技	335	46	29	39	8	61	12	49	33	58	-
一般負傷	13,613	1,674	1,196	1,736	1,301	1,662	1,191	1,484	1,836	1,531	2
加害	336	36	17	105	43	29	28	23	31	24	-
自損行為	735	77	55	108	71	93	66	72	81	111	1
急病	54,155	6,290	4,469	7,156	5,398	6,578	4,964	5,431	7,248	6,614	7
転院搬送	5,917	577	347	1,218	567	841	456	599	574	738	-
その他	2,683	229	190	581	323	261	312	233	281	273	-
		搬 送 件 数									
搬送件数	70,034	8,226	5,849	9,267	6,589	8,847	6,074	7,105	9,113	8,941	23
不搬送件数	12,518	1,228	818	2,337	1,582	1,282	1,380	1,173	1,446	1,261	11
		搬 送 人 員									
搬送人員	70,293	8,246	5,875	9,298	6,603	8,897	6,092	7,129	9,146	8,982	25
死亡	380	26	20	24	33	72	17	25	83	79	1
重篤	1,146	135	91	140	76	144	109	150	124	177	-
重症	2,572	274	166	416	261	353	298	233	297	273	1
中等症	29,867	3,743	2,515	3,715	2,761	3,910	2,475	2,956	4,028	3,758	6
軽症	36,328	4,068	3,083	5,003	3,472	4,418	3,193	3,765	4,614	4,695	17
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
※ 人口	1,519,907	212,676	136,400	147,763	109,158	209,641	94,479	158,212	214,087	237,491	…
人口1万人あたり 出動件数	543	445	489	785	749	483	789	523	493	430	…
平均現場付近到着 時間(分)	9.6	8.8	9.0	8.4	8.5	11.6	8.5	9.7	9.9	11.6	20.6

注1：人口は、令和3年4月1日現在の推計人口である。

注2：平均現場付近到着時間とは、入電（119通報）から現場到着までの時間である。

19 消防用設備等を必要とする対象物数

(令和4年4月1日現在)

用 途	総 数	東 灘	灘	中 央	兵 庫	北	長 田	須 磨	垂 水	西	水 上
総 数	46772	6775	4604	7399	4423	4321	3425	3742	4499	6537	1047
1項 イ 劇 場 等	26	-	1	5	4	3	-	12	-	-	1
ロ 集 会 場 等	425	61	21	49	19	52	24	43	60	82	14
2項 イ キ ャ バ レ ー 等	8	-	-	1	7	-	-	-	-	-	-
ロ 遊 技 場 等	72	8	4	13	12	13	2	2	7	10	1
ハ 風 俗 営 業 店 舗 等	4	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-
ニ 個 室 型 店 舗 等	15	2	-	4	2	3	-	-	-	4	-
3項 イ 料 理 店 等	10	1	1	3	3	-	-	2	-	-	-
ロ 飲 食 店 等	1957	166	103	834	74	181	49	99	195	239	17
4項 百 貨 店 等	1129	109	52	155	61	176	47	66	181	261	21
5項 イ 旅 館 ・ ホ テ ル 等	380	9	114	79	22	109	3	14	12	13	5
ロ 共 同 住 宅 等	18156	3139	2118	2109	1605	1683	1291	1845	2332	1988	46
6項 イ 病 院 等	498	43	36	49	36	96	28	44	61	89	16
ロ 福 祉 施 設 等 (障 がい の 程 度 が 重 い)	513	51	31	29	22	101	39	53	94	91	2
ハ 福 祉 施 設 等 (障 がい の 程 度 が 軽 い)	1148	103	94	49	79	204	89	106	166	254	4
ニ 幼 稚 園 等	201	7	15	7	9	42	7	31	47	35	1
7項 学 校 等	1614	210	185	125	49	227	107	190	197	293	31
8項 図 書 館 等	58	14	18	12	7	1	-	-	1	1	4
9項 イ 蒸 気 ・ 熱 気 浴 場 等	62	-	-	-	60	1	1	-	-	-	-
ロ 公 衆 浴 場 等	40	1	5	8	10	6	1	3	5	1	-
10項 停 車 場 等	109	20	14	18	8	7	7	9	6	1	19
11項 神 社 ・ 寺 院 等	558	50	66	92	97	46	37	65	51	53	1
12項 イ 工 場 ・ 作 業 場	3198	516	114	135	426	151	486	97	69	1045	159
ロ テ レ ビ ス タ ジ オ	2	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1
13項 イ 自 動 車 車 庫	852	121	53	148	91	83	80	44	71	125	36
ロ 飛 行 場 等 格 納 庫	8	-	-	-	-	1	-	-	-	-	7
14項 倉 庫	2525	519	133	82	335	129	217	138	41	708	223
15項 その 他 の 事 業 所	4384	543	330	744	500	469	275	228	251	724	320
16項 イ 複 合 用 途 (特 定)	5584	629	686	1866	415	366	328	456	460	324	54
ロ 複 合 用 途 (非 特 定)	3088	444	402	736	454	142	296	187	183	180	64
16の2項 地 下 街	8	-	-	6	2	-	-	-	-	-	-
16の3項 準 地 下 街	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
17項 文 化 財 建 造 物	77	8	3	10	1	29	-	3	7	16	-
18項 ア ー ケ ード	62	1	5	27	11	-	11	5	2	-	-

20 指定防火対象物査察実施結果

(令和3年度)

用 途	査 察 実 施 件 数	不 備 指 示 対 象 数	不 備 指 示 対 象 件 数	不 備 指 示 対 象 の 内 訳			
				防 火 管 理	消 防 用 設 備	建 築 構 造	そ の 他
総 数	11,238	6,028	11,558	3,103	7,230	34	1,191
1項 { イ 劇 場 等	12	1	1	-	1	-	-
1項 { ロ 集 会 場 等	81	48	115	39	66	-	10
2項 { イ キャバレー等	4	-	-	-	-	-	-
2項 { ロ 遊 技 場 等	41	22	54	16	34	-	4
2項 { ハ 風 俗 営 業 店 舗 等	-	-	-	-	-	-	-
2項 { ニ 個 室 型 店 舗 等	14	5	10	2	8	-	-
3項 { イ 料 理 店 等	1	-	-	-	-	-	-
3項 { ロ 飲 食 店 等	535	214	409	147	239	-	23
4項 百 貨 店 等	483	217	490	166	232	3	89
5項 { イ 旅 館 ・ ホ テ ル 等	202	87	302	107	161	1	33
5項 { ロ 共 同 住 宅 等	2,383	1,288	1,985	367	1,487	-	131
6項 { イ 病 院 等	215	90	185	50	114	-	21
6項 { ロ 福 祉 施 設 等 (障がいの程度が重い)	229	98	197	75	104	-	18
6項 { ハ 福 祉 施 設 等 (障がいの程度が軽い)	223	100	201	67	109	1	24
6項 { ニ 幼 稚 園 等	28	15	34	23	11	-	-
7項 学 校 等	245	306	632	406	219	-	7
8項 図 書 館 等	12	3	13	6	7	-	-
9項 { イ 蒸 気 ・ 熱 気 浴 場 等	118	38	127	47	63	1	16
9項 { ロ 公 衆 浴 場 等	7	4	9	-	6	-	3
10項 停 車 場 等	26	10	12	-	12	-	-
11項 神 社 ・ 寺 院 等	121	108	123	17	104	-	2
12項 { イ 工 場 ・ 作 業 場	786	442	668	43	520	6	99
12項 { ロ テレビスタジオ	1	-	-	-	-	-	-
13項 { イ 自 動 車 車 庫	54	25	38	1	37	-	-
13項 { ロ 飛 行 場 等 格 納 庫	-	-	-	-	-	-	-
14項 倉 庫	501	338	665	67	448	3	147
15項 その 他 の 事 業 所	487	257	385	75	277	4	29
16項 { イ 複 合 用 途 (特 定)	3,488	1,741	3,995	1,249	2,303	7	436
16項 { ロ 複 合 用 途 (非 特 定)	854	542	864	125	636	7	96
16の2項 地 下 街	20	6	8	2	5	1	-
16の3項 準 地 下	-	-	-	-	-	-	-
17項 文 化 財 建 造 物	35	11	19	5	14	-	-
18項 ア ー ケ ー ド (延 長 50m 以 上)	32	12	17	1	13	-	3

21 建築申請処理件数

(令和3年度)

区 分	総 数	東 灘	灘	中 央	兵 庫	北	長 田	須 磨	垂 水	西	水 上
(総 数	2,293	394	332	189	261	129	222	192	381	157	36
取 新 築	2,185	386	320	169	256	117	217	185	374	128	33
扱 増 築	67	6	11	14	3	8	3	2	4	14	2
状 改 築	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
況 移 転	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
修繕模様替	2	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-
用 途 変 更	16	1	1	5	1	2	-	2	1	2	1
) そ の 他	23	1	-	1	1	2	-	3	2	13	-
(総 数	2,293	394	332	189	261	129	222	192	381	157	36
同 新 築	2,185	386	320	169	256	117	217	185	374	128	33
意 増 築	67	6	11	14	3	8	3	2	4	14	2
件 改 築	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
数 移 転	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
修繕模様替	2	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-
用 途 変 更	16	1	1	5	1	2	-	2	1	2	1
) そ の 他	23	1	-	1	1	2	-	3	2	13	-
(指 導 に よ る 同 意)	740	115	81	88	64	88	49	61	69	98	27
新 築	676	109	73	76	60	79	47	59	65	84	24
増 築	49	5	7	8	3	7	2		3	12	2
改 築	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
移 転	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
修繕模様替	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
用 途 変 更	15	1	1	4	1	2	-	2	1	2	1
) そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
返 送 件 数	2	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-
令別表対象物	862	127	87	104	69	102	63	75	72	127	36
専 用 住 宅	1,431	267	245	85	192	27	159	117	309	30	-
通 知 扱 い	2,124	204	47	58	41	674	17	234	268	572	9
(内専用住宅)	1,794	(147)	(24)	(4)	-	(659)	(2)	(218)	(248)	(492)	-

22 危険物施設の現況

(令和4年4月1日現在)

区分	総数	製造所	貯蔵所								
			総数	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	
総数	3,063	29	2,213	532	360	130	361	2	691	137	
5倍以下	825	-	665	257	19	78	154	2	135	20	
5倍を超え 10倍以下	445	6	309	88	20	40	72	-	26	63	
10倍を超え 50倍以下	636	5	360	93	51	12	85	-	77	42	
50倍を超え 100倍以下	268	6	205	18	41	-	20	-	123	3	
100倍を超え 150倍以下	260	1	240	26	25	-	18	-	170	1	
150倍を超え 200倍以下	55	2	32	15	10	-	3	-	1	3	
200倍を超え 1,000倍以下	375	9	216	13	101	-	9	-	90	3	
1,000倍を超え 5,000倍以下	159	-	150	15	64	-	-	-	69	2	
5,000倍を超え 10,000倍以下	13	-	12	2	10	-	-	-	-	-	
10,000倍を超えるもの	27	-	24	5	19	-	-	-	-	-	
単独	2,907	20	2,076	488	360	130	360	2	600	136	
混在	47	9	33	32	-	-	-	-	-	1	
東灘	579	8	444	82	146	8	50	1	141	16	
中兵衛	160	1	115	24	27	8	24	-	31	1	
北田	156	-	93	12	1	49	28	-	-	3	
長須垂	230	3	161	78	2	7	21	-	31	22	
西上	229	1	139	38	11	19	62	-	7	2	
水	390	1	320	55	109	8	23	-	81	44	
	200	1	153	18	30	6	16	-	55	28	
	68	-	34	8	3	-	19	-	4	-	
	577	12	393	160	26	13	79	-	100	15	
	474	2	361	57	5	12	39	1	241	6	

22 危険物施設の現況 (続き)

(令和4年4月1日現在)

区分	総数	取扱所				移送取扱所	一般取扱所	仮使用	仮貯蔵・仮取扱	少量危険物取扱所	指定可燃物取扱所	製造所等保有事業所
		給油取扱所	販売取扱所		移							
		営業用	自家用	第一種	第二種							
総数	821	175	235	16	15	5	375	281	1,028	5,350	1,782	1,189
5倍以下	160	25	-	-	-	-	135	-	-	-	-	-
5倍を超え 10倍以下	130	19	-	8	-	-	103	-	-	-	-	-
10倍を超え 50倍以下	271	164	-	8	15	-	84	-	-	-	-	-
50倍を超え 100倍以下	57	31	-	-	-	-	26	-	-	-	-	-
100倍を超え 150倍以下	19	15	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-
150倍を超え 200倍以下	21	19	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-
200倍を超え 1,000倍以下	150	137	-	-	-	1	12	-	-	-	-	-
1,000倍を超え 5,000倍以下	9	-	-	-	-	1	8	-	-	-	-	-
5,000倍を超え 10,000倍以下	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
10,000倍を超えるもの	3	-	-	-	-	2	1	-	-	-	-	-
単独	811	410	16	14	5	366	-	-	-	-	-	-
混在	5	-	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-
東灘	127	65	1	2	1	58	69	360	984	767	171	
中兵衛	44	21	-	-	-	23	6	36	409	120	67	
北田	63	15	4	2	-	42	10	8	559	34	86	
長須垂	66	28	6	7	-	25	25	47	856	78	97	
西上	89	51	-	-	-	38	12	7	560	53	132	
水	69	21	4	3	3	38	42	16	466	254	79	
	46	27	-	-	1	18	11	9	205	27	61	
	34	22	-	1	-	11	7	8	216	19	44	
	172	100	1	-	-	71	89	19	833	222	284	
	111	60	-	-	-	51	10	518	262	208	168	

23 特定事業所の危険物施設状況

(令和4年4月1日現在)

地区名	第1種事業所		第2種事業所	危険物施設数				
	レイアウト	その他		総数	屋外タンク貯蔵所			
					総数	100k1 未 満	100k1 以 上 500k1 未 満	500k1 以 上 1,000k1 未 満
総数	1	4	3	354	243	35	108	41
東部第二工区	1	1	2	139	117	21	51	22
灘浜地区	-	-	1	34	7	7	-	-
西部第一工区	-	3	-	181	119	7	57	19

23 特定事業所の危険物施設状況（続き）

地区名	危険物施設数					最大タンク		
	屋外タンク貯蔵所			製造所 取扱所	その他の 貯蔵所	容 量 (k1)	直 径 (m)	高 さ (m)
	1,000k1 以 上 5,000k1 未 満	5,000k1 以 上 10,000k1 未 満	10,000k1 以 上					
総数	43	16	-	53	58	-	-	-
東部第二工区	21	2	-	14	8	9,900	32	14.2
灘浜地区	-	-	-	19	8	85	9.9	3.6
西部第一工区	22	14	-	20	42	9,972	36	15.8

24 危険物施設査察結果

(令和3年度)

施設区分	査察実施施設数	不備指示施設数	不備指示件数	不備指示件数の内訳			
				無許可変更	位置構造設備	貯蔵取扱	その他の
許可施設総数	1,161	325	684	3	253	153	275
製造所	5	3	4	-	2	1	1
屋内貯蔵所	126	41	90	1	41	26	22
屋外タンク貯蔵所	244	52	65	-	39	14	12
屋内タンク貯蔵所	30	9	16	-	5	2	9
地下タンク貯蔵所	92	26	47	-	14	2	30
簡易タンク貯蔵所	2	2	3	-	1	-	2
移動タンク貯蔵所	282	46	80	-	33	11	36
屋外貯蔵所	46	4	5	-	2	2	1
営業用給油取扱所	147	84	263	1	76	76	110
自家用給油取扱所	51	24	49	-	14	6	29
第1種販売取扱所	2	2	10	-	3	4	3
第2種販売取扱所	1	1	1	-	-	-	1
移送取扱所	3	3	3	-	3	-	-
一般取扱所	130	28	48	1	20	9	18
その他の施設総数	573	68	72	-	-	-	72
仮貯蔵・仮取扱所	30	-	-	-	-	-	-
少量危険物取扱所	300	42	58	-	-	-	58
指定可燃物取扱所	243	26	14	-	-	-	14

注：平成21年度より、その他の施設総数の欄を新設している。

25 火薬類関係施設の現況

(令和4年4月1日現在)

区分	総数	販売所	火薬庫	火薬庫外貯蔵所
総数	84	38	3	43
		署別施設数		
東灘	7	5	-	2
灘	4	2	-	2
中央	20	6	-	14
兵庫	21	15	-	6
北	4	1	1	2
長田	4	2	-	2
須磨	4	1	-	3
垂水	2	-	1	1
西	11	3	1	7
水上	7	3	-	4

26 火薬類関係施設査察結果

(令和3年度)

区分	査察実施 件数	不備指示 対象数	不備指示 総数	不備指示総数の内訳	
				位置構造設備	その他
総数	15	-	-	-	-
販売所	2	-	-	-	-
火薬庫	2	-	-	-	-
火薬庫外貯蔵所	-	-	-	-	-
消費場所	花火	8	-	-	-
	採石場他	3	-	-	-
その他	-	-	-	-	-

27 高圧ガス関係施設の現況

(令和4年4月1日現在)

施設区分	件数					
総数	1,970					
第一種製造者	<table border="0"> <tr> <td rowspan="2">}</td> <td>冷凍</td> <td>106</td> </tr> <tr> <td>冷凍以外</td> <td>65</td> </tr> </table>	}	冷凍	106	冷凍以外	65
}	冷凍		106			
	冷凍以外	65				
第二種製造者	<table border="0"> <tr> <td rowspan="2">}</td> <td>冷凍</td> <td>764</td> </tr> <tr> <td>冷凍以外</td> <td>167</td> </tr> </table>	}	冷凍	764	冷凍以外	167
}	冷凍		764			
	冷凍以外	167				
第一種貯蔵所	21					
第二種貯蔵所	181					
販売所	607					
特定高圧ガス消費者	29					
容器検査所	30					

28 高圧ガス関係施設査察結果

(令和3年度)

施設区分	件数					
総数	227					
第一種製造者	<table border="0"> <tr> <td rowspan="2">}</td> <td>冷凍</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>冷凍以外</td> <td>7</td> </tr> </table>	}	冷凍	50	冷凍以外	7
}	冷凍		50			
	冷凍以外	7				
第二種製造者	<table border="0"> <tr> <td rowspan="2">}</td> <td>冷凍</td> <td>130</td> </tr> <tr> <td>冷凍以外</td> <td>16</td> </tr> </table>	}	冷凍	130	冷凍以外	16
}	冷凍		130			
	冷凍以外	16				
第一種貯蔵所	5					
第二種貯蔵所	10					
販売所	5					
特定高圧ガス消費者	2					
容器検査所	1					
その他	1					

29 液化石油ガス関係施設の現況

(令和4年4月1日現在)

施設区分	件数
総数	191
販売事業者	27
保安機関	26
貯蔵施設	1
充填設備	8
特定供給設備	8
特定液化石油ガス設備工事事業者	121

30 液化石油ガス関係施設査察結果

(令和3年度)

施設区分	件数
総数	0
販売事業者	0
保安機関	0
貯蔵施設	0
充填設備	0
特定供給設備	0
特定液化石油ガス設備工事事業者	0

31 消防学校教育訓練実績

年度	消防職員																				消防団員								
	総数	初任教育	幹部教育							専科教育													総数	機関	基礎教育	幹部教育			
			消防士長昇任課程	消防士長現任課程	消防司令補昇任課程	消防司令昇任課程	安全衛生管理教育リーダー研修課程	小隊長養成課程	中級現場指揮課程	上級現場指揮課程	機械課	はしご車等技能者養成課程	特殊災害課	火災調査課	火災調査指導者育成コース	査察実務課	予防火技術者資格研修	予防火スタafferリーダー課程	救急課	特別高度救助課	救助課	事務担当者研修							
5年間総数	2,600	1,511	196	168	-	153	80	26	50	-	57	-	115	21	65	124	10	138	-	-	191	41	76	-	1,089	-	571	518	
平成29年度	555	259	14	46	-	20	6	2	16	-	31	-	34	-	-	34	-	27	-	-	14	15	-	-	296	-	157	139	
平成30年度	534	280	21	35	-	24	25	4	19	-	-	-	21	-	33	27	-	24	-	-	22	-	25	-	254	-	122	132	
令和元年度	562	292	48	30	-	29	14	4	15	-	26	-	26	-	-	-	-	10	24	-	-	48	-	18	-	270	-	173	97
令和2年度	449	355	64	26	-	36	17	-	-	-	-	-	34	-	32	30	-	32	-	-	58	26	-	-	94	-	-	94	
令和3年度	500	325	49	31	-	44	18	16	-	-	-	-	-	21	-	33	-	31	-	-	49	-	33	-	175	-	119	56	

注1:令和3年度の安全衛生管理教育リーダー課程はコロナ感染拡大により中止。

注2:令和3年度の消防団基礎教育はコロナ感染拡大により中止。

32 市民研修実績

年度	総数	資格講習		防災要員研修	災害奉仕隊研修	自衛消防隊研修	防災体験学習等	い(安全・安心の体験)	地震体験(ゆれるん)	土砂災害VR体験	その他の講習会等
		自衛消防業務新規講習	防(再設備技能講習含む)								
5年間総数	89,194	1,935	2,513	45	461	1,140	6,218	40,660	30,804	5,177	241
平成29年度	26,232	431	525	14	101	399	1,257	15,075	8,325	-	105
平成30年度	25,291	420	512	17	103	424	995	14,840	7,913	-	67
令和元年度	20,224	393	483	14	114	235	1,129	8,020	7,254	2557	25
令和2年度	6,133	314	471	0	43	33	1,078	806	2,408	959	21
令和3年度	11,314	377	522	0	100	49	1,759	1,919	4,904	1661	23

注1:自衛消防業務新規講習、防災設備技能講習は(一財)神戸住環境整備公社(旧(一財)神戸すまいまちづくり公社)が実施している。

注2:平成23年度から、地震体験車「ゆれるん」による地震体験研修(出張講習含む)を実施している。

注3:『その他の講習会等』は、防火教育担当者資格取得関係講習会等の実績となっている。

注4:令和元年度から土砂災害VR体験を実施している。

33 消防音楽隊演奏実績

年度	総数	消防局・署・音楽隊	神戸市外郭団体等	一般・地域団体等	防災福祉コミュニティ	『♥いのちのコンサート』	防火いきいきコンサート	まちかど防火コンサート	市外消防関係
5年間総数	613	122	152	118	55	115	21	13	17
平成29年度	189	43	52	26	13	37	7	4	7
平成30年度	190	36	47	33	18	40	7	4	5
令和元年度	169	28	42	48	16	25	7	2	1
令和2年度	23	7	3	3	3	5	0	0	2
令和3年度	42	8	8	8	5	8	0	3	2

34 市民防災教育実施状況（消防署実施分）

（令和3年度）

	総数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
対象者等（件数）															
自衛消防隊関係	73	-	-	2	3	3	3	16	33	12	1	-	-		
防災福祉コミュニティ 住民等	150	-	-	2	20	9	4	31	27	19	20	18	-		
自治会等住民	19	2	-	-	1	-	1	-	9	4	-	-	2		
その他	146	-	-	4	4	3	2	31	52	23	24	3	-		
参加者（人数）															
児童 （園児・小学生）	7,061	10	-	350	-	-	40	1,492	2,103	1,304	1,717	35	10		
学生（中学生・高校生・ 高専生・大学生）	5,323	-	-	23	989	-	126	606	2,990	181	408	-	-		
住 民	5,357	31	-	21	77	49	129	1,385	1,442	797	1,094	301	31		
企業・従業員等	2,068	-	-	74	54	57	35	366	880	508	82	12	-		
その他	1,685	-	-	35	20	9	-	383	742	228	172	96	-		
地震体験車利用者	190	-	-	-	-	-	-	-	40	150	-	-	-		
実施内容（件数）															
一般講習会	47	2	-	2	12	-	-	22	4	1	-	3	1		
訓練等	{	消 火	188	1	-	5	21	2	6	44	54	27	19	8	1
		避 難	123	-	-	2	2	2	4	42	39	18	11	3	-
		通 報	75	-	-	3	2	1	3	16	27	15	6	2	-
		講 話	67	-	-	1	4	1	-	27	15	13	5	1	-
		救 出	51	-	-	1	18	-	-	5	11	9	5	2	-
懇談・座談会	4	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	2	-		
見 学 会	44	-	-	-	-	-	-	10	29	4	1	-	-		
映 画	{	防 火	12	-	-	-	-	-	-	4	7	0	1	-	
		震 災	3	-	-	-	-	-	-	1	-	2	-	-	
講演会	{	防 火	7	-	-	-	-	-	2	-	5	0	-	-	
		震 災	6	-	-	-	-	-	-	1	1	-	4	-	-
その他	147	1	-	1	19	9	6	23	31	26	19	11	1		
耐震性防火水槽 関係訓練	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-		

35 市民救命士講習実施状況

年度	市民救命士講習						救急 インストラクター 講習	合 計	備 考
	普 通 救 命 コ ー ス Ⅰ	普 通 救 命 コ ー ス Ⅱ	心 蘇 生	肺 法	ケ ガ の 当 手	小 児 上			
総 数	375,799	214,138	75,124	16,341	15,290	7,492	704,184		
平成 5 年度	-	9,080	-	-	-	400	9,480	市民救命士養成事業開始	
6 年度	-	10,212	-	-	-	415	10,627		
7 年度	-	15,304	1,846	-	587	294	18,031	ケガの手当法, 上級市民救命士 (現上級) コース新設	
8 年度	-	15,701	3,478	-	826	141	20,146		
9 年度	-	16,093	3,708	-	699	160	20,660		
10 年度	-	14,540	3,433	-	546	184	18,703		
11 年度	-	16,163	2,988	-	601	176	19,928	10万人達成(平成11年6月)	
12 年度	-	15,254	3,632	-	520	230	19,636		
13 年度	-	15,189	4,081	-	611	225	20,106	15万人達成(平成13年12月)	
14 年度	-	21,537	3,727	-	873	211	26,348		
15 年度	-	24,731	3,795	435	730	292	29,983	小児コース新設, 20万人達成(平成15年11月)	
16 年度	-	22,196	3,563	522	694	190	27,165		
17 年度	7,170	18,138	3,923	504	682	128	30,545	普通救命コースⅠ・Ⅱ (AEDを用いた応急手当) 新設	
18 年度	26,848	-	2,802	635	864	231	31,380		
19 年度	26,610	-	2,645	225	536	218	30,234	30万人達成(平成19年3月)	
20 年度	30,052	-	2,177	708	472	225	33,634		
21 年度	25,223	-	3,014	841	642	419	30,139		
22 年度	28,072	-	2,879	804	777	538	33,070	40万人達成(平成22年7月)	
23 年度	26,502	-	3,088	598	667	454	31,309		
24 年度	26,837	-	2,724	682	630	417	31,290		
25 年度	26,948	-	2,658	1,786	438	240	32,070	50万人達成(平成25年7月)	
26 年度	27,309	-	2,520	1,273	408	297	31,807		
27 年度	25,773	-	2,432	1,148	485	237	30,075		
28 年度	23,595	-	2,704	1,118	416	293	28,126	60万人達成(平成28年8月)	
29 年度	21,975	-	2,559	1,373	387	234	26,528		
30 年度	23,944	-	1,841	1,460	405	223	27,873		
令和 元年度	18,743	-	1,711	1,324	316	170	22,264		
2 年度	3,666	-	572	385	215	124	4,962		
3 年度	6,532	-	624	520	263	126	8,065		

注：平成17年度からの「普通救命Ⅰ・Ⅱ」、「小児」、「上級」、「救急インストラクター講習」はAED講習を含む。

神戸消防の動き（令和4年版消防白書）

編集・発行 令和4年11月

神戸市消防局総務部総務課

〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号

TEL (078)333-0119 (代)
